

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月27日

【計算期間】 第19期（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

【ファンド名】 日興グローバル・ファンズ
（Nikko Global Funds）

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
（SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.）

【代表者の役職氏名】 取締役 濱 理 貴

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番
（2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

【提出書類】	募集事項等記載書面	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年4月27日	
【発行者名】	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・ カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	
【代表者の役職氏名】	取締役 濱 理 貴	
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大 西 信 治	
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業	
【届出の対象とした募集（売出） 外国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	日興グローバル・ファンズ (Nikko Global Funds)	
【届出の対象とした募集（売出） 外国投資信託受益証券の金額】	日本大型株式ファンド	1兆円を上限とする。
	日本小型株式ファンド	1兆円を上限とする。
	グローバル株式ファンド	1兆円を上限とする。
	エマージング株式ファンド	1兆円を上限とする。
	グローバル債券ファンド	1兆円を上限とする。
	ハイイールド債券ファンド	1兆円を上限とする。
	オルタナティブ・ファンド	1兆円を上限とする。
	不動産（REIT）ファンド	1兆円を上限とする。
	コモディティ・ファンド	1兆円を上限とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。	

（注1）金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされる。

（注2）日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということがある。）とは毎年11月1日に始まり翌年の10月31日に終わる1年を指す。

【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日興グローバル・ファンズ

(Nikko Global Funds)

(注)日興グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)は、2026年4月27日現在、日本大型株式ファンド(Japan Large Cap Equity Fund)、日本小型株式ファンド(Japan Small Cap Equity Fund)、グローバル株式ファンド(Global Equity Fund)、エマージング株式ファンド(Emerging Equity Fund)、グローバル債券ファンド(Global Bond Fund)、ハイイールド債券ファンド(High Yield Bond Fund)、オルタナティブ・ファンド(Alternative Fund)、不動産(REIT)ファンド(Real Estate(REIT) Fund)およびコモディティ・ファンド(Commodity Fund)(以下、それぞれを「サブ・ファンド」という。)の9本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンドである。なお、アンブレラとは、その下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、各サブ・ファンドの受益証券は同一種類である。(以下、個別に、または総称して「受益証券」または「ファンド証券」という。)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は追加型である。

（３）【発行(売出)価額の総額】

日本大型株式ファンド	1兆円を上限とする。
日本小型株式ファンド	1兆円を上限とする。
グローバル株式ファンド	1兆円を上限とする。
エマージング株式ファンド	1兆円を上限とする。
グローバル債券ファンド	1兆円を上限とする。
ハイイールド債券ファンド	1兆円を上限とする。
オルタナティブ・ファンド	1兆円を上限とする。
不動産(REIT)ファンド	1兆円を上限とする。
コモディティ・ファンド	1兆円を上限とする。

(注1)ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

(注2)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行(売出)価格】

各サブ・ファンドの受益証券について、管理事務代行会社により算出される当該発行日における受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」という)。

(注1)「発行日」とは、各営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。

「営業日」とは、土曜日、日曜日および12月24日を除くルクセンブルグおよびスイス(ジュネーブ)における銀行が営業している日で、かつ日本において金融商品取引業者が営業している日、または各サブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。

(注2)サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は通常10,000口当たりで公表される。

(注3)受益証券1口当たりの発行価格については、下記(8)申込取扱場所に問い合わせること。

（５）【申込手数料】

日本国内における取得申込みに関して、販売会社は、日興ファンドラップにおける取扱いについては申込手数料を徴収しないが、別途、日興ファンドラップにおけるサービスの対価としての手数料を徴収することがある。

上記によらない場合は、管理会社と販売会社(以下に定義される。)が別途合意した申込手数料が前記「(4)発行(売出)価格」に記載された、発行価格に加算されることがある。かかる手数料の詳細については、S M B C日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社(以下に定義される。)の本支店等まで問い合わせのこと。

(6)【申込単位】

受益証券は、日興ファンドラップにおいて申し込む場合は、受益証券の金額または口数で申し込むことができ、受益証券の申込単位は、1円以上1円単位または1口以上1口単位とする。1口未満の受益証券は発行されないものとする。また、金額による申込みに関し、管理事務代行会社により計算され、発行される受益証券の口数に端数が生じた場合、当該口数は切り上げるものとする。

上記によらない場合は、受益証券の申込単位は、管理会社と販売会社が別途合意したところに従い、通常、口数での申込みとする。かかる申込単位の詳細については、S M B C日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社(以下に定義される。)の本支店等まで問い合わせのこと。

(注)管理会社および販売会社が契約により別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

(7)【申込期間】

2026年4月28日(火曜日)から2027年4月27日(火曜日)まで

(注1)日本における申込受付時間は、原則として、販売会社の日本における営業日(以下「日本における営業日」という。)の午後4時までとする。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。

(注2)受益証券は、米国の居住者もしくは法人またはケイマン諸島の居住者もしくはケイマン諸島に住所地を有する者(ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除く。)に該当しない者に限り、申込みを行うことができる(本書別紙「定義」「適格投資家」参照)。

(8)【申込取扱場所】

S M B C日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111(受付時間：日本における営業日の8:40~17:10)

(以下「S M B C日興証券」または「販売会社」という。)

(注)上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(9)【払込期日】

投資者は、受益証券の取得申込注文の成立を販売会社が確認した日(以下「日本における約定日」という。)から起算して日本における4営業日目に申込金額および申込手数料(もしあれば)を販売取扱会社に支払うものとする。日本における各約定日に関する申込金額の総額は、販売会社によって、最終的に保管会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のサブ・ファンド口座に、適用される発行日の後4営業日目の日(以下「払込期日」という。)までに円貨で払い込まれる。

(10)【払込取扱場所】

前記(8)申込取扱場所に同じ。

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はない。

(ロ) 引受等の概要

S M B C日興証券は、管理会社との間で、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する2016年7月8日付の修正および再録受益証券販売・買戻契約（改正済）を締結している。

販売会社は、直接または他の販売・買戻し取扱会社（以下「販売取扱会社」という。なお、販売会社が直接日本の受益者に販売する場合には、販売会社も含むものとする。）を通じて間接的に受けたファンド証券の販売・買戻・転換請求の管理事務代行会社への取次ぎを行う場合がある。

（注）販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻請求を販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

管理会社は、S M B C日興証券をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社等に送付する等の業務を行う会社をいう。

(ハ) 申込みの方法

受益証券の取得申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額および申込手数料は、日本円で支払われる。

申込金額は、販売会社により取得申込みについては各払込期日までに最終的に保管会社に日本円で払い込まれる。

(ニ) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は現在行われておらず、また米国においても受益証券の販売は行われていない。

信託証書の一方当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）の規制を受けているが、ファンドは、ルクセンブルグの投資信託ではなく、ルクセンブルグの法律に服しておらず、ルクセンブルグ大公国におけるまたはルクセンブルグ大公国からの販売のための登録を行っていない。ファンドおよびサブ・ファンドは、ルクセンブルグ大公国の監督官庁による認可を受けておらず、ルクセンブルグ当局の監督に服していない。ファンドの受益証券は、欧州連合に所在するいかなるタイプの投資家に対しても販売されない。ルクセンブルグ大公国の監督官庁を通じて行われる規制された投資信託の投資者の保護は、サブ・ファンドの投資者には提供されない。

ファンド証券は証券取引所に上場される予定はなく、ファンド証券のための公開市場の存在は予定されていない。

【有価証券報告書】

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額

アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。ファンドは、存続期間を149年として2006年9月20日にケイマン諸島で設立された。ファンドの各シリーズ・ユニット・トラスト（以下、各々を「サブ・ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間でそれぞれ締結された2017年4月20日付で修正および再録された2006年9月20日付基本信託証書（随時、修正および追補される。）（以下、「基本信託証書」という。）ならびにその関連する2006年9月20日付追補信託証書（2008年3月25日付追補済）および2019年7月22日付追補信託証書（以下、各々を「追補信託証書」といい、基本信託証書と併せて「信託証書」という。）に基づいて設定されている。

2026年4月27日現在、以下の9本のサブ・ファンドがファンドのサブ・ファンドであり、各サブ・ファンドが日本において販売される。

日本大型株式ファンド（Japan Large Cap Equity Fund）、
日本小型株式ファンド（Japan Small Cap Equity Fund）、
グローバル株式ファンド（Global Equity Fund）、
エマージング株式ファンド（Emerging Equity Fund）、
グローバル債券ファンド（Global Bond Fund）、
ハイイールド債券ファンド（High Yield Bond Fund）、
オルタナティブ・ファンド（Alternative Fund）、
不動産（REIT）ファンド（Real Estate（REIT）Fund）および
コモディティ・ファンド（Commodity Fund）

すべてのサブ・ファンドの受益証券の基準通貨は、日本円とする。

各サブ・ファンドの信託財産を形成する資産は、サブ・ファンド毎に分別して管理され、各サブ・ファンドに帰属する負債は、他のサブ・ファンドの負債と分離されている。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足する関係する信託証書に定める規定の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。（a）本書に定める規定と（b）将来規定される信託証書および当該追補信託証書に定める規定との間に不一致がある場合は、後者の規定が優先する。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、ファンドの独立した信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

サブ・ファンドのうち、日本大型株式ファンド、日本小型株式ファンド、グローバル株式ファンド、エマージング株式ファンド、グローバル債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、オルタナティブ・ファンド、不動産（REIT）ファンドおよびコモディティ・ファンドの投資目的は、分散投資運用により、長期にわたり投資元本の最適な成長を達成することである。

各サブ・ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。各サブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産をサブ・ファンド毎に設立された各トレーディング・カンパニー（以下「トレーディング・カンパニー」という。）を通じて投資する。各トレーディング・カンパ

ニーは、当該サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、また、トレーディング・カンパニーの投資証券は当該サブ・ファンドの主要な資産(唯一の資産となる場合もある。)となる。

サブ・ファンドについて、信託金の限度額には、特に定めがない。

b. ファンドの基本的性格

ファンドは、基本信託証書およびサブ・ファンド信託証書に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

各受益証券は、サブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。

サブ・ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社がサブ・ファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でサブ・ファンドの投資運用についてすべての責任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委任している。投資運用会社は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、サブ・ファンドに関してそれぞれの信託財産に含まれる資産を運用し、取得し、購入し、売却する投資対象を決定すると共に、受託会社または受託会社の代理人が行うその他の取引を決定する責任を負う。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。更に、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当し、サブ・ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、ファンド証券の受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑化する責任を負う。

サブ・ファンドは、関係する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2006年9月20日から149年後に終了する予定である。

すべてのサブ・ファンドの純資産総額の合計が15億円または管理会社と受託会社が販売会社と協議の上決定する額のいずれかを下回った場合等に、終了することができる。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、それぞれに独立したファンドの信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

各受益証券は、関係するサブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。受益証券は、受託会社または管理会社の債務ではなく、保証もされていない。各サブ・ファンドの投資収益は、当該サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の上昇または下落(場合による。)および当該サブ・ファンドの資産の運用成績のみに依拠する。各サブ・ファンドが清算される場合に、各受益証券に関して受益者に対して支払われる金額は、受益証券1口当たり純資産価格と同額である。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関して、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を随時指定し、発行するとともに、以下の方法などを含めて、各クラスまたはシリーズをその他のクラスまたはシリーズと差別化する権限を有するものとする。

- () 各クラスまたはシリーズの受益証券が関係するサブ・ファンドの信託財産の資産および債務に参加する方法および各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法。
- () 受託会社および/または管理会社が任命したサービス提供者に支払うべき報酬(運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻手数料等を含むが、これらに限定されない。)を、各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し請求する方法。
- () 為替ヘッジに起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法。
- () 当該サブ・ファンドに関するその他資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法。

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができるが、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。

日本における受益者は、販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日の受益証券1口当たり純資産価格とする。

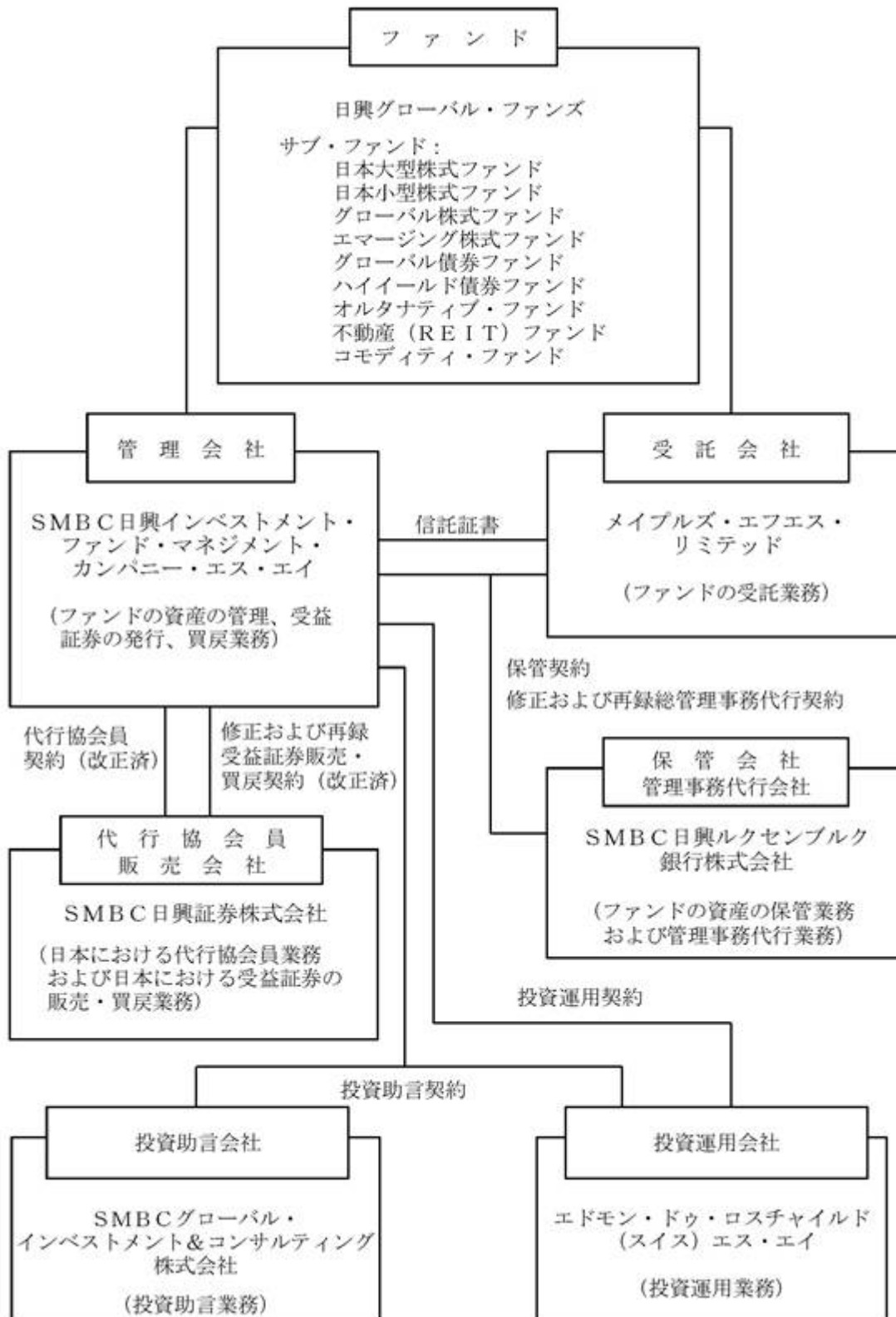
ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの改正された2013年7月12日の法律(以下「2013年法」という。)第1条第41項およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(随時改正される。)(以下「AIFMD」という。)に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合加盟国でファンドの販売活動は行われない。

(2) 【ファンドの沿革】

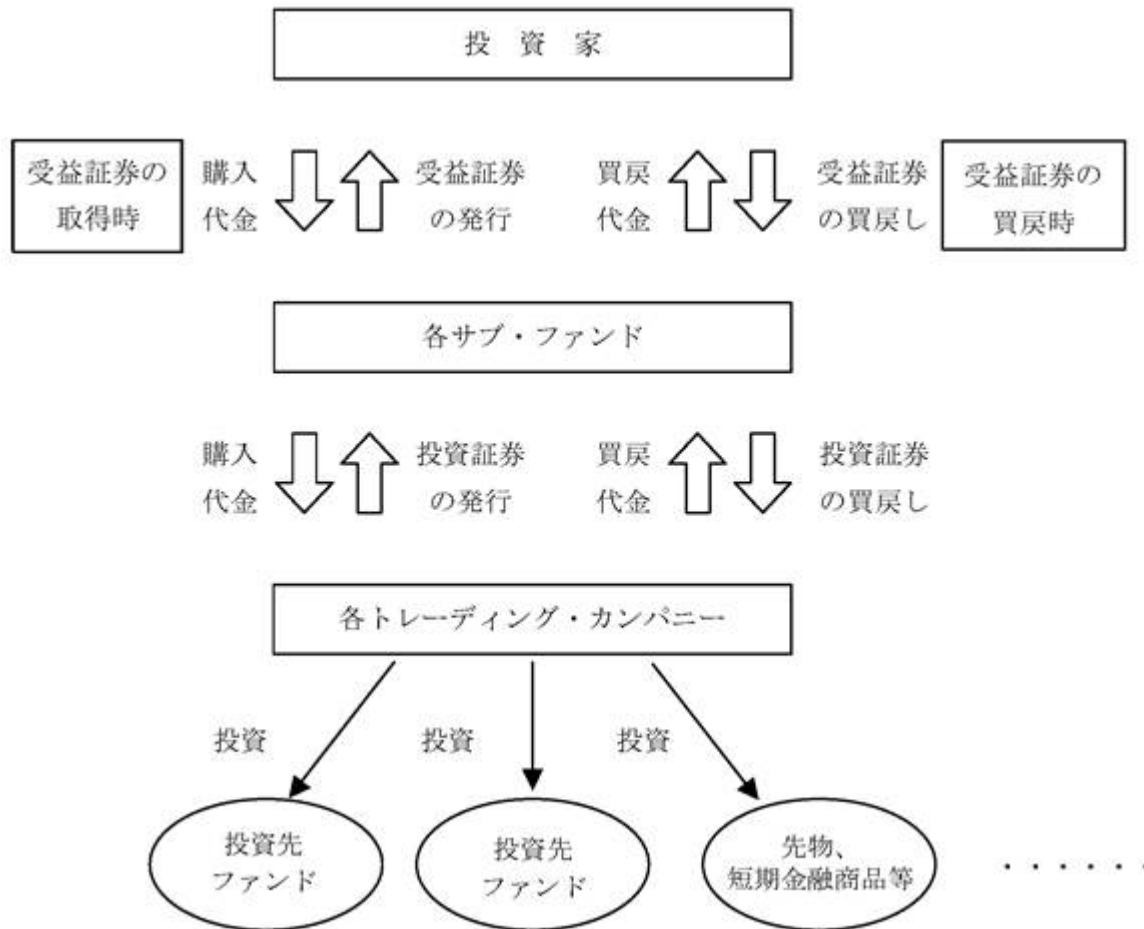
1992年2月27日	管理会社設立
2006年9月20日	2006年9月20日付基本信託証書および追補信託証書締結
2006年10月16日	サブ・ファンドの募集開始
2006年11月20日	サブ・ファンドの運用開始(設定日)
2008年3月25日	信託証書の追補証書締結
2013年4月26日	追補信託証書締結
2015年6月15日	追補信託証書締結
2017年4月20日	修正および再録基本信託証書締結
2019年7月22日	追補信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



（注）各サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	信託証書（2017年4月20日付で修正および再録された2006年9月20日付基本信託証書ならびに2006年9月20日付追補信託証書（2008年3月25日付追補済）および2019年7月22日付追補信託証書をいう。）を受託会社との間で締結。管理会社はサブ・ファンドの資産の管理、受益証券の発行、買戻業務を行う。
メイプルズ・エフエス・リミテッド (MaplesFS Limited)	受託会社	信託証書（2017年4月20日付で修正および再録された2006年9月20日付基本信託証書ならびに2006年9月20日付追補信託証書（2008年3月25日付追補済）および2019年7月22日付追補信託証書をいう。）を管理会社との間で締結。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を行う。
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務代行会社	2006年9月20日付で受託会社および管理会社との間で保管契約（注1）を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 2015年7月15日付で管理会社および受託会社との間で総管理事務代行契約（2024年6月7日付で修正および再録済）（注2）を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。

S M B C日興証券株式会社	代行協会員 販売会社	2006年9月28日付で管理会社との間で代行協会員契約（改正済）（注3）を締結。日本において代行協会員業務を行う。 2016年7月8日付で管理会社との間で修正および再録受益証券販売・買戻契約（改正済）（注4）を締結。日本において販売・買戻業務を行う。
エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（スイス）エス・エイ （Edmond de Rothschild (Suisse) S.A.）	投資運用会社	2018年4月26日付で管理会社とエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（スイス）エス・エイ（以下「旧投資運用会社」という。）が投資運用契約（注5）を締結（合併により、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（スイス）エス・エイは、旧投資運用会社から当該契約上の地位を承継した。以下同じ。）。投資運用業務を提供する。
S M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社	投資助言会社	2018年4月26日付で管理会社および旧投資運用会社との間で投資助言契約（注6）を締結（合併により、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド（スイス）エス・エイは、旧投資運用会社から当該契約上の地位を承継した。以下同じ。）。投資助言業務を提供する。

（注1）保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

（注2）総管理事務代行契約とは、管理会社とその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。

（注3）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

（注5）投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。

（注6）投資助言契約とは、管理会社及び投資運用会社によって選任された投資助言会社が、投資助言業務を提供することを約する契約である。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、1992年2月27日に、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（随時改正される。）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2017年5月29日付公正証書によって修正され、2017年6月14日にルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンを通じて公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

管理会社は、AIFMDに基づきオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）として認可を受けている。

() 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託（以下「UCI」という。）（UCIに関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（随時改正される。）（以下「2010年法」という。）第125-2条に規定された）を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

() 資本金の額

2026年2月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約10億112万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,676円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算額は便宜上、2026年2月27日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝183.82円）による。以下、ユーロの円金額表示は別段の記載がない限り、すべてこれによる。

() 会社の沿革

1992年2月27日設立。

() 大株主の状況

（2026年2月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号	272,311株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）により規制される。

準拠法の内容

(イ) ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。更に、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が、登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免除信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することが推奨されている。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(ロ) ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

(ハ) ミューチュアル・ファンド規則

ミューチュアル・ファンド規則は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)への投資信託免許の申請を義務付けている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件(証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況(もしあれば)を含む。)、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの停止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務付けている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務付けている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社(またはプライムブローカー)を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の業務提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域もしくはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他の業務提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成の上、CIMAに提出し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の英文目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。募集が継続している場合で、CIMAに提出された募集書類の情報を重大な変更があった場合には、変更後の募集書類を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、英文目論見書の内容や形式を指示しないものの、時宜を得て募集書類の内容について規則または方針を発表する。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- () 弁済期に債務を履行できないか、または履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法(改正済)(以下「金融庁法」という。)
 - マネー・ロンダリング防止規則(改正済)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)
 - 免許条件

ファンドの監査人は、デロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピー(Deloitte & Touche LLP)である。ファンドの会計書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成される。

ファンドは、翌年4月30日までには前年10月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a) ファンド資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b) 受託会社もしくは管理会社はその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務または投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合速やかに、(a) 当該事実を受託会社に書面で報告し、(b) 当該報告書の写しおよび報告に適用ある状況の説明をCIMAに提出し、その報告書またはその適切な要約を、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載しなければならない。

管理事務代行会社は、(a) ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b) ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上可能な限り速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むファンドの名称

- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産総額
- (c) 前報告期間からの純資産総額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産総額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社を変更しようとするときは、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

(口) 受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了する。10月31日が営業日でない場合、10月の最終純資産価格が監査済年次報告書の作成に使用される。ミューチュアル・ファンド規則により受益者への送付が要求される、ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されたサブ・ファンドの監査済財務書類を含む年次報告書の写しは、受益者に対してかかる決算日後6か月以内に送付される。未監査の半期報告書も、関連する期間の終了後3か月以内に作成され受益者に送付される。4月30日が営業日でない場合、4月の最終純資産価格が未監査半期報告書の作成に使用される。

さらに、年次報告書および財務書類の写しならびに信託証書の写しは、受託会社、管理会社および管理事務代行会社の事務所にて入手可能である。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとする。受益者の権利については、英文目論見書および基本信託証書に記載されている。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本において1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合には、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書(全体版)および交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ)日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法によりサブ・ファンドの代行協会員であるS M B C日興証券のホームページにおいて提供される。

(6)【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、一定の事項および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制されたミューチュアル・ファンドとして、CIMAは、いつでも受託会社に、サブ・ファンドの財務書類を監査し、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にサブ・ファンドの清算を申し立てることができる。

ただし、CIMAが一定の状況下においてファンドまたはサブ・ファンドの活動を調査する権限を有しているものの、ファンドは、その投資活動またはサブ・ファンドのポートフォリオの組成に関して、CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点について意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制されたミューチュアル・ファンドが、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、サブ・ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限(その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法(改正済)ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。か

かる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社
または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的と投資方針

日本大型株式ファンド、日本小型株式ファンド、グローバル株式ファンド、エマージング株式ファンド、グローバル債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、オルタナティブ・ファンド、不動産（REIT）ファンドおよびコモディティ・ファンドの投資目的は、分散投資運用により、長期にわたり投資元本の最適な成長を達成することである。

各サブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を各トレーディング・カンパニーを通じて投資する。トレーディング・カンパニーは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、また、トレーディング・カンパニーの投資証券は当該サブ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）となる。

トレーディング・カンパニー

受託会社は、各サブ・ファンドの受託者としての資格において受託会社が全額出資する投資法人として、各サブ・ファンドごとに以下のトレーディング・カンパニーを設立している。各サブ・ファンドのすべての投資資産はかかるトレーディング・カンパニーが保有し、これを通じて取引される。

日本大型株式ファンド：	NGF-JLCE	トレーディング・リミテッド
日本小型株式ファンド：	NGF-JSCE	トレーディング・リミテッド
グローバル株式ファンド：	NGF-GE	トレーディング・リミテッド
エマージング株式ファンド：	NGF-EE	トレーディング・リミテッド
グローバル債券ファンド：	NGF-GB	トレーディング・リミテッド
ハイイールド債券ファンド：	NGF-HYB	トレーディング・リミテッド
オルタナティブ・ファンド：	NGF-ALTERNATIVE	トレーディング・リミテッド
不動産（REIT）ファンド：	NGF-REAL ESTATE（REIT）	トレーディング・リミテッド
コモディティ・ファンド	NGF-COMMODITY	トレーディング・リミテッド

投資運用会社は、別途締結される投資運用契約に基づいて、各トレーディング・カンパニーが保有する投資資産の運用に責任を負う各トレーディング・カンパニーの投資運用者として選任されている。各トレーディング・カンパニーの投資資産は、本書に記載された投資目的および投資制限に従って運用され、本書に記載されたものと同様のリスク要因に服する。

各トレーディング・カンパニーの投資証券は、サブ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある）を形成する。サブ・ファンドの受益証券が購入された場合、受託会社は、それに相当する額のトレーディング・カンパニーの投資証券を購入する。サブ・ファンドの受益証券が買い戻された場合、受託会社は、サブ・ファンドの受託者の資格で、それに相当する額のトレーディング・カンパニーの投資証券を買戻す。したがって、トレーディング・カンパニーの投資証券の価格評価、発行および買戻しの時期は、サブ・ファンドの受益証券の評価、発行および買戻しの時期と一致するように企図されている。トレーディング・カンパニーの投資証券の当初最低購入価格は1円である。トレーディング・カンパニーの投資証券の基準通貨は日本円である。

トレーディング・カンパニーの取締役は、受託会社と各トレーディング・カンパニーの間の契約に基づいて、受託会社により、かつ受託会社から選任される。

各トレーディング・カンパニーは、日本証券業協会の定める規則により外国投資法人として扱われるために、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして登録の申請を行った。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、毎年CIMAに所定の報告および監査済み会計書類を提出することが含まれる。しかし、一旦登録されると、各トレーディング・カンパニーは、投資活動または

ポートフォリオの構築についてCIMAその他ケイマン諸島のいかなる当局の監督にも服さない。ただし、CIMAは、一定の状況下においては各トレーディング・カンパニーの活動を調査する権限を有している。CIMAその他ケイマン諸島のいかなる当局も、本書の条項または実体に対して評価を下し、または承認していない。ケイマン諸島の投資者に利用可能な投資報酬スキームは存在しない。各トレーディング・カンパニーは、規制ミューチュアル・ファンドとして、CIMAの監督に服する。CIMAはいつでも、指定した期間内において、規制ミューチュアル・ファンドに対して、会計書類の監査を行い、CIMAに提出するよう指示することができる。かかるCIMAの要請に従わなかった場合、規制ミューチュアル・ファンドの取締役は相当額の罰金が課されることがあり、また、CIMAが裁判所に対して、当該規制ミューチュアル・ファンドの清算を申請することもある。規制ミューチュアル・ファンドが、期限が到来した債務を履行することができずもしくはできない見込みが高い、または、投資者もしくは債権者を害する方法で事業を継続しもしくは継続しようと試み、もしくは自ら清算すると判断した場合、CIMAは一定の措置を講じることができる。ほかのCIMAの権限としては、取締役の交替の要請、行為の適切性について規制ミューチュアル・ファンドに助言する者を選任し、または規制ミューチュアル・ファンドの支配権を承継する者を選任すること等が含まれる。CIMAには、その他の措置について裁判所の承認を得ることができること等、他の救済措置も存在する。

ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番に所在するS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、(i) 別途締結される総管理事務代行契約に基づき、各トレーディング・カンパニーの管理事務代行会社、および() 別途締結される保管契約の条項に基づき各トレーディング・カンパニーの保管会社を選任されている。サブ・ファンドと各トレーディング・カンパニー間の費用に関する契約に基づき、各トレーディング・カンパニーに関する一定の報酬および費用はサブ・ファンド・レベルで計上される。

各トレーディング・カンパニーの監査人は、デロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピー (Deloitte & Touche LLP) である。

投資目的および方針の変更

サブ・ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更を行う場合、当該事項を英文目論見書および/または関連する付属書に盛り込み、当該重大な変更の効力が発生する前に、関係するサブ・ファンドの受益者に対し通知されるものとする。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該受益証券の買戻しを行うことができる。

（２）【投資対象】

各トレーディング・カンパニーの投資対象は、次のとおりである。

日本大型株式ファンド：NGF-JLCE トレーディング・リミテッド

日本大型株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-JLCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JLCEトレーディング」という。）は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、日本に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の発行する日本の金融商品取引所に上場されているかまたは日本の規制された市場で取引されている株式に主として投資することである。NGF-JLCEトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-JLCEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

付随的に、NGF-JLCEトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・ 短期金融商品
- ・ 株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業または業種の分散に関する制限または制約はない。

NGF-JLCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-JLCEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-JLCEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-JLCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。

NGF-JLCEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

日本小型株式ファンド：NGF-JSCE トレーディング・リミテッド

日本小型株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-JSCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JSCEトレーディング」という。）は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、日本に登記上の事務所を置く中小企業の発行する日本の金融商品取引所に上場されているかまたは日本の規制された市場で取引されている株式に主として投資することである。NGF-JSCEトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-JSCEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

付随的に、NGF-JSCEトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・ 短期金融商品

- ・ 株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業または業種の分散に関する制限または制約はない。

NGF-JSCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-JSCEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-JSCEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-JSCEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。

NGF-JSCEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

グローバル株式ファンド：NGF-GEトレーディング・リミテッド

グローバル株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-GEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GEトレーディング」という。）は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、北米、欧州またはアジア太平洋諸国に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の発行する北米、欧州またはアジア太平洋諸国の証券取引所に上場されているかまたは北米、欧州またはアジア太平洋諸国の規制された市場で取引されている株式に主として投資することである。NGF-GEトレーディングは、UCITSファンド（上場投資信託（「ETF」）およびその他の上場ファンドを含む。）への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド（上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。）に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-GEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

付随的に、NGF-GEトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・ 短期金融商品
- ・ 株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業、業種、地理的分散または通貨について、制限または制約はない。

NGF-GEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-GEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

為替ヘッジのため、NGF-GEトレーディングは、投資家に為替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することが投資家に要される。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-GEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-GEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。

NGF-GEトレーディング・リミテッドはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

エマージング株式ファンド：NGF-EEトレーディング・リミテッド

エマージング株式ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-EEトレーディング・リミテッド(以下「NGF-EEトレーディング」という。)は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、新興国に登記上の事務所を置く大企業および中小企業の発行する新興国の証券取引所に上場されているかまたは新興国の規制された市場で取引されている株式に投資することである。NGF-EEトレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」)およびその他の上場ファンドを含む。)への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-EEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

付随的に、NGF-EEトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・ 短期金融商品
- ・ 株価インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・ 上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

投資のスタイル、産業、業種、地理的分散または通貨について、制限または制約はない。

NGF-EEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-EEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

為替ヘッジのため、NGF-EEトレーディングは、投資家にとり替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することが投資家に要される。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-EEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-EEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。

NGF-EEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

グローバル債券ファンド：NGF-GBトレーディング・リミテッド

グローバル債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-GBトレーディング・リミテッド(以下「NGF-GBトレーディング」という。)は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、世界規模で幅広い投資適格債券に投資することである。かかる債券の形態は、主として、普通債、変動利付債、またはインフレ指数もしくはその他のインデックスもしくは証券に連動する証券である。また、かかる金融商品は、国、準公的機関、政府機関または会社により発行されることがあり、証券取引所に上場され、もしくは規制された市場で取引されることがある。NGF-GBトレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」))

およびその他の上場ファンドを含む。)への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-GBトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

付随的に、NGF-GBトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・短期金融商品
- ・債券インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託
- ・非投資適格債(資産の20%を上限とする。)

NGF-GBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-GBトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

為替ヘッジのため、NGF-GBトレーディングは、投資家にとり替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することが投資家に要される。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-GBトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-GBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。

NGF-GBトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

ハイイールド債券ファンド：NGF-HYB トレーディング・リミテッド

ハイイールド債券ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-HYBトレーディング・リミテッド(以下「NGF-HYBトレーディング」という。)は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託の投資方針は、主として、世界規模で幅広い債券に投資することである。かかる債券の形態は、主として、社債、政府債、仕組債、変動利付債、普通債、転換社債、ローン、資産担保証券、クレジット・デフォルト・スワップ、または他のインデックス、もしくは金融商品を指標化した証券である。かかる金融商品は、証券取引所に上場されているかまたは規制された市場で取引されることがある。NGF-HYBトレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」)およびその他の上場ファンドを含む。)への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-HYBトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

付随的に、NGF-HYBトレーディングの純資産を下記に投資することができる。

- ・短期金融商品
- ・債券インデックスのパフォーマンスに連動する金融商品
- ・上記の証券に投資することを投資方針とし、または上記の証券でポートフォリオが構成されるクローズド・エンド型投資信託

NGF-HYBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-HYBトレーディングは、組入証券の価格変動リスク

のヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

為替ヘッジのため、NGF-HYBトレーディングは、投資家には為替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することが投資家に要される。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-HYBトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-HYBトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。

NGF-HYBトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

オルタナティブ・ファンド：NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド

オルタナティブ・ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド(以下「NGF-ALTERNATIVEトレーディング」という。)は、主に、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)の受益証券または投資証券に投資することにより当該目的を達成することを目指す。当該投資信託は絶対的なリターンを達成を目指すUCITSおよびヘッジ・ファンド戦略を有するUCITSを含むがこれらに限られない、オルタナティブ戦略またはターゲット・リターン・プロフィールなど様々な投資戦略を有する。かかるポートフォリオ・ファンドは、株式、債券(ゼロ・クーポン債、インデックス債、転換社債を含む。)、ワラント、かかる証券のオプション、先物・先物取引、商品(コモディティ)、短期金融商品、またはかかる証券もしくはその他の投資ビークルに対して投資を行う投資ビークルの投資証券もしくは受益証券を含むがこれらに限られないあらゆる種類の固定利付もしくは変動利付証券の取引、購入、売却その他の方法による取得、保有、処分、取引を行うことができる。また、かかるポートフォリオ・ファンドは、大規模な証券の空売りを行うこと、高い程度のレバレッジを利用すること、ディストレスト証券および人気銘柄への投資を行うこと、ならびにあらゆる種類の先物、オプションおよび通貨取引を含む金融証券の店頭取引および投機的取引を行うこともできる。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」)およびその他の上場ファンドを含む。)への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-ALTERNATIVEトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

ポートフォリオ・ファンドは、流動性が低い場合がある。

産業、業種もしくは地理的分散または通貨に関する、制限または制約は存在しない。

NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-ALTERNATIVEトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。投資運用会社は、投資運用会社および管理会社との間における議論に基づき適宜改訂される投資運用契約の補足文書に記載されたヘッジ比率を遵守することに合意している。

さらに、NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。

NGF-ALTERNATIVEトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

不動産(REIT)ファンド：NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディング・リミテッド

不動産(REIT)ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディング・リミテッド(以下「NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディング」という。)のポートフォリオは、主として、欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)である不動産関連ファンドに投資する。ポートフォリオ・ファンドは、流動性が低い場合がある。NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディング自体は、不動産への直接の投資は行わない。ポートフォリオは、地理的エクスポージャーおよび物件タイプの点で分散が図られることを目指す。NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」)およびその他の上場ファンドを含む。)への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。

NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

為替ヘッジのため、NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングは、投資家に為替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することが投資家に要される。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。

NGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

コモディティ・ファンド：NGF-COMMODITY トレーディング・リミテッド

コモディティ・ファンドのトレーディング・カンパニーであるNGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド(以下「NGF-COMMODITYトレーディング」という。)は、主として、商品関連セクターの株式や、商品(エネルギー、農産物、工業用金属、貴金属および家畜を含むがこれらに限られない。)またはインフレ連動債への分散投資ならびに/または商品価格の高騰時もしくは物価上昇時に比較的高い運用成績を達成すると予想される流動性の高い資産に対して投資を行うことを投資方針とする欧州委員会指令により規制されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)の受益証券または投資証券に主に投資することによりその投資目的を達成することを目指す。NGF-COMMODITYトレーディングは、UCITSファンド(上場投資信託(「ETF」)およびその他の上場ファンドを含む。)への主な投資に加えて、上記に類似した投資目的を有する非UCITSファンド(上場または非上場の場合があり、非UCITSであるETFを含むことがある。)に投資することができるが、一つの非UCITSファンドへの投資は各々NGF-COMMODITYトレーディングの純資産総額の10パーセントを超えてはならない。NGF-COMMODITYトレー

ディングの投資対象資産には、株式、指数先物、商品先物、商品指数先物およびインフレ連動債が含まれるが、これらに限られない。

NGF-COMMODITYトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用および組入証券の価格変動リスクのヘッジを目的に金融派生商品に投資することができる。NGF-COMMODITYトレーディングは、組入証券の価格変動リスクのヘッジおよびポートフォリオの効率的な運用を目的に差金決済されない為替予約取引に投資することができる。

為替ヘッジのため、NGF-COMMODITYトレーディングは、投資家に為替リスクのダイナミックな管理を提供することを投資方針とする通貨戦略ファンドに投資することができる。したがって、通貨戦略ファンドのパフォーマンスは関係する数種の為替の値動きに関するということを考慮することが投資家に要される。

投資運用会社は、通常の状態においては、NGF-COMMODITYトレーディングのポートフォリオの円貨以外の通貨エクスポージャーを0%から約100%の範囲でヘッジすることが可能と考えている。

さらに、NGF-COMMODITYトレーディングは、ポートフォリオの効率的な運用を目的に、規制された市場で取引される先物契約も締結することができる。

NGF-COMMODITYトレーディングはまた、流動資産を保有することができる。当該資産は、当座預金に預託するか、または日常的に取引され一流の発行体により発行もしくは保証されている短期金融商品の形で維持することができる。

各サブ・ファンドまたは各トレーディング・カンパニーの投資目的が達成されるという保証はなく、投資リターンまたは投資成果は時間の経過により大幅に変動することがある。

投資を行おうとする者は、本書に記載されるリスク要因に留意されたい。

各サブ・ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する投資対象は、以下のとおりである（2026年1月末日現在）。

なお、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に定める外国投資法人については、同法第2条第21項に定める資産運用会社に類する法人を管理会社の名称の欄に記載している。

日本大型株式ファンド

投資対象の名称	VisionFund - Japan Equity Value
運用の基本方針	日本の規制市場に上場されているか、または規制市場で取引されている企業の証券のアクティブ運用ポートフォリオに投資することにより、市場サイクル全般にわたってベンチマーク指数を上回ることを目的とする。
主要な投資対象	純資産の75%以上を、日本の規制市場で上場または取引されている企業の株式および株式関連証券（すなわち、普通株式、優先株式、ワラントおよび新株予約権を含むエクイティ）に対してセクターまたは資本金の制約を設けずに投資する。
管理会社の名称	Edmond de Rothschild Asset Management (France)

投資対象の名称	VisionFund - Japan Equity Systematic
運用の基本方針	クオンツ投資アプローチとアクティブ運用ポートフォリオを通じて、市況にかかわらず、日本の証券市場においてTOPIXをアウトパフォームし、着実なリターンを創出することを目的とする。
主要な投資対象	純資産の75%以上を、企業の株式および株式関連証券（すなわち、普通株式、優先株式、米国預託証券やグローバル預託証券などの預託証券、ワラントおよび新株予約権を含むエクイティ）に投資する。日本で設立された日本の大企業および中小企業、または、主に証券取引所に上場されているか、もしくは日本の規制市場で取引されており、購入時点で時価総額が1兆5,000億円を超える企業に主に投資する。
管理会社の名称	Edmond de Rothschild Asset Management (France)

投資対象の名称	VisionFund - Japan Large Cap Blend
運用の基本方針	主に日本企業の株式に分散投資することにより長期的な資本価値の向上を目指す。
主要な投資対象	純資産の最低3分の2を日本で登録しているか日本国内で事業の大半を展開する企業、または日本で上場または規制された市場で取引されている企業の株式、および/または株式に関連する譲渡可能証券にセクターまたは資本金の制約を設けずに直接または適格投資ファンドを通じて投資する。通常、60～120の企業に投資する。
管理会社の名称	Edmond de Rothschild Asset Management (France)

投資対象の名称	Man Funds plc - Man Japan CoreAlpha Equity Class I JPY Shares
運用の基本方針	投資者の元本を適切かつ長期的に成長させるために高いトータル・リターンを提供することを目的とする。
主要な投資対象	ポートフォリオは株式の選別に重点を置き、通常は十分に分散化されたものとなる。投資運用会社は、東京市場の時価総額上位約300銘柄の中から投資対象株式を選別する。株価純資産倍率（PBR）が低く、配当利回りが高い銘柄を重視し、東証株価指数の構成銘柄である日本の大型資本企業に投資する戦略アプローチをとる。
管理会社の名称	Man Asset Management (Ireland) Limited

日本小型株式ファンド

投資対象の名称	Eastspring Investments - Japan Smaller Companies Fund Class CJ
運用の基本方針	長期的な元本成長の最大化を目指す。
主要な投資対象	日本で設立されたか、日本で上場されたか、主に日本から運用されているか、日本で重要な事業を営んでいるか、日本から相当の収益を得ているか、またはその子会社、関係会社もしくは関連会社が日本から相当の収益を得ている中小企業の株式および株式関連証券に主として投資する。これらの企業は一般に、その時価総額が日本の全上場株式のうち下位3分の1に該当する企業を指す。
管理会社の名称	Eastspring Investments (Luxembourg) S.A.

投資対象の名称	VisionFund - Japan Equity Mid - Small Cap
運用の基本方針	ファンダメンタル・アプローチと人工知能(AI)スクリーニングの併用に基づいて、日本の規制市場で上場または取引されている企業の証券からなるアクティブ運用ポートフォリオに投資することにより、市場サイクル全般にわたってベンチマーク指数をアウトパフォームすることを目的とする。
主要な投資対象	純資産の75%以上を、日本の規制市場で上場または取引されている、購入時点で時価総額が2兆円未満の企業の株式および株式関連証券(すなわち、普通株式、優先株式、預託証券、ワラント(普通株式の新規発行の場合は受動的な新株引受権)および新株予約権を含むエクイティ)に投資する。セクターの制約は設けない。
管理会社の名称	Edmond de Rothschild Asset Management (France)

投資対象の名称	The Independent UCITS Platform - Zennor Japan Fund I JPY Accumulative
運用の基本方針	長期的な元本成長の達成を目的とし、日本に上場し、所在し、かつ日本で事業活動を行う企業に主に投資することにより、日本市場全体に対して超過リターンを創出することを目指す。ベンチマークを参照せず、積極運用される。
主要な投資対象	株式および株式関連商品(普通株式、優先株式、上場投資信託、不動産投資信託、ワラント、転換社債、株式デリバティブおよび株価指数デリバティブを含むがこれらに限定されない。)に投資する。
管理会社の名称	Andbank Asset Management Luxembourg

投資対象の名称	BlackRock Global Funds - Japan Small & MidCap Opportunities Fund 12 JPY
運用の基本方針	環境・社会・ガバナンス（ESG）投資の原則に沿った方法で、トータル・リターンの最大化を追求する。
主要な投資対象	日本に所在するか、主たる経済活動を日本で行う中小企業の株式に総資産の70%以上を投資する。中小企業は、購入時点の時価総額で日本の株式市場の下位30%に該当する企業とみなされる。
管理会社の名称	BlackRock (Luxembourg) S.A.

投資対象の名称	Janus Henderson Horizon Fund - Japanese Smaller Companies Fund Class GU2 JPY ACC
運用の基本方針	長期的な元本成長の提供を目指す。
主要な投資対象	業種を問わず、日本に所在するか、または、収益および/もしくは利益の大部分を日本における事業から得ている小規模企業の株式または株式関連商品に純資産の3分の2以上を投資する。この目的において、時価総額で関連市場の下位25%に該当する企業を小規模企業とみなす。
管理会社の名称	Janus Henderson Investors Europe S.A.

投資対象の名称	Swisscanto (LU) Equity Fund Small & Mid Caps Japan DT
運用の基本方針	日本の中小企業の株式に投資することで、長期的な元本成長と十分なリターンを創出することを目的とする。
主要な投資対象	登記上の事務所が日本にあるか、または主たる事業活動を日本で行う中小企業の株式にファンド資産の80%以上を投資する。投資対象企業の時価総額は当該株式市場全体の時価総額の2%を超えてはならない。投資対象の3分の2以上はESG基準を考慮して系統的に選択される。
管理会社の名称	Swisscanto Asset Management International S.A.

投資対象の名称	M&G (Lux) Investment Funds 1 - M&G (Lux) Japan Smaller Companies Fund JPY Class CI Acc
運用の基本方針	ESG基準を適用しながら、5年間で日本の小型株式市場よりも高いトータル・リターン（元本成長および収益）の提供を目指す。
主要な投資対象	日本で設立されたか、日本に所在するか、または事業の大部分を日本で行う小規模企業の株式および株式関連商品にファンドの純資産価額の80%以上を投資する。小規模企業とは、時価総額ベースで日本の全上場企業の下位半分と定義される。ファンドは通常、60社未満からなるポートフォリオを保有する。
管理会社の名称	M&G Luxembourg S.A.

グローバル株式ファンド

投資対象の名称	VisionFund - US Equity LC Quantcore N USD Acc
運用の基本方針	クオンツ投資アプローチとアクティブ運用ポートフォリオを通じて、市況にかかわらず、S&P 500指数をアウトパフォームし、米国証券市場において着実なリターンを創出することを目的とする。
主要な投資対象	純資産の75%以上を株式に投資する。米国で設立されたか、または主に証券取引所に上場もしくは米国の規制市場で取引されている米国の大型株企業に主に投資する。すべての証券は米ドル建てで発行される。
管理会社の名称	Edmond de Rothschild Asset Management (France)

エマージング株式ファンド

投資対象の名称	Robeco Capital Growth Funds - Robeco QI Emerging Markets Enhanced Index Equities I USD
運用の基本方針	長期的な元本成長の提供を目指すと同時に、一定のESG（環境、社会、コーポレート・ガバナンス）特性を促進し、投資プロセスにサステナビリティ・リスクを統合することで、ベンチマークと比較してより優れたサステナビリティ・プロファイルを目指す。
主要な投資対象	新興国で設立されたか、または主たる経済活動を新興国で行う企業の株式に総資産の3分の2以上を投資する。アクティブ運用され、資産配分目的でベンチマークを使用する。ファンドの投資ユニバースに選定される証券はベンチマークの構成銘柄の場合もあるが、ベンチマーク外の証券が選定される場合もある。
管理会社の名称	Robeco Institutional Asset Management B.V.

投資対象の名称	VisionFund - Emerging Markets Equity N USD
運用の基本方針	新興市場国に所在、上場もしくは登記上の事務所を有するか、または新興市場国で事業の大部分を行う企業が発行する証券からなるアクティブ運用ポートフォリオに投資することで、長期的な元本成長の達成と市場サイクル全体でベンチマーク指数をアウトパフォームすることを目的とする。
主要な投資対象	新興市場国に所在するか、新興市場国で設立されているか、上場されているか、または事業の大部分を行う企業（具体的には、純資産および/または収益の50%以上を新興市場国から得ている企業が当該国で事業の大部分を行う企業とみなされる。）または当該企業関連の株式および株式関連証券（すなわち、取引所および店頭で取引される普通株式および優先株式を含む株式、預託証券、グローバル預託証券、欧州預託証券、クローズド・エンド型不動産投資信託、ワラントおよび予約権）に純資産の70%以上を投資する。
管理会社の名称	Edmond de Rothschild Asset Management (France)

投資対象の名称	Man Funds plc - Man Systematic Emerging Markets Equity Class I USD Shares
運用の基本方針	MSCI Emerging Markets Indexへの投資から得られるリターンを上回る投資リターンを得ることを目的とする。
主要な投資対象	直接的または間接的に（金融派生商品を通して）グローバル新興市場の株式に主に投資する。
管理会社の名称	Man Asset Management (Ireland) Limited

グローバル債券ファンド

投資対象の名称	Natixis International Funds (Lux) I - Loomis Sayles U.S. Core Plus Bond Fund S2/A USD
運用の基本方針	収益と元本成長の組み合わせによる高いトータル・リターンを目的とする。
主要な投資対象	米国の発行体の債券に総資産の3分の2以上を投資する。米国政府とその機関ならびに米国に所在するか、または経済活動の重要部分を米国で行う企業を発行体とする債券および米国で発行された証券化商品を含む。
管理会社の名称	Natixis Investment Managers International

投資対象の名称	MFS Meridian Funds - U.S. Total Return Bond Fund IS1 USD
運用の基本方針	米ドル建てのトータル・リターンを目的とする。
主要な投資対象	米国政府証券、モーゲージバック証券およびその他の証券化商品を含む投資適格米国債券および社債に主に（70%以上）投資する。
管理会社の名称	MFS Investment Management Company (Lux) S.à.r.l

投資対象の名称	BlueBay Funds - BlueBay Investment Grade Euro Government Bond Fund Q - EUR
運用の基本方針	投資適格債券のポートフォリオにESGへの配慮を勘案しながら投資し、アクティブ運用によりベンチマークであるBloomberg Euro Aggregate Treasury Indexを上回るリターンを目指す。
主要な投資対象	長期国債が投資適格である欧州連合内の国および英国に所在する事業体が発行する投資適格債に純資産の3分の2以上を投資する。長期国債が投資適格である欧州連合および英国外の国に所在する事業体が発行する投資適格債に純資産の3分の1までを投資することができる。投資適格未満の債券に純資産の15%までを投資することができる。ただし、当該証券がB-/B3未滿に格付けされていないことを条件とする。純資産の3分の2以上は欧州諸国の通貨建てとなる。
管理会社の名称	BlueBay Funds Management Company S.A.

投資対象の名称	Raymond James Funds - Reams Unconstrained Bond A USD
運用の基本方針	債券市場の全セクターにおいて、リラティブ・バリュー投資の機会を体系的に追及することにより、リスク調整後のトータル・リターンを最大化することを目的とする。
主要な投資対象	資産の51%以上を確定利付証券に投資する。投資対象となる確定利付証券の満期は一樣ではなく、債券、債務証券、モーゲージバック証券およびアセットバック証券（TBA証券を含む。）ならびに米国および米国以外の公的または民間セクターのあらゆる事業体が発行したその他の類似商品が含まれる。
管理会社の名称	Carne Global Fund Managers (Luxembourg) S.A.

投資対象の名称	Fidelity Active Strategy - Global Bond Ex Japan Fund R Acc USD
運用の基本方針	長期的な元本成長の達成と収益の提供を目指す。
主要な投資対象	新興市場を含む世界中の企業および政府の債務証券に投資する。付随的に短期金融商品に投資する場合もある。投資運用会社は、日本に対する限定的なエクスポージャーのみ許容される。
管理会社の名称	FIL Investment Management (Luxembourg) S.à r.l

投資対象の名称	VisionFund - Global Aggregate Bonds Class N USD
運用の基本方針	グローバルに分散された債券ポートフォリオに投資することにより、ベンチマーク指数をアウトパフォームし、長期的なトータル・リターンを達成することを目的とする。
主要な投資対象	投資運用会社は、主にグローバルに分散された債券ポートフォリオへの投資を通じて Bloomberg Global Aggregate ex Japan Total Return Index Unhedgedをアウトパフォームし、投資目的を達成することを追求し、アクティブ運用を行う。グローバル債券市場に対して概ね、国、通貨、発行体により分散投資され、取引の大半は米国、カナダ、欧州、日本およびオーストラリアで行われる。
管理会社の名称	Edmond de Rothschild Asset Management (France)

投資対象の名称	Dodge & Cox Worldwide Funds Plc - Global Bond Fund USD Acc
運用の基本方針	長期的な元本保全と両立する高いトータル・リターンを受益者に提供することを目的とする。
主要な投資対象	世界中の3か国以上（新興市場国を含む場合がある。）の発行体の債券および他の債務証券からなる分散されたポートフォリオに投資する。通常の状況下では、純資産価額の40%以上を米国以外の発行体の証券に投資し、80%以上を債務証券に投資する。いずれの場合にも、先渡契約、先物契約またはスワップ契約等のデリバティブを通じて保有される場合がある。
管理会社の名称	Waystone Management Company (IE) Limited

ハイイールド債券ファンド

投資対象の名称	Nomura Funds Ireland plc - US High Yield Bond Fund Class I USD
運用の基本方針	主に米ドル建てハイイールド債券および債券関連証券の分散されたポートフォリオに投資することにより、直接利回りおよびキャピタル・ゲインの達成を目的とする。
主要な投資対象	原則として米国およびカナダの企業が発行する米ドル建てハイイールド債券および債券関連証券を主とする分散されたポートフォリオに投資する。通常の場合では、一つ以上の格付機関により投資適格未満とされているか、または無格付けの債券および債券関連証券に純資産の80%以上を投資する。
管理会社の名称	FundRock Management Company (Ireland) Limited

投資対象の名称	VisionFund - US High Yield Bond
運用の基本方針	米ドル建てハイイールド債券の分散されたポートフォリオに投資することにより、ベンチマーク指数をアウトパフォームし、長期的なトータル・リターンを達成することを目的とする。
主要な投資対象	直接的または(ロングとショートの両方で限定された範囲でのみ)金融デリバティブ商品を通じて間接的に、購入時点で投資適格未満、すなわちムーディーズによりBaa3未満、スタンダード・アンド・プアーズによりBBB-未満、またはフィッチによりBBB-未満に格付けされた米ドル建てハイイールド債券に主に投資する。
管理会社の名称	Edmond de Rothschild Asset Management (France)

オルタナティブ・ファンド

該当なし。

不動産（REIT）ファンド

投資対象の名称	VisionFund - Global Real Estate Equities N USD Accumulation
運用の基本方針	欧州、英国、北米、オーストラリアおよびアジアにおいて、上場不動産会社のアクティブ運用ポートフォリオに直接または間接的に投資することにより、市場サイクル全般にわたってベンチマーク指数をアウトパフォームすることを目的とする。
主要な投資対象	純資産の60%以上を不動産会社の株式（譲渡可能証券に該当するクローズド・エンド型不動産投資信託を含む。）または関連証券等の譲渡可能証券に投資するとともに、差金決済取引（CFD）および他のデリバティブ商品（ロングポジション、ショートポジションの双方を含む。）への投資を通じて当該企業または不動産セクター指数に対するエクスポージャーを得る。ショート・エクスポージャーは-50%を超えず、ロング・エクスポージャーは+150%を超えず、コミットメント・レバレッジは100%を超えないものとする。
管理会社の名称	Edmond de Rothschild Asset Management (France)

投資対象の名称	AXA World Funds - Global Real Estate Class I Capitalisation USD
運用の基本方針	上場株式、株式関連証券およびデリバティブ等のアクティブ運用ポートフォリオにより、ユーロ建てで長期的な元本成長を追求する。
主要な投資対象	ベンチマーク指数のFTSE EPRA / NAREIT Developed Total Return Netの領域の一部である企業の株式に主に投資することにより、国際的な不動産市場における機会を捉えるためアクティブ運用される。世界中のあらゆる不動産会社の株式に投資する。具体的には、常に、純資産の3分の2以上を不動産業界に携わる企業が発行する譲渡可能証券に投資する。
管理会社の名称	BNP Paribas Asset Management Europe

投資対象の名称	Nordea 1 - Global Real Estate Fund BI- USD Share Class
運用の基本方針	投資元本の長期的な成長を受益者に提供する。
主要な投資対象	直接または投資信託を通じて世界中のあらゆる不動産会社の株式に主に投資する。具体的には、総資産の75%以上を不動産会社および不動産投資信託（REIT）の株式および株式関連証券に投資する。新興市場の不動産会社の株式に総資産の最大20%を投資することができる。
管理会社の名称	Nordea Investment Funds S.A.

投資対象の名称	PGIM Funds Plc - PGIM Global Select Real Estate Securities Fund USD I Acc
運用の基本方針	長期的な元本成長および収益を目的とする。
主要な投資対象	主として公認市場で上場または取引されている世界中の不動産会社(すなわち、不動産に投資する企業または不動産事業を営む企業)の株式および株式関連証券に投資する。
管理会社の名称	PGIM Investments (Ireland) Limited

投資対象の名称	Resolution Capital UCITS Common Contractual Fund - Resolution Capital Global Property Securities CCF Class I (USD) Accumulation Unit
運用の基本方針	FTSE EPRA / NAREIT Developed Index NET TRIのトータル・リターンを3年ベースで測定される費用控除後に上回る年間トータル・リターンを達成する。
主要な投資対象	世界的な上場不動産投資信託(REIT)および世界的に主要な取引所に上場されている不動産関連株式(すなわち収益の大部分を不動産関連の事業から得ている株式)に主に投資する。オフィスビル、ショッピングセンター、産業用倉庫、居住地域、ホテル、小規模倉庫および医療施設を含む世界中の様々なタイプの投資不動産物件にエクスポージャーを提供する。
管理会社の名称	Waystone Management Company (IE) Limited

コモディティ・ファンド

投資対象の名称	Legal & General UCITS ETF Plc - L&G Longer Dated All Commodities UCITS ETF USD
運用の基本方針	パッシブ運用の上場投資信託であり、継続的な手数料およびファンド運営に関連するその他の費用を控除後、Bloomberg Commodity Index 3 Month Forward Total Return(以下「指数」という。)のパフォーマンスに追随することを目指す。
主要な投資対象	指数は、(1)エネルギー、(2)貴金属、(3)産業用金属、(4)畜産、(5)穀物および(6)ソフトセクターにまたがる商品先物契約の分散されたポートフォリオへの完全担保付投資と同等のリターンを提供する。本受益証券クラスに当該指数へのエクスポージャーを提供するため、主に、一または複数のスワップ・カウンター・パーティ(すなわち投資銀行)とトータル・リターン・スワップ契約を締結し、これに基づき、本受益証券クラスは、報酬の対価として、スワップ・カウンター・パーティから当該指数の財務パフォーマンスを得る。
管理会社の名称	LGIM Managers (Europe) Limited

投資対象の名称	Structured Investments SICAV - GSQuartix Modified Strategy on the Bloomberg Commodity Index Total Return Portfolio Class Z (USD)
運用の基本方針	Goldman Sachs Modified Strategy D266 on the Bloomberg Commodity Index Total Return (以下「本戦略」という。)に追随する。本戦略は、投資対象コモディティの現行の市況および/または季節的な需給、または取引パターンを捉えるため、Bloomberg Commodity Index Total Return (以下「ベンチマーク指数」という。)の計測方法に一定の調整を行うことにより、ベンチマーク指数を上回るパフォーマンスを追求する。
主要な投資対象	(i) (a) リバースレポ取引相手方との間におけるリバースレポ契約の締結、もしくは(b) 米国財務省短期証券の資産ポートフォリオの購入、または(a) と(b) の組み合わせ、および() ベンチマーク指数に基づく本戦略における元本成長可能性の部分への参加を目的としたスワップ取引相手方との間におけるトータル・リターン・スワップ契約の形態によるスワップ契約の締結により、投資目的の達成を目指す。
管理会社の名称	Amundi Luxembourg S.A.

投資対象の名称	UBS (Irl) Fund Solutions plc - Bloomberg Commodity CMCI SF UCITS ETF (USD) A - acc
運用の基本方針	元本成長を目的とする。報酬および費用を控除し、コモディティ指数であるUBS BCOM Constant Maturity Commodity Index Total Return (以下「指数」という。)の日々のパフォーマンスに追随し、パッシブ運用される。
主要な投資対象	UBS AG ロンドン支店(以下「UBS」という。)を取引相手方とする金融デリバティブ商品に投資する。また、証券(例えば、企業株式および企業や政府が発行する債券)に投資することもある。金融デリバティブ商品の取引条件により、UBSからファンドに指数のパフォーマンスが移行され、引き換えにファンドからUBSに証券のパフォーマンスが移行される。結果として、ファンドのパフォーマンスは指数のパフォーマンスを反映し、証券のパフォーマンスによる影響を受けない。
管理会社の名称	UBS Fund Management (Ireland) Limited

投資対象の名称	PIMCO Funds : Global Investors Series plc - Global Real Return Fund
運用の基本方針	実質資本の保全と慎重な投資運用に一貫し、実質リターンの最大化を追求することを目的とする。
主要な投資対象	政府、政府機関または系列組織および企業が発行する、満期の異なるインフレ連動債の分散されたポートフォリオに資産の3分の2以上を投資する。
管理会社の名称	PIMCO Global Advisors (Ireland) Limited

投資対象の名称	Neuberger Berman Investment Funds Plc - Neuberger Berman Commodities Fund USD 15 Accumulating
運用の基本方針	幅広いコモディティへのエクスポージャーの獲得を通じて、魅力的な水準のトータル・リターン（収益および元本成長）の提供を追求する。
主要な投資対象	（ ）エネルギー、（ ）貴金属、（ ）産業用金属、（ ）畜産、（ ）ソフトおよび（ ）農業を含む様々なコモディティへのエクスポージャーを主に追求する。主にコモディティ関連の金融デリバティブへの投資ならびにコモディティ関連企業の株式および株式関連証券（具体的には、普通株式、優先株式、米国預託証券およびグローバル預託証券）への直接投資を含む投資を組み合わせることで当該エクスポージャーの獲得を目指す。
管理会社の名称	Neuberger Berman Asset Management Ireland Limited

投資対象の名称	Legal & General UCITS ETF Plc - L&G Multi-Strategy Enhanced Commodities UCITS ETF
運用の基本方針	パッシブ運用の上場投資信託であり、継続的な手数料およびファンド運営に関連するその他の費用を控除後、Barclays Backwardation Tilt Multi-Strategy Capped Total Return Index（以下「指数」という。）のパフォーマンスに追随することを目指す。
主要な投資対象	指数は、（１）エネルギー、（２）貴金属、（３）産業用金属、（４）畜産および（５）農業セクターにまたがる商品先物契約の分散されたポートフォリオへの完全担保付投資と同等のリターンを提供する。本受益証券クラスに当該指数へのエクスポージャーを提供するため、主に、一または複数のスワップ・カウンター・パーティ（すなわち投資銀行）とトータル・リターン・スワップ契約を締結し、これに基づき、本受益証券クラスは、報酬の対価として、スワップ・カウンター・パーティから当該指数の財務パフォーマンスを得る。
管理会社の名称	LGIM Managers (Europe) Limited

（3）【運用体制】

投資運用会社は、月次投資委員会による推奨を踏まえ、投資運用会社自身の意思決定プロセスに従って投資決定を行う。

（a）月次投資委員会

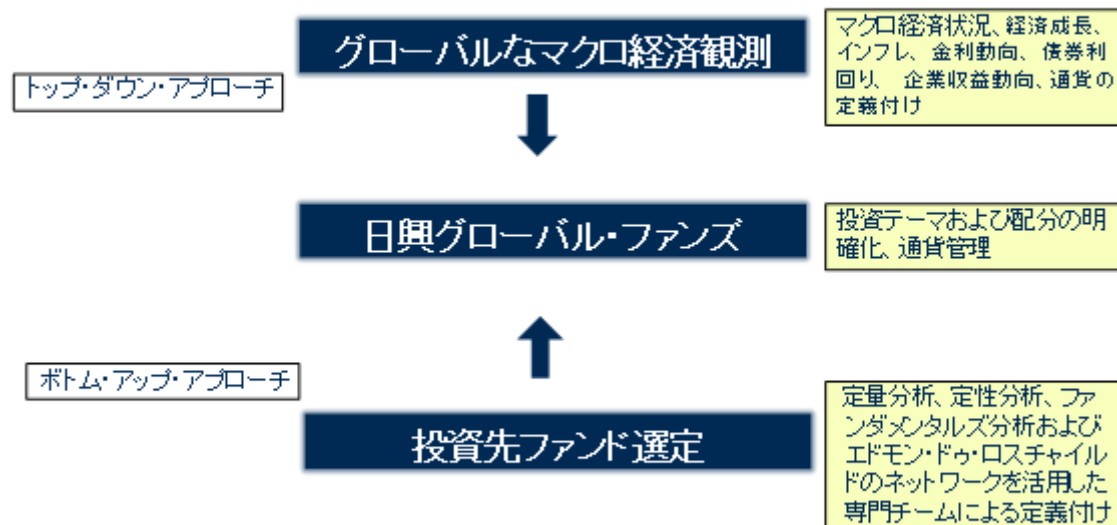
投資委員会は、投資運用会社のファンド・スペシャリスト、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループの代表と投資助言会社のシニア・メンバーにより構成され、ファンドの投資戦略、組入れ候補ファンドおよびその投資比率に関する方針について推奨を行う。

（b）投資運用会社の意思決定プロセス

ファンドの投資プロセスは、資産タイプ、地域および業種の見通しを検討するグローバルなマクロレビューに基づくトップ・ダウン・アプローチを特徴とする。マクロの背景（成長、インフレ、金利、債券利回り、通貨および企業収益の動向）が投資テーマおよびファンド配分を明確にするための基礎として検討される。投資は、最適な投資先ファンドを用いて行われる。このような投資先ファンドは、ボトム・アップ・アプローチ、定量的な尺度と定性分析およびファンダメンタルの分析の融合に基づき専門チームにより選定される。

投資は、全体としての費用を可能な限り低く抑える方法で行われる。

投資プロセス



（上記の体制は2026年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。）

（４）【配分方針】

各分配期間（以下「現分配期間」という。）について、分配基準日の後４営業日目の日である分配日に各受益者に対し、管理会社が決定する額の分配が行われることがある。当該分配は、サブ・ファンドの投資収益および実現／未実現キャピタル・ゲインおよびその他の分配可能資産（適切とみなされる場合）から支払われる。現分配期間に関する分配は、関係する受益証券の名義人として現分配期間の最終日現在で当該分配基準日に名簿に登録されている受益者に行われ、かかる分配はすべて円の単位に切り捨てられる。

分配は、受益証券の１口当たり純資産価格または分配可能原資を考慮して行われ、受益証券の１口当たり純資産価格が当初発行価格を下回る、または分配期間中の運用実績が十分でないと管理会社が考える場合等において、管理会社は、分配を行わないことを決定することができる。

管理会社は、時宜に応じて、各サブ・ファンドに関して管理会社が決定する基準日において、また管理会社が決定する回数、各サブ・ファンドの受益者に対して管理会社が決定する額の間割分配を行うことができる。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合がある。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券１口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様である。すなわち、分配は、元本から行われる可能性があり、その場合、サブ・ファンドが支払う分配金が受益者の投資元本であるという事実には受益者は留意すべきである。当該支払により、サブ・ファンドの投資運用に必要な元本額が減少することになる。

（５）【投資制限】

投資制限

サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

- （イ）サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、各サブ・ファンドの純資産総額を超えないものとする。
- （ロ）総借入残高が各サブ・ファンドの直前の評価日時点の純資産総額の10%を超える結果となるような借入れを行うことは禁止される。ただし、合併、併合これらに類似するもののような例外的な緊急事態においては、10%の制限を一時的に超過することがある。
- （ハ）株式取得の結果、サブ・ファンドおよび管理会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドの保有する議決権の総数が、一発行会社の議決権付株式の50%を超えることになる場合、サブ・ファンドは、当該発行会社の株式を取得してはならない。かかる制限は、投資信託に対する投資には適用されない。（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- （ニ）日本証券業協会が規定する外国投資信託受益証券の選別基準に要求されるとおり、サブ・ファンドは、価格の透明性を確保する方法が取られない限り、サブ・ファンドの純資産総額の15%を超えて、私募株式、非上場株式または不動産等流動性に欠ける資産に投資しないものとする。（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- （ホ）サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する結果となるような投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- （ヘ）管理会社もしくは第三者の利益を図ることを目的とし、受益者の利益に反し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用を阻害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成または合併の結果としてサブ・ファンドに適用される制限値を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、投資制限違反が判明してから合理的な期間内に制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

上記の投資制限に加え、サブ・ファンドは以下の投資制限に従う。

- デリバティブ取引の制限

サブ・ファンドはトレーディング・カンパニーを通じてポートフォリオの効率的な運用（ヘッジを含む。）のためにデリバティブ取引等を行っている。投資運用会社は、EUのUCITS指令（2009/65/EC）および関連する施行規則によって認可されている計算方法に準拠しデリバティブ取引等を管理している（当該方法は、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則において定められる合理的な方法の一つとされている。）。疑義を避けるため、差金決済されない為替予約取引はデリバティブ取引等のリスク量の算出から除外される。

- サブ・ファンドの信用リスク管理

前記「（２）投資対象」に詳述されるように、サブ・ファンドはトレーディング・カンパニーを通じて、主にUCITSに投資する。UCITSは欧州指令および規則、とりわけ、信用リスクの分散に関連するUCITS規則に服する。トレーディング・カンパニーは実質的にすべての資産をUCITSに投資するものであること、また、日本証券業協会は、株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよび/またはデリバティブ等エクスポージャーに関する単一の発行体および/またはカウンターパーティーに対するエクスポージャーについて、UCITSに関する指令および規則が、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合していると考えていることから、管理会社としては、外国証券の取引に関する規則におけるトレーディング・カンパニーの信用リスクのエクスポージャーは監視され、よって、トレーディング・カンパニー、ひいてはサブ・ファンドは、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合するものと考えている。

トレーディング・カンパニーが投資することができる投資対象（UCITSを除く。）に関して、トレーディング・カンパニーはその純資産の10%を超えて、単一の発行体またはカウンター・パーティーに関する以下のいずれかの証券または区分に対する投資を行わない。

- （１）株式等エクスポージャー（株式および投資信託証券の保有）
- （２）債券等エクスポージャー（有価証券（（１）に定めるものを除く。）、金銭債権（（３）に該当するものを除く。）および匿名組合出資持分の保有）
- （３）デリバティブ等エクスポージャー（デリバティブ取引（先物等）またはその他の取引（為替予約取引、貸借取引およびレポ取引等）により生じる債権）

また、トレーディング・カンパニーは、合計でその純資産の20%を超えて、単一の発行体またはカウンター・パーティーに関する上記の証券または区分に対する投資を行わない。

上記（３）のデリバティブ等エクスポージャーは、以下のように算出する。

デリバティブ等エクスポージャーのうち、差金決済されない為替予約取引のエクスポージャーは、取引の相手方に対するものとし、予約期日に応じそれぞれ次の定めによる。

- ・ 120日以内に予約期日が到来するものについては零とする。
- ・ 120日を超えるものについては、評価益の額をエクスポージャーとする。

金融派生商品（差金決済されない為替予約取引を除く。）のエクスポージャーは、有価証券の発行者等および取引の相手方に対するものとし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に従って決定される。

投資目的と投資方針の厳守

管理会社は、サブ・ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、（ ）受託会社および管理会社は、サブ・ファンド決議による

承認なしにサブ・ファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行わず、() 受託会社および管理会社は、制限の変更がサブ・ファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令(日本証券業協会の規則を含む。)を遵守している範囲内において、本書に記載するサブ・ファンドに関する投資制限を変更することができ、また() 本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示により受託会社または管理会社が絶対的裁量により当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を発することにより、全般的にまたは個々のサブ・ファンドについて変更することができる。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」(ミューチュアル・ファンド規則に定義される。)として遵守義務を負う適用あるケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、サブ・ファンドのために、

- (イ) 結果的にサブ・ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後にサブ・ファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- (ロ) 結果的にサブ・ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後にサブ・ファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (i) 特殊事情(サブ・ファンドと別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)がある場合においては、12か月を超えない期間に限り、本(ロ)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - () (a) サブ・ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - (b) 管理会社が、サブ・ファンドの資産の健全な運営またはサブ・ファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本(ロ)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- (ハ) 株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の議決権付株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (ニ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にサブ・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値がサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、管理会社は、当該投資対象の評価方法が英文目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (ホ) サブ・ファンドの受益者の利益を損なうか、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引(サブ・ファンドの受益者ではなく管理会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むがこれらに限られない。)を行ってはならない。
- (ヘ) 本人として自社またはその取締役と取引をしてはならない。

ただし、上記のミューチュアル・ファンド規則は、管理会社が、サブ・ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げるものではない。

- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合

- ()サブ・ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

3【投資リスク】

(1) リスク要因

サブ・ファンドの受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、サブ・ファンドの受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討するべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資者は当初の投資額を回収できないことがある。したがって、サブ・ファンドへの投資は、投下元本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。サブ・ファンドは、収益水準に関係なくそれぞれの報酬と費用を支払う責任を負う。

投資を行おうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討するべきだが、以下のリストはすべてのリスクを網羅することを意図したものではない。

投資リスク

各サブ・ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、各サブ・ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、各サブ・ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資者に対して推奨する。

運用実績

受託会社、管理会社または投資運用会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもサブ・ファンドの将来の見通しを示すものではない。

管理会社および投資運用会社への依存

各サブ・ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、関係するサブ・ファンドの投資ガイドラインの範囲内で各信託財産の投資運用について唯一の責任主体である管理会社の責任下にある。管理会社は、その一定の権限と責任を投資運用会社に委託し、投資運用会社は、各サブ・ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有する。

クロス・ライアビリティ

サブ・ファンドの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての手取金、当該手取金が投資されるすべて資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、当該サブ・ファンドに係るものとして指定される。いずれかのサブ・ファンドに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量において、受託会社または受託会社より委託を受けた者により一または複数のサブ・ファンド間に配分される。あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債を負担し、一般に他のサブ・ファンドの負債を負担することはない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が当該サブ・ファンドの資産のみを対象とすることができ、あるサブ・ファンドについて受託会社名義で締結されたすべての契約が当該サブ・ファンドの信託資産の範囲内に債権者の償還請求を限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、あるサブ・ファンドの資産が別のサブ・ファンドの債務を弁済するために使われる範囲を常に数量化することは不可能である点に留意すべきである。

時間外取引およびマーケットタイミング

管理会社は、時間外取引もしくはマーケットタイミングまたはその他類似の取引方法を認めない。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、本書記載の締切時刻以降に受領した注文を受け付けない。管理会社は、マーケットタイミング行為が疑われる者からの買付注文および関連するサブ・ファンドへの転換注文を拒否する権利を有する。

各サブ・ファンドは、すべての資産を各トレーディング・カンパニーの投資証券に投資し、各トレーディング・カンパニーの投資資産は、対応するサブ・ファンドの投資資産が運用されているのと全く同一の基準に従って運用されるので、トレーディング・カンパニーおよびサブ・ファンドのリスク要因

は、相当程度一致している。トレーディング・カンパニーの投資資産の運用成績の不振は、サブ・ファンドの運用成績の不振につながる。

サブ・ファンドは、トレーディング・カンパニーへの投資を通じて間接的に以下を含むが必ずしもこれに限定されない多くの潜在的投資リスクに直面する。

投資者は、受益証券の価額が上昇または下降する可能性があることを認識しておくべきである。サブ・ファンドへの投資には相当なリスクを伴う。投資運用会社は、サブ・ファンドの投資目的および投資方針の制約の中で潜在的損失を最小限にするために設計された戦略を実施するためにその経験および能力を駆使することを意図しているが、かかる戦略が実際に行われるという保証はなく、実施された場合も成功する保証はない。受益証券の流通市場が存在する可能性は低く、受益者は買戻しによってしか受益証券を処分することができない可能性がある。投資者は、サブ・ファンドへの投資の全部または相当部分を失う可能性がある。したがって、投資者は、自らがサブ・ファンドへの投資のリスクを受忍することができるか否かを慎重に検討すべきである。以下のリスク要因に関する記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではない。

サブ・ファンドへの投資に伴うリスクには、以下のリスクが含まれる。

市場リスク

サブ・ファンドが保有する証券の市場価格は、急速にまたは予想外の変動を示すことがある。証券価格は、証券市場全般にあるいは証券市場において代表されている特定の業界に影響する要素によって下落する可能性があるほか、現実のもしくは認知された不利な経済状況、企業収益の一般的な見通しの変化、金利もしくは為替レートの変化、または一般的な投資家心理の冷え込み等の特定の企業には必ずしも関係ない一般的な市況によって下落することもある。更に、労働力不足、生産コストの上昇および業界内の競争の激化等、特定の業界に影響する要素によって下落する可能性もある。一般に、株式は、債券よりも価格の変動が大きい。

管理会社は、欧州証券市場監督局が推奨する転換アプローチに従いコミットメント・アプローチを計算する。また、管理会社は、バリュエーション・アット・リスク (VaR) を計算することにより、通常の市況においてサブ・ファンドにより生ずるおそれのある潜在的な市場リスク損失額を明確にする。

流動性リスク

一定の状況下では、サブ・ファンドが取引を行う市場の流動性が失われ、指値での証券の売買が困難になる可能性がある。サブ・ファンドは、純資産価額の算定頻度および/または買戻日および/または買戻手続が異なる投資信託(オルタナティブ・ファンドを含む。)の受益証券または投資証券にも投資する。したがって、流動性が低下し、その結果、原債務の支払(買戻し)に遅延が生じる可能性がある。

管理会社は、各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドの投資対象の流動性特性が基本信託証券または目論見書に定める買戻方針に照らして適切であることを確保する。流動性リスクは、資産および負債の両面から評価されなければならない。

信用リスク

ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率を通じて分析される。しかしながら、信用リスクは、サブ・ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在している。

買戻しによる損失の可能性

受益証券の買戻しにより、投資対象の清算が必要となることがある。かかる清算により、サブ・ファンド(およびその既存の受益者)に、かかる清算をしなかった場合には発生しなかったと考えられる費用が発生する可能性がある。

為替変動のリスク

サブ・ファンドの資産の一部は、サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨に投資されることがあるが、サブ・ファンドの基準通貨に対するヘッジ取引が行われず、投資者がかかる通貨のリスクにさらされる可能性がある。

また、ある特定の通貨におけるオープン・ポジションまたは不完全にヘッジされるポジションに起因して、為替リスクが生じる。かかるポジションは、事業活動の当然の結果として生じることがある。為替リスクの主要な要因は、通貨の値動きおよび国際的金利変動における不完全な相関である。

他のファンドに投資を行うことに伴う運用リスク

サブ・ファンドは、投資信託（オルタナティブ・ファンドを含む。）の受益証券または投資証券に投資するので分散が欠如する可能性がある。サブ・ファンドが投資を行う投資信託の運用成績の不振は、サブ・ファンドの運用成績の不振につながる。

報酬の重層構造：他の投資信託への投資に関わる報酬

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資助言会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、販売会社および各サブ・ファンドに関するその他のサービス提供者に支払う費用および報酬に加えて、各サブ・ファンドは間接的に、投資先ファンドの資産から支払われることがあるすべての報酬および費用（各サブ・ファンドの純資産に対する年率2%程度を上限とする料率で、投資先ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問およびその他のサービス提供者（サブ・ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問またはサービス提供者を兼ねることもできる。）に支払う報酬及び費用を含む。）を按分して負担する。上記の2%を上限とする報酬および費用に加え、投資先ファンドが実績報酬を支払う潜在的可能性があることに留意すべきである。

運用リスク

サブ・ファンドが保有する証券のファンダメンタルな価値に関する投資運用会社の判断が、誤りであることが判明する場合がある。

また、サブ・ファンドの資産の配分に関する投資運用会社の判断が、誤りであることが判明する場合がある。

特に検討を要する上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではない。投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を読んだ上で、各自の専門アドバイザーと相談すべきである。

(2) リスクに対する管理体制

投資運用会社は月次ベースで各サブ・ファンドのポートフォリオおよびパフォーマンスを検証し、各サブ・ファンドが資産クラス、投資テーマ、業種および戦略に関する過剰な連結集中ならびに選定されたファンド間の過剰な相関性等、過度のリスクにさらされていないか、または各サブ・ファンドが参考指標と比較して典型的でないパフォーマンスを呈していないかチェックする。各サブ・ファンドに関連する法令、規則、投資制限のコンプライアンスは、運用部門とは完全に分離されたリスク・マネジメント部によって日常的に監督、管理される。

また、リスク・マネジメント部は日興グローバル・ファンズの投資先である外部ファンドの制裁対象有価証券についてルックスルー管理を四半期毎に実施し、その結果を報告する。

直近四半期の市場リスク（運用状況のモニタリング）、オペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス・リスクを検証するため、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループ、S M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社およびS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイで構成されるリスク委員会が四半期ベースで開催される。

（上記の体制は2026年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。）

(3) リスクに関する参考情報

各サブ・ファンドの配金再投資

1万口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2021年2月～2026年1月の5年間に於けるサブ・ファンドの配金再投資1万口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。

各サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの

年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

<日本大型株式ファンド>

(2021年2月～2026年1月)



<日本小型株式ファンド>

(2021年2月～2026年1月)



<グローバル株式ファンド>

(2021年2月～2026年1月)



<エマージング株式ファンド>

(2021年2月～2026年1月)



<グローバル債券ファンド>

(2021年2月～2026年1月)



<ハイイールド債券ファンド>

(2021年2月～2026年1月)



<オルタナティブ・ファンド>

(2021年2月～2026年1月)



<不動産(REIT)ファンド>

(2021年2月～2026年1月)



<コモディティ・ファンド>

(2021年2月～2026年1月)



出所：投資助言会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを
 基于森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- (注1) 分配金再投資1万口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各サブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、各サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1万口当たり純資産価格は各受益証券の1万口当たり純資産価格と等しくなる。
- (注2) 各サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1万口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注3) 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注4) 各サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- (注5) 各サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株.....TOPIX（配当込み）
先進国株.....FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
新興国株.....S&P新興国総合指数
日本国債.....ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債.....FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
新興国債.....FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有する。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負わない。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込価格の最大4%の申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

日本国内における取得申込みに関して、販売会社は、日興ファンドラップにおける取扱いについては申込手数料を徴収しないが、別途、日興ファンドラップにおけるサービスの対価としての手数料を徴収することがある。

上記によらない場合は、管理会社と販売会社が別途合意した申込手数料が発行価格に加算されることがある。申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。かかる手数料の詳細については、S M B C日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課せられない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課せられない。

(3)【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、関係するサブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、各サブ・ファンドについて下限を年間12,500米ドル（約195万円）、上限を年間15,000米ドル（約234万円）とする。

（注）米ドルの円換算額は便宜上、2026年2月27日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝155.81円）による。以下、米ドルの円金額表示は別段の記載がない限り、すべてこれによる。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加の業務、訴訟またはその他の特別な事項について考慮または従事することを要求される場合、管理会社との間で適宜行われる交渉により追加報酬が定められ、相反する合意がなければ、当該時点において有効なレートによる時間制で追加の報酬が受託会社から請求される。

受託会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して受託会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

受託報酬は、サブ・ファンドに対する受託業務の提供の対価として支払われる。

管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに関して管理会社が負担したすべての合理的な立替費用の返済を受ける。

管理報酬は、サブ・ファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.09%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、管理事務代行会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

管理事務代行報酬は、サブ・ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.147%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

投資運用報酬は、サブ・ファンドに対する投資運用業務の対価として支払われる。

投資助言報酬

投資助言会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.11%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資助言会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

投資助言報酬は、サブ・ファンドに対する投資助言業務の対価として支払われる。

保管報酬

保管会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、保管会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

保管報酬は、サブ・ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

販売報酬

販売会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、販売会社に支払われる合理的な立替費用を負担する。

販売報酬は、サブ・ファンドの購入・買戻しの取扱、運用報告書の交付等購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、代行協会員に支払われる合理的な立替費用を負担する。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の販売会社等への送付、1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2025年10月31日に終了した会計年度中の各報酬額については、以下のとおりである。

受託報酬	20,103,165円
管理報酬	724,643,012円
管理事務代行報酬	2,173,685,250円
投資運用報酬	3,551,901,365円
投資助言報酬	2,657,394,342円
保管報酬	241,628,004円

販売報酬	724,588,383円
代行協会員報酬	724,615,703円

(4) 【その他の手数料等】

その他費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができない。

その他の手数料

() 設立費用

ファンドの設立に関連する費用(以下「設立費用」という。)は償却された。

() 仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁する。

() その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資助言会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および販売会社は、自らの費用で、各自のサービスを履行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。各サブ・ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には法令遵守の費用ならびにそのための監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書およびファンド、管理会社および/または受託会社に適用される法規に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成し、配布する費用、会計、記帳および純資産総額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、資産、収入、報酬および費用に対してファンドまたはサブ・ファンドが請求されるすべての税金、上記に類するすべての一般管理費(受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。)、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用、償還費用などを含む。各サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負う場合がある。

2025年10月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、96,835,934円である。

投資先ファンドの管理報酬等

サブ・ファンドは投資先ファンドの資産から支払われることがあるすべての報酬および費用(投資先ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問会社、その他の関係会社に支払うべき報酬および費用を含む。)を間接的に負担する。ただし、投資対象となる投資先ファンドがファンドの投資方針に従い随時変動するため、各投資先ファンドの金額、料率、上限額や計算方法は記載していないが、これらの投資先ファンドに係るすべての報酬および費用は、個々のサブ・ファンドの純資産総額に対し、それぞれ上限年率2%程度となる^(注)。また、投資先ファンドの中には、実績報酬が課されるものもある。上記の2%程度を上限とする報酬および費用に加え、投資先ファンドが実績報酬を支払う潜在的可能性があることに留意すべきである。

(ご参考) 投資先ファンドの管理報酬等の実際の料率

2026年2月末日現在、日興グローバル・ファンズ全体でみた投資先ファンドの管理報酬等の料率は、年率0.67%程度となる(この料率は、9本のサブ・ファンドで投資している全ての投資先ファンドの管理報酬等(実績報酬を除く)の合計金額を、9本のサブ・ファンドの純資産総額の合計金額で除したものである)。また、9本のサブ・ファンド別にみた投資先ファンドの管理報酬等の料率は、各サブ・ファンドの純資産総額に対して年率0.34%~1.42%程度となる。ただし、受益者が実際に負担する投資先ファンドの管理報酬等の料率は、9本のサブ・ファンドの組み合わせに応じて異なる。

（注）サブ・ファンドが間接的に負担する投資先ファンドの報酬および費用は、実際には、個々のサブ・ファンドにおける投資先ファンドの純資産総額に対し、投資先ファンドの固定または上限の料率が示されている報酬および費用を用いて、投資先ファンドの投資比率で加重平均して計算している。

上記報酬およびその他費用・手数料等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドおよびトレーディング・カンパニーの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

投資者は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書に受益証券の購入、保有または処分に関する各地域の税効果のまとめはない。

投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。下記 および は現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

日本

2026年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。また、ファンドに関する受託会社による、またはファンドに関する受託会社に対する支払に対して適用されるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に従って、ファンドに関しケイマン諸島の財務長官から保証書を受領した。かかる保証書には、ファンドの設立の日付から向こう50年間にケイマン諸島で制定される所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律は、サブ・ファンドを構成する資産もしくはサブ・ファンドに起因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してサブ・ファンドの受託会社もしくは受益者には適用されないことが明記されている。受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。

ケイマン諸島-金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印した（以下「US IGA」という。）。また、ケイマン諸島は、100か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行された（以下「AEOI規則」と総称する。）。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。ただし、一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関（関連するAEOI規則に定義される。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用される。ファンドおよび/またはサブ・ファンドは、いかなる非報告金融機関の免除にも依拠することを企図していないため、AEOI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、ファンドおよび/またはサブ・ファンドは、特に、（ ）（US IGAに該当する場合のみ）グローバル仲介人識別番号（以下「GIIN」という。）を取得するために内国歳入庁（以下「IRS」という。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）CRSに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、（ ）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告すること、および（ ）ケイマン諸島税務情報局にCRSコンプライアンス用紙を提出することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（例えば、米国報告対象口座の場合はIRS）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

投資を予定する者は、自身が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に、それぞれの法域における法律（とりわけ特に米国の税制）に基づき、受益証券の購入、保有および買戻しに関して決定される税務上またはその他の影響について、相談すべきである。

ファンドおよび/もしくはサブ・ファンドへの投資ならびに/またはこれらへの投資の継続により、投資者は、ファンドおよび/またはサブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのAEOI規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量におい

て、対象となる投資者の強制買戻しおよび/または投資者の口座の閉鎖を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保し、および/または、そうする義務を負う。ケイマン諸島税務情報局が公表する手引書に従い、口座開設より90日以内に自己保証が得られない場合、ファンド/サブ・ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければならない。

その他の国

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、サブ・ファンドはサブ・ファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負うことがある。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

投資別および地域別の投資状況

<日本大型株式ファンド>

(2026年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	757,251,974,036	100.04
現金・その他の資産（負債控除後）		- 289,651,332	- 0.04
合計（純資産総額）		756,962,322,704	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JLCE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2026年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	537,675,976,544	71.00
	アイルランド	212,149,555,201	28.02
小計		749,825,531,745	99.02
現金・その他の資産（負債控除後）		7,425,771,807	0.98
合計（純資産総額）		757,251,303,552	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<日本小型株式ファンド>

(2026年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	100,404,268,145	100.04
現金・その他の資産（負債控除後）		- 39,024,700	- 0.04
合計（純資産総額）		100,365,243,445	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JSCE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2026年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	93,614,225,288	93.24
	アイルランド	5,899,895,275	5.88
小計		99,514,120,563	99.11
現金・その他の資産（負債控除後）		890,276,253	0.89
合計（純資産総額）		100,404,396,816	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<グローバル株式ファンド>

（2026年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	790,772,891,653	100.04
現金・その他の資産（負債控除後）		- 304,295,085	- 0.04
合計（純資産総額）		790,468,596,568	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（2026年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	597,699,090,732	75.58
	アイルランド	187,888,258,892	23.76
小計		785,587,349,624	99.34
現金・その他の資産（負債控除後）		5,185,925,813	0.66
合計（純資産総額）		790,773,275,437	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<エマージング株式ファンド>

（2026年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	187,219,238,007	100.04
現金・その他の資産（負債控除後）		- 69,192,180	- 0.04
合計（純資産総額）		187,150,045,827	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-EE トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（2026年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	134,944,323,205	72.08
	アイルランド	50,977,274,560	27.23
小計		185,921,597,765	99.31
現金・その他の資産（負債控除後）		1,297,739,473	0.69
合計（純資産総額）		187,219,337,238	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<グローバル債券ファンド>

（2026年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	396,747,534,229	100.04
現金・その他の資産（負債控除後）		- 153,074,303	- 0.04
合計（純資産総額）		396,594,459,926	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GB トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（2026年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	348,258,334,855	87.78
	アイルランド	46,030,512,015	11.60
小計		394,288,846,870	99.38
現金・その他の資産（負債控除後）		2,458,011,718	0.62
合計（純資産総額）		396,746,858,588	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<ハイイールド債券ファンド>

（2026年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	156,320,166,762	100.04
現金・その他の資産（負債控除後）		- 60,978,219	- 0.04
合計（純資産総額）		156,259,188,543	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-HYB トレーディング・リミテッドの投資状況である。

（2026年1月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	82,170,477,207	52.57
	アイルランド	73,106,687,841	46.77
小計		155,277,165,048	99.33
現金・その他の資産（負債控除後）		1,042,763,899	0.67
合計（純資産総額）		156,319,928,947	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<オルタナティブ・ファンド>

(2026年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	342,726,986,725	100.04
現金・その他の資産(負債控除後)		- 129,404,074	- 0.04
合計(純資産総額)		342,597,582,651	100.00

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2026年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	135,856,203,600	39.64
	ケイマン諸島	100,027,119,324	29.19
	アイルランド	92,877,698,096	27.10
小計		328,761,021,020	95.92
現金・その他の資産(負債控除後)		13,966,262,160	4.08
合計(純資産総額)		342,727,283,180	100.00

(注1)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2)サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<不動産(REIT)ファンド>

(2026年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	87,335,636,031	100.04
現金・その他の資産(負債控除後)		- 34,173,057	- 0.04
合計(純資産総額)		87,301,462,974	100.00

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-REAL ESTATE(REIT)トレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2026年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	60,152,041,992	68.87
	アイルランド	26,547,726,842	30.40
小計		86,699,768,834	99.27
現金・その他の資産(負債控除後)		636,001,394	0.73
合計(純資産総額)		87,335,770,228	100.00

(注1)投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2)サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計(円)」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計(円)」の「合計(純資産総額)」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

<コモディティ・ファンド>

(2026年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	104,517,850,826	100.04
現金・その他の資産（負債控除後）		- 38,995,778	- 0.04
合計（純資産総額）		104,478,855,048	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-COMMODITY トレーディング・リミテッドの投資状況である。

(2026年1月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	アイルランド	84,031,913,355	80.40
	ルクセンブルグ	19,976,390,563	19.11
小計		104,008,303,918	99.51
現金・その他の資産（負債控除後）		509,326,734	0.49
合計（純資産総額）		104,517,630,652	100.00

（注1）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

（注2）サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<日本大型株式ファンド>

（2026年1月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-JLCE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	227,007,606,582	1.85	420,161,614,981	3.34	757,251,974,036	100.04

種類別投資比率

（2026年1月末日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託	100.04

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JLCE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（2026年1月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	VISIONFUND-JAPAN EQUITY VALUE N JPY	ルクセンブルグ	投資信託	7,402,971	13,097.82	96,962,781,072	20,099.93	148,799,208,600	19.65
2	VISIONFUND-JAPAN EQUITY SYSTEMATIC N JPY	ルクセンブルグ	投資信託	7,700,817	10,445.13	80,436,012,931	14,075.10	108,389,770,721	14.31
3	VISIONFUND-JAPAN LARGE CAP BLEND N JPY	ルクセンブルグ	投資信託	6,291,283	11,605.61	73,014,204,284	15,690.99	98,716,456,255	13.04
4	MAN JAPAN COREALPHA EQ I JPY ACC	アイルランド	投資信託	1,531,620	28,041.02	42,948,190,684	58,727.99	89,948,961,859	11.88
5	EASTSPRING INV JAP DYNAM FD CJ ACC	ルクセンブルグ	投資信託	23,381,832	1,496.52	34,991,451,370	2,947.00	68,906,257,736	9.10
6	MORANT WRIGHT SAKURA FD B JPY ACC	アイルランド	投資信託	22,363,803	1,346.36	30,109,773,826	2,902.25	64,905,369,495	8.57
7	VISIONFUND-JAPAN EQUITY GROWTH N JPY	ルクセンブルグ	投資信託	4,588,510	10,162.17	46,629,209,486	12,912.00	59,246,836,290	7.82
8	SPARX JAPAN FD PLC INST G JPY	アイルランド	投資信託	2,369,236	13,104.52	31,047,712,307	24,183.00	57,295,223,847	7.57
9	JPMORG FDS-JAPAN EQUITY FUND X ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,643,598	18,448.17	30,321,367,313	32,622.00	53,617,446,942	7.08

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<日本小型株式ファンド>

（2026年1月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-JSCE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	26,989,451,483	2.24	60,585,395,217	3.72	100,404,268,145	100.04

種類別投資比率

（2026年1月末日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託	100.04

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-JSCE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（2026年1月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	EASTSPRING INV JAP SM CO CJ JP ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,932,831	3,308.32	6,394,418,689	7,341.00	14,188,910,689	14.13
2	VISIONFUND-JAPAN EQUITY MID_SMALL CAP N JPY	ルクセンブルグ	投資信託	915,320	10,390.37	9,510,513,342	15,352.52	14,052,471,894	14.00
3	INDPT UCITS PL-ZE JPN FD I JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	490,780	23,208.82	11,390,426,925	27,521.44	13,506,970,717	13.45
4	BLACKROCK GL JPN S&M CAP OPP I2 JPY	ルクセンブルグ	投資信託	3,623,758	2,838.00	10,284,221,415	3,662.00	13,270,202,967	13.22
5	JANUS HENDERS-JPN SMC - GU2- JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	932,946	10,388.61	9,692,016,146	14,110.92	13,164,725,989	13.11
6	SWISSCANTO LU EQ S/M CAP JP-DT ACC	ルクセンブルグ	投資信託	268,250	24,099.60	6,464,718,432	48,576.05	13,030,525,096	12.98
7	M&G LUX1 JP SMALLER COS CI JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	3,819,907	2,296.34	8,771,794,349	3,246.26	12,400,417,936	12.35
8	NB IF JP EQUITY ENGAGEMENT I5 ACC	アイルランド	投資信託	333,435	16,337.52	5,447,500,000	17,694.29	5,899,895,275	5.88

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<グローバル株式ファンド>

（2026年1月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-GE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	169,481,719,577	2.59	438,397,031,123	4.67	790,772,891,653	100.04

種類別投資比率

（2026年1月末日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託	100.04

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（2026年1月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	VISIONFUND-US EQUITY LC QUANTCORE N USD	ルクセンブルグ	投資信託	4,193,947	18,176.94	76,233,130,883	25,135.32	105,416,209,649	13.33
2	VISIONFUND-JPM GLOBAL EQ EX JAP N USD	ルクセンブルグ	投資信託	4,857,114	15,307.45	74,350,049,458	16,139.07	78,389,306,847	9.91
3	VISIONFUND-SELECT US EQTY PF CAP N USD	ルクセンブルグ	投資信託	2,760,405	17,573.51	48,510,015,641	25,721.83	71,002,668,235	8.98
4	VISIONFUND ACIM US LARGE CAP GROWTH CORE N	ルクセンブルグ	投資信託	3,281,126	14,939.29	49,017,684,751	16,850.27	55,287,859,581	6.99
5	FISHER INV.I.-US EQ SEL FD-USD2 ACC	アイルランド	投資信託	1,037,366	42,225.11	43,802,897,424	52,210.27	54,161,159,584	6.85
6	VISIONFUND-US EQ LARGE CAP CORE N USD	ルクセンブルグ	投資信託	1,610,397	17,583.03	28,315,656,477	31,745.50	51,122,853,652	6.46
7	PUTNAM US LC VAL CONC N USD ACC-VF	ルクセンブルグ	投資信託	3,119,262	15,823.59	49,357,931,389	16,329.95	50,937,403,286	6.44
8	ELEVA EUROPEAN SELECT I2 EUR ACC	ルクセンブルグ	投資信託	72,553	244,453.57	17,735,839,995	498,910.49	36,197,452,842	4.58
9	JPMORG FDS - US GROWTH X USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,719,957	15,368.90	26,433,840,736	18,962.33	32,614,393,805	4.12
10	OSSIAM SHILLER BRLY CAPE USD	ルクセンブルグ	投資信託	123,788	187,194.34	23,172,412,864	255,778.39	31,662,295,185	4.00
11	VISIONFUND-EUROPE CORE N EUR	ルクセンブルグ	投資信託	1,057,322	18,044.83	19,079,196,417	29,897.88	31,611,687,035	4.00
12	GQG PARTNERS US EQTY I USD A ACC	アイルランド	投資信託	12,703,093	1,858.52	23,608,971,082	2,267.54	28,804,722,541	3.64
13	PASSIM STR-JPM M MSCI FD CAD A ACC	アイルランド	投資信託	1,275,007	14,785.66	18,851,823,024	20,445.19	26,067,766,087	3.30
14	DODGE & COX-US STOCK-USD ACC	アイルランド	投資信託	2,716,758	4,534.66	12,319,560,331	8,602.17	23,370,002,793	2.96
15	PASSIM STR-JPM M M PAC EX J A ACC	アイルランド	投資信託	982,688	16,674.16	16,385,494,537	20,339.47	19,987,352,459	2.53
16	VISIONFUND-EUROPE OPPORTUNITIES N EUR	ルクセンブルグ	投資信託	499,315	19,797.60	9,885,236,276	36,628.83	18,289,321,943	2.31
17	VISIONFUND-US EQ SMALL AND MID CAP N USD	ルクセンブルグ	投資信託	764,757	16,324.33	12,484,142,262	23,777.56	18,184,057,196	2.30
18	FTGF FR PU US LR CP V - PIUS ACC	アイルランド	投資信託	879,861	15,612.60	13,736,915,125	17,820.09	15,679,203,947	1.98
19	JPMORG FDS- EUR STRAT VAL X EUR ACC	ルクセンブルグ	投資信託	267,562	26,506.24	7,092,063,025	51,571.33	13,798,527,416	1.74
20	LIONTRUST GF EUR DYN FD A10 EUR ACC	アイルランド	投資信託	5,050,123	1,637.46	8,269,393,454	2,355.22	11,894,140,124	1.50
21	COMGEST GROWTH PLC EUROPE I EUR ACC	アイルランド	投資信託	1,032,409	5,387.02	5,561,603,244	7,675.17	7,923,911,357	1.00
22	JANUS HEN-PAN EUR SM CO EUR GU2 ACC	ルクセンブルグ	投資信託	190,862	13,953.15	2,663,126,605	16,687.73	3,185,054,060	0.40

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<エマージング株式ファンド>

（2026年1月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-EE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	59,090,453,393	1.84	108,691,416,361	3.17	187,219,238,007	100.04

種類別投資比率

（2026年1月末日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託	100.04

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-EE トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（2026年1月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ROBECO QI EM MK EN IND EQ I USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	833,510	27,347.30	22,794,249,689	38,803.67	32,343,251,058	17.28
2	VISIONFUND-EME MARKETS EQ N USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,479,269	13,361.15	19,764,731,667	20,478.64	30,293,412,184	16.18
3	MAN FD-MAN SYS EMG MKT EQ I USD ACC	アイルランド	投資信託	748,157	20,628.60	15,433,427,751	40,369.22	30,202,517,816	16.13
4	BLACKROCK STR EMMK EQ FD I2 USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	468,658	22,972.55	10,766,269,699	32,264.30	15,120,923,010	8.08
5	MFS INV FD BLEND RES EM EQ USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	573,114	14,878.21	8,526,909,006	26,297.59	15,071,516,403	8.05
6	MSIF EMG LEADERS EQ FD Z USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,508,384	6,931.76	10,455,753,002	8,398.97	12,668,866,091	6.77
7	PZENA EMRG MKT VALUE FD USD A ACC	アイルランド	投資信託	277,551	19,143.72	5,313,358,532	40,722.60	11,302,598,565	6.04
8	VONTOBEL FD-MTX EMG MKT LEAD I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	292,117	24,992.25	7,300,662,434	38,668.16	11,295,627,018	6.03
9	PACIFIC NTH STH EM ALL CAP EQ I ACC	アイルランド	投資信託	2,685,792	2,007.83	5,392,615,073	3,526.77	9,472,158,179	5.06
10	RBC EMER MKT VALUE O2 USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	413,117	11,555.07	4,773,597,309	22,913.79	9,466,074,835	5.06
11	NOMURA EM MRKTS S1 USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	2,427,887	1,354.30	3,288,085,832	3,577.04	8,684,652,606	4.64

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<グローバル債券ファンド>

（2026年1月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-GB TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	243,909,170,076	1.29	314,282,139,775	1.63	396,747,534,229	100.04

種類別投資比率

（2026年1月末日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託	100.04

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-GB トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（2026年1月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	NATIXIS LS US CORE PLUS BD S2A ACC	ルクセンブルグ	投資信託	3,564,654	15,237.27	54,315,607,503	16,522.38	58,896,562,882	14.84
2	MFS MERIDIAN US TR BONDS IS1 FD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,920,629	24,428.70	46,918,478,733	30,427.78	58,440,484,964	14.73
3	BLUEBAY INVT GR EURO GV Q EUR ACC	ルクセンブルグ	投資信託	2,797,922	15,174.56	42,457,229,761	20,014.59	55,999,258,161	14.11
4	RAYMOND JAMES REAM UNC BD A USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	22,580,752	1,993.85	45,022,570,325	2,261.38	51,063,629,653	12.87
5	FAST-GLOBAL BD EX JAP FD R ACC USD	ルクセンブルグ	投資信託	2,940,559	14,780.15	43,461,894,515	15,698.80	46,163,252,276	11.64
6	VISIONFUND-GLOBAL AGGREGATE BONDS N USD	ルクセンブルグ	投資信託	2,652,510	14,823.48	39,319,432,924	17,401.38	46,157,329,959	11.63
7	DODGE & COX GLOBAL BOND-USD ACC	アイルランド	投資信託	19,543,525	2,160.20	42,217,995,075	2,355.28	46,030,512,015	11.60
8	SCHRODER ISF EUR CORP BD X1 EUR ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,638,722	16,257.27	26,641,141,495	19,245.37	31,537,816,960	7.95

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<ハイイールド債券ファンド>

（2026年1月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-HYB TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	59,124,840,865	1.82	107,890,003,425	2.64	156,320,166,762	100.04

種類別投資比率 (2026年1月末日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託	100.04

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-HYB トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2026年1月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	NOMURA IRL-US HIGH YLD BD I USD ACC	アイルランド	投資信託	299,097	53,097.03	15,881,160,947	67,730.42	20,257,964,777	12.96
2	VISIONFUND-US HIGH YIELD BOND N USD	ルクセンブルグ	投資信託	1,043,768	16,012.78	16,713,624,336	17,766.22	18,543,812,015	11.86
3	VANGUARD EM BD FD IP USD ACC	アイルランド	投資信託	557,413	14,916.32	8,314,548,954	22,451.65	12,514,840,932	8.01
4	NB IF BRM EM DB HARD CRCY I ACC	アイルランド	投資信託	4,416,301	1,621.93	7,162,927,664	2,807.87	12,400,379,027	7.93
5	VISIONFUND-US HIGH YIELD OPPOR N USD	ルクセンブルグ	投資信託	720,518	14,671.14	10,570,817,773	16,725.59	12,051,089,663	7.71
6	GS EM MARKETS DEBT PTF I USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	3,896,666	1,962.74	7,648,124,742	2,992.59	11,661,137,697	7.46
7	PIMCO GIS EMER LOC BD INS USD ACC	アイルランド	投資信託	4,053,410	2,624.39	10,637,747,084	2,844.81	11,531,186,698	7.38
8	SCHRODER ISF EUR HIGH YIELD IZ ACC	ルクセンブルグ	投資信託	311,704	22,518.90	7,019,230,767	36,535.68	11,388,318,817	7.29
9	MSIF EMG MK DB OPP Z USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	4,125,682	1,554.19	6,412,102,594	2,449.19	10,104,560,767	6.46
10	AXA WF-US DYNAM HIGH YIELD BD I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	292,824	29,622.04	8,674,044,013	32,827.68	9,612,733,820	6.15
11	CANDRIAM BONDS EUR HI YLD V EUR ACC	ルクセンブルグ	投資信託	19,053	277,641.39	5,289,901,327	462,332.67	8,808,824,428	5.64
12	ARTISAN PART EM LOC OPP F USD ACC	アイルランド	投資信託	5,265,983	1,593.81	8,392,961,601	1,617.91	8,519,884,040	5.45
13	BARINGS EMG MKT LOC DEBT C USD ACC	アイルランド	投資信託	403,376	12,166.97	4,907,861,690	19,541.15	7,882,432,367	5.04

(注) 投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<オルタナティブ・ファンド>

(2026年1月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額	
NGF-ALTERNATIVE TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	444,251,865,562	0.76	335,832,500,089	0.77	342,726,986,725	100.04

種類別投資比率 (2026年1月末日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託	100.04

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2026年1月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	LMY-MW TOP MKT NEUT B UCITS USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	787,500	31,563.62	24,856,347,274	38,785.71	30,543,745,614	8.91
2	GL REACH M ST GRAHAM MAC J USD ACC	アイルランド	投資信託	1,185,667	18,469.50	21,898,682,013	20,384.32	24,169,020,800	7.05
3	FULCRUM DIVERS ABS RET I JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	2,170,143	9,932.13	21,554,149,238	10,908.00	23,671,923,225	6.91
4	FERMAT UCITS CAT BD INST I USD ACC	アイルランド	投資信託	10,638,834	1,591.67	16,933,501,632	1,899.47	20,208,100,033	5.90
5	RV CAPITAL UCITS ASIA OPP C USD DIS	アイルランド	投資信託	10,249	1,528,459.29	15,665,179,287	1,944,328.93	19,927,427,225	5.81
6	K2 ACTURAY CLE USD SEP23 301 S1 ACC	ケイマン諸島	投資信託	83,571	187,944.57	15,706,715,465	236,969.72	19,803,796,105	5.78
7	DG SYSTEMATIC TRADING FD LTD I USD	ケイマン諸島	投資信託	628,839	23,398.72	14,714,027,173	26,779.39	16,839,925,513	4.91
8	LMY-HBK DIV ST UCITS B FD USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	860,002	17,279.36	14,860,279,968	18,160.29	15,617,888,234	4.56
9	ML INVECOMIC US EQ L/S IP USD ACC	アイルランド	投資信託	636,601	23,171.26	14,750,847,537	23,910.23	15,221,275,502	4.44
10	LMY-HBK DIV ST UC-JPY X1 ACC FD	ルクセンブルグ	投資信託	934,309	14,984.34	14,000,000,000	15,999.32	14,948,312,781	4.36
11	HELIUM SELECTION-A JPY FD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	134,124	101,508.07	13,614,668,970	110,929.28	14,878,278,246	4.34
12	BLUEBAY GLB SOV OPP LTD S JPY ACC	ケイマン諸島	投資信託	1,341,680	9,524.74	12,779,158,155	10,380.23	13,926,950,723	4.06
13	JPMORG FDS-EUR EQ ABS ALPHA X ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,015,516	10,719.13	10,885,443,052	13,199.00	13,403,799,142	3.91
14	MONTLAKE ALPHA UCIT-USDF INST ACC	アイルランド	投資信託	1,208,530	12,030.59	14,539,327,108	11,048.03	13,351,874,536	3.90
15	COREMONT BRE HOW AB RT GV-AMJPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1,241,356	10,160.68	12,613,024,221	10,020.34	12,438,804,647	3.63
16	DISCUS FEEDER JPY1.5x STAND LEV ACC	ケイマン諸島	投資信託	122,779	100,000.27	12,277,933,029	97,039.94	11,914,466,922	3.48
17	BLACKROCK ST ALPHA FD B1 JPY S1 AC	ケイマン諸島	投資信託	100,000	100,000.00	10,000,000,000	102,937.58	10,293,757,563	3.00
18	BLACKROCK ST ALPHA FD B1 JPY S2 AC	ケイマン諸島	投資信託	64,165	100,000.24	6,416,515,234	103,296.05	6,627,991,023	1.93
19	CAPULA VOLAT OPPR FD S150 DEC22 JPY	ケイマン諸島	投資信託	700,000	10,000.00	7,000,000,000	9,058.96	6,341,269,102	1.85
20	FULCRUM UCITS EQ DISPERS I JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	574,984	9,957.95	5,725,663,113	10,575.58	6,080,789,771	1.77
21	COREMONT BRE HOW AB RT GV-A2JPY ACC	ルクセンブルグ	投資信託	428,240	9,924.34	4,250,000,000	9,977.26	4,272,661,940	1.25
22	CAPULA VOLAT OPPR FD S150 JUL25 JPY	ケイマン諸島	投資信託	300,000	10,000.00	3,000,000,000	9,799.10	2,939,729,043	0.86
23	K2 ACTUSRAYPARTNERS AS FD A F01 ACQ	ケイマン諸島	投資信託	2,600,000,000	1.00	2,600,000,000	1.00	2,600,000,000	0.76
24	K2 ACTURAY EUR I USD OCT24 S567 ACC	ケイマン諸島	投資信託	12,027	165,478.14	1,990,205,600	194,922.05	2,344,327,492	0.68
25	CAPULA VOLAT OPPR FD S150 OCT23 JPY	ケイマン諸島	投資信託	193,000	10,000.00	1,930,000,000	9,435.95	1,821,137,994	0.53
26	K2 ACTUSRAYPARTNERS AS FD A F02 ACQ	ケイマン諸島	投資信託	1,530,000,000	1.00	1,530,000,000	1.00	1,530,000,000	0.45
27	CAPULA VOLAT OPPR FD S150 SEP25 JPY	ケイマン諸島	投資信託	130,000	10,000.00	1,300,000,000	9,872.95	1,283,482,883	0.37
28	CAPULA VOLAT OPPR FD S150 APR24 JPY	ケイマン諸島	投資信託	95,666	10,088.87	965,161,991	10,069.73	963,330,420	0.28
29	CAPULA VOLAT OPPR FD S150 MAR24 JPY	ケイマン諸島	投資信託	80,000	10,000.00	800,000,000	9,961.93	796,954,541	0.23
30	LUX INVEST FUND US EQUITY PLUS A(注2)	ルクセンブルグ	投資信託	6,751	144,810.03	977,612,480	0.00	0	0.00

(注1) 投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) Luxembourg Investment Fund US Equity Plus Aは、その資産のほぼすべてをBernard L. Madoff Investment Securities LLC(いわゆる「マドフ・ファンド」)に投資していたが、2008年12月にバーナード・L・マドフ(Bernard L. Madoff)が詐欺容疑で逮捕され、同人およびマドフ・ファンドの資産が凍結されたことから、オルタナティブ・ファンドは、当面の間、同ファンドの時価評価額を計上しないこととした。

<不動産（REIT）ファンド>

（2026年1月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-REAL ESTATE(REIT)TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	47,256,219,006	1.37	64,976,236,619	1.85	87,335,636,031	100.04

種類別投資比率

（2026年1月末日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託	100.04

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

（2026年1月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	VISIONFD-GLOBAL REAL ESTATE EQ N USD	ルクセンブルグ	投資信託	1,197,458	15,186.94	18,185,725,518	16,807.18	20,125,886,812	23.04
2	AXA WF- GLOBAL REAL ESTATE I ACC	ルクセンブルグ	投資信託	832,736	14,907.41	12,413,937,747	20,487.88	17,060,997,664	19.53
3	NORDEA 1-GLB REAL EST FD BI USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	386,131	29,424.70	11,361,787,806	38,177.91	14,741,673,065	16.88
4	PGIM GL SL RL ES SEC - USD I ACC	アイルランド	投資信託	553,745	22,956.68	12,712,144,757	24,931.18	13,805,515,652	15.81
5	RESOLUTION CAP CCF GL PRP I USD ACC	アイルランド	投資信託	713,254	12,543.96	8,947,028,814	17,864.90	12,742,211,190	14.59
6	JANUS HENDERSO-GLB PR EQ USD G2 ACC	ルクセンブルグ	投資信託	2,962,843	1,996.04	5,913,958,428	2,775.54	8,223,484,451	9.42

（注）投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

<コモディティ・ファンド>

（2026年1月末日現在）

銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
NGF-COMMODITY TRADING LTD	ケイマン諸島	投資信託	57,176,067,192	1.27	72,465,204,713	1.83	104,517,850,826	100.04

種類別投資比率

（2026年1月末日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託	100.04

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、組入投資信託であるNGF-COMMODITY トレーディング・リミテッドの投資有価証券である。

(2026年1月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	保有口数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	L&G LONG DATED ALL COMMOD USD	アイルランド	投資信託	4,608,526	3,222.11	14,849,185,355	4,553.61	20,985,415,011	20.08
2	GS-GSQARTIX MOD STRAT FD Z USD ACC	ルクセンブルグ	投資信託	6,874,947	2,210.73	15,198,665,267	2,905.68	19,976,390,563	19.11
3	UBS BBG COMM CMC1 SF UCITS ETF USD	アイルランド	投資信託	6,007,104	2,368.55	14,228,141,682	3,237.19	19,446,129,996	18.61
4	PIMCO GIS GL RL RTN INST USD CE ACC	アイルランド	投資信託	10,300,259	1,576.63	16,239,652,222	1,748.76	18,012,663,861	17.23
5	NB COMMODITIES 15 USD ACC	アイルランド	投資信託	6,437,804	1,522.37	9,800,725,391	2,024.31	13,032,116,742	12.47
6	L&G ENHANCED COMM UCITS ETF USD	アイルランド	投資信託	4,958,964	2,051.72	10,174,405,626	2,531.90	12,555,587,745	12.01

(注) 投資比率とは、組入投資信託の純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

【投資不動産物件】

該当事項なし(2026年1月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2026年1月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2025年2月～2026年1月における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

<日本大型株式ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第十会計年度末	97,421,132,926	0.9295
第十一会計年度末	160,921,977,942	1.2101
第十二会計年度末	181,488,258,390	1.1238
第十三会計年度末	246,813,465,101	1.1917
第十四会計年度末	295,332,653,588	1.2078
第十五会計年度末	382,005,768,328	1.5602
第十六会計年度末	397,869,376,165	1.4473
第十七会計年度末	421,930,631,410	1.7160
第十八会計年度末	550,487,743,613	2.1273
第十九会計年度末	687,911,109,514	2.6578
2025年2月末日	579,534,671,926	2.1799
3月末日	585,748,953,531	2.1957
4月末日	562,461,740,076	2.1033
5月末日	599,102,790,161	2.2200
6月末日	621,273,086,343	2.2797
7月末日	643,404,222,450	2.3423
8月末日	685,785,799,963	2.4700
9月末日	710,139,777,383	2.5281
10月末日	687,911,109,514	2.6578
11月末日	707,652,030,255	2.7090
12月末日	725,749,539,388	2.7594
2026年1月末日	756,962,322,704	2.8488

<日本小型株式ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第十会計年度末	39,566,259,019	1.2375
第十一会計年度末	64,508,903,320	1.6890
第十二会計年度末	67,348,624,776	1.5063
第十三会計年度末	46,112,615,143	1.5793
第十四会計年度末	53,309,374,785	1.6078
第十五会計年度末	70,115,610,786	1.9813
第十六会計年度末	70,845,507,379	1.8519
第十七会計年度末	58,177,438,458	1.9947
第十八会計年度末	72,959,300,925	2.2582
第十九会計年度末	89,105,996,485	2.8154
2025年2月末日	75,770,811,177	2.2872
3月末日	77,596,261,635	2.3353
4月末日	76,226,623,361	2.2895
5月末日	80,237,542,691	2.3894
6月末日	83,776,448,435	2.4722
7月末日	88,191,642,082	2.5836
8月末日	93,652,878,173	2.7166
9月末日	97,181,841,097	2.7886
10月末日	89,105,996,485	2.8154
11月末日	93,423,835,905	2.9261
12月末日	96,096,831,500	2.9912
2026年1月末日	100,365,243,445	3.0941

(注) 第十七会計年度末現在の純資産総額および1口当たり純資産価格は、投資対象の調整後評価額で再計算された財務書類に記載の価格である。

<グローバル株式ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第十会計年度末	78,980,529,944	1.0651
第十一会計年度末	132,909,533,125	1.3417
第十二会計年度末	152,282,019,243	1.3174
第十三会計年度末	223,431,665,420	1.4242
第十四会計年度末	226,392,830,193	1.4656
第十五会計年度末	367,382,287,452	2.2050
第十六会計年度末	430,168,943,763	2.2453
第十七会計年度末	455,004,948,913	2.4343
第十八会計年度末	590,906,492,514	3.2356
第十九会計年度末	742,265,761,124	3.8386
2025年2月末日	618,283,576,184	3.2926
3月末日	590,127,377,148	3.1322
4月末日	567,122,421,310	3.0018
5月末日	610,200,069,739	3.2015
6月末日	641,730,373,850	3.3360
7月末日	682,713,676,045	3.5215
8月末日	694,689,091,905	3.5460
9月末日	720,337,886,511	3.6352
10月末日	742,265,761,124	3.8386
11月末日	760,478,477,412	3.8984
12月末日	779,804,210,379	3.9705
2026年1月末日	790,468,596,568	3.9853

(注) 第十八会計年度末現在の純資産総額および1口当たり純資産価格は、投資対象の調整後評価額で再計算された財務書類に記載の価格である。

<エマージング株式ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第十会計年度末	29,943,744,050	0.9711
第十一会計年度末	46,941,067,414	1.2688
第十二会計年度末	56,532,171,166	1.0657
第十三会計年度末	74,945,664,553	1.1568
第十四会計年度末	73,077,548,252	1.2179
第十五会計年度末	61,870,391,983	1.5363
第十六会計年度末	64,280,614,631	1.3022
第十七会計年度末	71,352,961,002	1.4605
第十八会計年度末	101,890,715,707	1.8363
第十九会計年度末	158,928,546,159	2.3772
2025年2月末日	105,172,079,783	1.8101
3月末日	105,214,660,940	1.7984
4月末日	100,525,208,780	1.7055
5月末日	108,849,754,178	1.8218
6月末日	116,783,526,586	1.9292
7月末日	125,297,423,928	2.0424
8月末日	127,345,313,082	2.0409
9月末日	138,243,439,496	2.1769
10月末日	158,928,546,159	2.3772
11月末日	161,075,607,136	2.3748
12月末日	166,895,897,371	2.4306
2026年1月末日	187,150,045,827	2.6810

<グローバル債券ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第十会計年度末	50,080,626,645	0.9145
第十一会計年度末	103,196,850,722	0.9817
第十二会計年度末	121,313,276,121	0.9605
第十三会計年度末	150,981,535,082	0.9895
第十四会計年度末	154,876,036,032	1.0105
第十五会計年度末	209,300,166,013	1.0882
第十六会計年度末	214,025,640,499	1.1017
第十七会計年度末	287,287,341,490	1.1284
第十八会計年度末	358,275,402,855	1.2551
第十九会計年度末	383,193,915,852	1.3577
2025年2月末日	361,047,943,311	1.2411
3月末日	360,592,757,044	1.2373
4月末日	354,854,606,497	1.2164
5月末日	358,104,429,478	1.2199
6月末日	369,324,039,401	1.2485
7月末日	381,463,868,932	1.2822
8月末日	383,061,888,946	1.2801
9月末日	392,231,208,515	1.2996
10月末日	383,193,915,852	1.3577
11月末日	392,842,387,890	1.3816
12月末日	394,973,733,778	1.3821
2026年1月末日	396,594,459,926	1.3776

<ハイイールド債券ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第十会計年度末	37,772,846,502	1.1357
第十一会計年度末	70,986,715,061	1.2775
第十二会計年度末	64,793,339,453	1.2190
第十三会計年度末	79,871,892,515	1.2669
第十四会計年度末	78,971,694,596	1.2245
第十五会計年度末	64,655,730,261	1.4232
第十六会計年度末	91,835,045,601	1.4788
第十七会計年度末	128,299,936,145	1.6397
第十八会計年度末	149,828,455,583	1.9181
第十九会計年度末	148,172,538,659	2.1450
2025年2月末日	154,432,221,025	1.9320
3月末日	152,856,729,635	1.9077
4月末日	148,265,763,940	1.8473
5月末日	152,351,887,301	1.8842
6月末日	157,348,101,748	1.9296
7月末日	164,978,755,384	2.0097
8月末日	166,425,808,931	2.0114
9月末日	171,445,552,745	2.0514
10月末日	148,172,538,659	2.1450
11月末日	152,296,646,542	2.1869
12月末日	154,652,237,176	2.2074
2026年1月末日	156,259,188,543	2.2111

<オルタナティブ・ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第十会計年度末	214,292,992,652	0.6775
第十一会計年度末	294,722,089,725	0.6992
第十二会計年度末	320,653,945,524	0.6743
第十三会計年度末	287,141,953,951	0.6760
第十四会計年度末	256,036,788,337	0.6618
第十五会計年度末	243,029,933,033	0.6848
第十六会計年度末	233,695,810,419	0.6679
第十七会計年度末	230,041,346,679	0.6340
第十八会計年度末	278,831,834,455	0.6302
第十九会計年度末	327,188,383,652	0.6467
2025年2月末日	292,024,281,480	0.6425
3月末日	294,182,524,809	0.6448
4月末日	292,236,390,564	0.6388
5月末日	294,583,542,406	0.6385
6月末日	298,785,404,477	0.6405
7月末日	301,687,878,438	0.6407
8月末日	305,723,945,713	0.6428
9月末日	310,973,580,833	0.6454
10月末日	327,188,383,652	0.6467
11月末日	330,698,490,359	0.6463
12月末日	335,132,693,264	0.6500
2026年1月末日	342,597,582,651	0.6570

<不動産（REIT）ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第十会計年度末	18,220,099,449	0.8295
第十一会計年度末	32,707,013,481	0.9331
第十二会計年度末	41,707,494,281	0.9376
第十三会計年度末	55,819,559,899	1.0631
第十四会計年度末	55,046,088,525	0.8412
第十五会計年度末	46,425,640,177	1.2446
第十六会計年度末	51,111,616,633	1.1846
第十七会計年度末	53,102,064,060	1.1280
第十八会計年度末	68,694,690,782	1.4534
第十九会計年度末	82,453,420,644	1.4876
2025年2月末日	67,494,210,375	1.3938
3月末日	65,477,109,839	1.3483
4月末日	63,398,354,805	1.3028
5月末日	65,834,943,478	1.3421
6月末日	67,167,454,299	1.3572
7月末日	70,471,793,690	1.4137
8月末日	71,341,598,376	1.4184
9月末日	72,827,349,316	1.4328
10月末日	82,453,420,644	1.4876
11月末日	85,495,939,505	1.5294
12月末日	85,226,900,522	1.5151
2026年1月末日	87,301,462,974	1.5379

(注) 第十七会計年度末現在および第十八会計年度末現在の純資産総額および1口当たり純資産価格は、投資対象の調整後評価額で再計算された財務書類に記載の価格である。

<コモディティ・ファンド>

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第十会計年度末	8,715,101,604	0.6377
第十一会計年度末	14,308,533,026	0.6797
第十二会計年度末	18,299,295,804	0.6651
第十三会計年度末	24,700,418,062	0.6304
第十四会計年度末	20,185,721,493	0.5845
第十五会計年度末	30,049,700,554	0.8645
第十六会計年度末	34,234,823,814	1.1439
第十七会計年度末	61,675,703,319	1.1426
第十八会計年度末	83,518,278,369	1.1801
第十九会計年度末	89,758,178,344	1.3268
2025年2月末日	89,261,442,203	1.2197
3月末日	90,382,898,976	1.2291
4月末日	85,192,738,738	1.1540
5月末日	86,310,272,224	1.1575
6月末日	89,503,745,270	1.1862
7月末日	94,630,014,547	1.2405
8月末日	93,921,091,902	1.2168
9月末日	98,459,210,107	1.2576
10月末日	89,758,178,344	1.3268
11月末日	93,012,743,529	1.3583
12月末日	95,516,834,625	1.3831
2026年1月末日	104,478,855,048	1.4938

<参考情報>

<純資産総額および1万口当たり純資産価格の推移>（2016年1月末日～2026年1月末日）

日本大型株式ファンド



（注）上記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。以下同じ。

日本小型株式ファンド



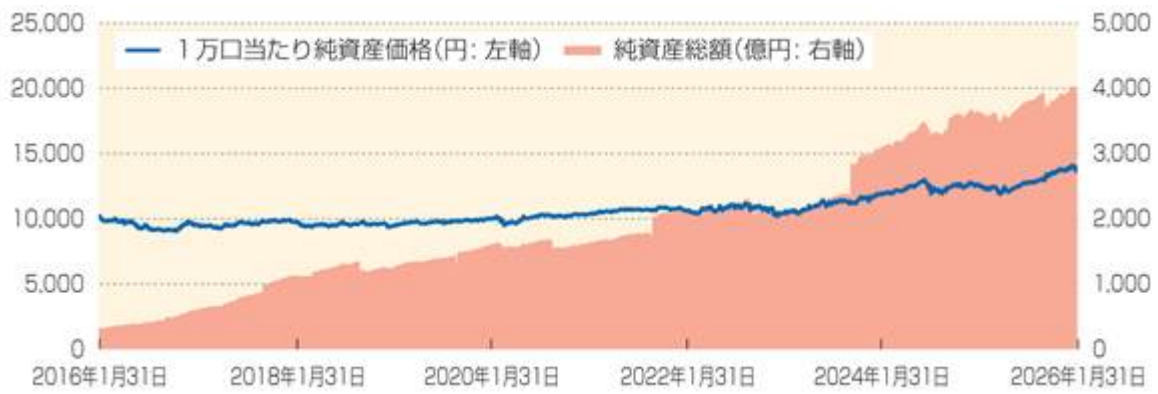
グローバル株式ファンド



エマージング株式ファンド



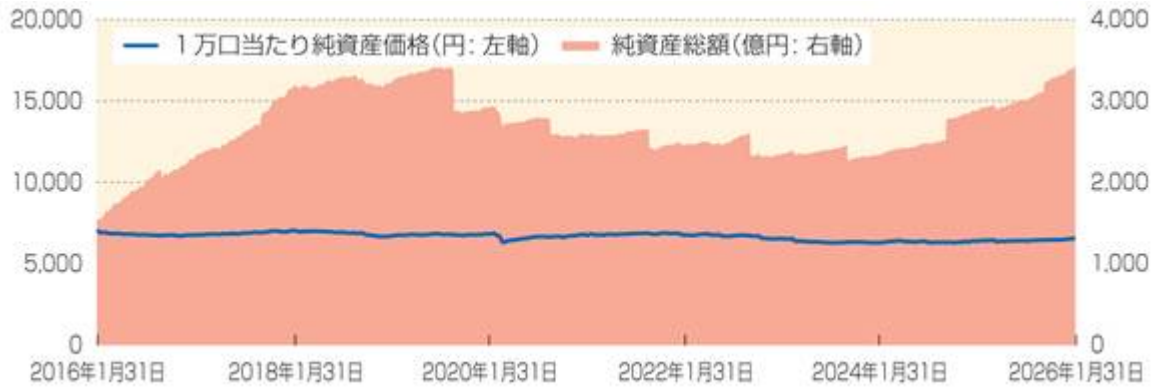
グローバル債券ファンド



ハイイールド債券ファンド



オルタナティブ・ファンド



不動産（REIT）ファンド



コモディティ・ファンド



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

<日本大型株式ファンド>

会計年度	収益率（注）
第十会計年度	- 9.12%
第十一会計年度	30.19%
第十二会計年度	- 7.13%
第十三会計年度	6.04%
第十四会計年度	1.35%
第十五会計年度	29.18%
第十六会計年度	- 7.24%
第十七会計年度	18.57%
第十八会計年度	23.97%
第十九会計年度	24.94%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金（税引き前）の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

以下同じ。

なお、日本小型株式ファンドおよび不動産（REIT）ファンドの第十七会計年度末現在ならびにグローバル株式ファンドおよび不動産（REIT）ファンドの第十八会計年度末現在の1口当たり純資産価格には、投資対象の調整後評価額で再計算された財務書類に記載の価格を使用している。

<日本小型株式ファンド>

会計年度	収益率（注）
第十会計年度	2.31%
第十一会計年度	36.48%
第十二会計年度	- 10.82%
第十三会計年度	4.85%
第十四会計年度	1.80%
第十五会計年度	23.23%
第十六会計年度	- 6.53%
第十七会計年度	7.71%
第十八会計年度	13.21%
第十九会計年度	24.67%

<グローバル株式ファンド>

会計年度	収益率（注）
第十会計年度	- 16.26%
第十一会計年度	25.97%
第十二会計年度	- 1.81%
第十三会計年度	8.11%
第十四会計年度	2.91%
第十五会計年度	50.45%
第十六会計年度	1.83%
第十七会計年度	8.42%
第十八会計年度	32.92%
第十九会計年度	18.64%

<エマージング株式ファンド>

会計年度	収益率（注）
第十会計年度	- 7.85%
第十一会計年度	30.66%
第十二会計年度	- 16.01%
第十三会計年度	8.55%
第十四会計年度	5.28%
第十五会計年度	26.14%
第十六会計年度	- 15.24%
第十七会計年度	12.16%
第十八会計年度	25.73%
第十九会計年度	29.46%

<グローバル債券ファンド>

会計年度	収益率（注）
第十会計年度	- 11.28%
第十一会計年度	7.35%
第十二会計年度	- 2.16%
第十三会計年度	3.02%
第十四会計年度	2.12%
第十五会計年度	7.69%
第十六会計年度	1.24%
第十七会計年度	2.42%
第十八会計年度	11.23%
第十九会計年度	8.17%

<ハイイールド債券ファンド>

会計年度	収益率（注）
第十会計年度	- 7.37%
第十一会計年度	12.49%
第十二会計年度	- 4.58%
第十三会計年度	3.93%
第十四会計年度	- 3.35%
第十五会計年度	16.23%
第十六会計年度	3.91%
第十七会計年度	10.88%
第十八会計年度	16.98%
第十九会計年度	11.83%

<オルタナティブ・ファンド>

会計年度	収益率（注）
第十会計年度	- 4.44%
第十一会計年度	3.20%
第十二会計年度	- 3.56%
第十三会計年度	0.25%
第十四会計年度	- 2.10%
第十五会計年度	3.48%
第十六会計年度	- 2.47%
第十七会計年度	- 5.08%
第十八会計年度	- 0.60%
第十九会計年度	2.62%

<不動産（REIT）ファンド>

会計年度	収益率（注）
第十会計年度	- 15.63%
第十一会計年度	12.49%
第十二会計年度	0.48%
第十三会計年度	13.39%
第十四会計年度	- 20.87%
第十五会計年度	47.96%
第十六会計年度	- 4.82%
第十七会計年度	- 4.78%
第十八会計年度	28.85%
第十九会計年度	2.35%

<コモディティ・ファンド>

会計年度	収益率（注）
第十会計年度	- 13.05%
第十一会計年度	6.59%
第十二会計年度	- 2.15%
第十三会計年度	- 5.22%
第十四会計年度	- 7.28%
第十五会計年度	47.90%
第十六会計年度	32.32%
第十七会計年度	- 0.11%
第十八会計年度	3.28%
第十九会計年度	12.43%

< 参考情報 >

日本大型株式ファンド



（注1）収益率（%）= 100 × (a - b) / b

a = 当該会計年度末または当該期間末現在の1口当たり純資産価格（当該会計年度または当該期間の分配金（税引き前）の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度または当該期間の直前の会計年度末現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）
以下同じ。

なお、日本小型株式ファンドおよび不動産（REIT）ファンドの第十七会計年度末現在ならびにグローバル株式ファンドおよび不動産（REIT）ファンドの第十八会計年度末現在の1口当たり純資産価格には、投資対象の調整後評価額で再計算された財務書類に記載の価格を使用している。

（注2）ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。以下同じ。

日本小型株式ファンド



グローバル株式ファンド



エマージング株式ファンド



グローバル債券ファンド



ハイールド債券ファンド



オルタナティブ・ファンド



不動産 (REIT) ファンド



コモディティ・ファンド



（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

<日本大型株式ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第十会計年度	42,945,198,755	13,340,198,929	104,812,079,588
	(42,945,198,755)	(13,340,198,929)	(104,812,079,588)
第十一会計年度	58,718,122,535	30,548,656,594	132,981,545,529
	(58,718,122,535)	(30,548,656,594)	(132,981,545,529)
第十二会計年度	53,464,827,639	24,957,228,150	161,489,145,018
	(53,464,827,639)	(24,957,228,150)	(161,489,145,018)
第十三会計年度	67,012,872,409	21,394,345,632	207,107,671,795
	(67,012,872,409)	(21,394,345,632)	(207,107,671,795)
第十四会計年度	64,382,443,005	26,964,896,762	244,525,218,038
	(64,382,443,005)	(26,964,896,762)	(244,525,218,038)
第十五会計年度	46,601,414,453	46,280,431,025	244,846,201,466
	(46,601,414,453)	(46,280,431,025)	(244,846,201,466)
第十六会計年度	57,369,250,035	27,301,656,041	274,913,795,460
	(57,369,250,035)	(27,301,656,041)	(274,913,795,460)
第十七会計年度	59,473,319,178	88,508,716,640	245,878,397,998
	(59,473,319,178)	(88,508,716,640)	(245,878,397,998)
第十八会計年度	47,660,758,346	34,760,501,045	258,778,655,299
	(47,660,758,346)	(34,760,501,045)	(258,778,655,299)
第十九会計年度	44,939,267,264	44,892,305,763	258,825,616,800
	(44,939,267,264)	(44,892,305,763)	(258,825,616,800)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

<日本小型株式ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第十会計年度	12,895,573,801	2,979,474,033	31,971,554,554
	(12,895,573,801)	(2,979,474,033)	(31,971,554,554)
第十一会計年度	17,806,116,329	11,583,479,323	38,194,191,560
	(17,806,116,329)	(11,583,479,323)	(38,194,191,560)
第十二会計年度	13,818,462,086	7,300,351,726	44,712,301,920
	(13,818,462,086)	(7,300,351,726)	(44,712,301,920)
第十三会計年度	11,688,147,451	27,201,552,205	29,198,897,166
	(11,688,147,451)	(27,201,552,205)	(29,198,897,166)
第十四会計年度	7,733,781,356	3,776,801,453	33,155,877,069
	(7,733,781,356)	(3,776,801,453)	(33,155,877,069)
第十五会計年度	7,531,127,023	5,299,139,626	35,387,864,466
	(7,531,127,023)	(5,299,139,626)	(35,387,864,466)
第十六会計年度	7,453,290,993	4,586,000,539	38,255,154,920
	(7,453,290,993)	(4,586,000,539)	(38,255,154,920)
第十七会計年度	8,122,255,745	17,211,826,406	29,165,584,259
	(8,122,255,745)	(17,211,826,406)	(29,165,584,259)
第十八会計年度	5,857,946,653	2,715,475,443	32,308,055,469
	(5,857,946,653)	(2,715,475,443)	(32,308,055,469)
第十九会計年度	5,362,985,417	6,021,158,914	31,649,881,972
	(5,362,985,417)	(6,021,158,914)	(31,649,881,972)

<グローバル株式ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第十会計年度	30,158,223,399	4,703,049,440	74,152,120,312
	(30,158,223,399)	(4,703,049,440)	(74,152,120,312)
第十一会計年度	43,356,351,390	18,449,602,554	99,058,869,148
	(43,356,351,390)	(18,449,602,554)	(99,058,869,148)
第十二会計年度	35,999,925,053	19,466,738,823	115,592,055,378
	(35,999,925,053)	(19,466,738,823)	(115,592,055,378)
第十三会計年度	57,387,805,520	16,092,732,911	156,887,127,987
	(57,387,805,520)	(16,092,732,911)	(156,887,127,987)
第十四会計年度	31,366,091,718	33,777,044,299	154,476,175,406
	(31,366,091,718)	(33,777,044,299)	(154,476,175,406)
第十五会計年度	42,216,629,430	30,081,401,566	166,611,403,270
	(42,216,629,430)	(30,081,401,566)	(166,611,403,270)
第十六会計年度	43,311,822,673	18,338,906,581	191,584,319,362
	(43,311,822,673)	(18,338,906,581)	(191,584,319,362)
第十七会計年度	41,353,176,258	46,020,040,901	186,917,454,719
	(41,353,176,258)	(46,020,040,901)	(186,917,454,719)
第十八会計年度	35,851,011,864	40,140,507,218	182,627,959,365
	(35,851,011,864)	(40,140,507,218)	(182,627,959,365)
第十九会計年度	31,874,474,011	21,131,189,641	193,371,243,735
	(31,874,474,011)	(21,131,189,641)	(193,371,243,735)

<エマージング株式ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第十会計年度	12,176,383,740	2,648,316,342	30,836,412,110
	(12,176,383,740)	(2,648,316,342)	(30,836,412,110)
第十一会計年度	14,064,501,657	7,903,136,064	36,997,777,703
	(14,064,501,657)	(7,903,136,064)	(36,997,777,703)
第十二会計年度	20,990,320,484	4,940,161,837	53,047,936,350
	(20,990,320,484)	(4,940,161,837)	(53,047,936,350)
第十三会計年度	22,601,793,987	10,862,116,696	64,787,613,641
	(22,601,793,987)	(10,862,116,696)	(64,787,613,641)
第十四会計年度	9,363,681,968	14,146,110,404	60,005,185,205
	(9,363,681,968)	(14,146,110,404)	(60,005,185,205)
第十五会計年度	9,234,386,080	28,965,965,730	40,273,605,555
	(9,234,386,080)	(28,965,965,730)	(40,273,605,555)
第十六会計年度	14,658,374,796	5,567,838,426	49,364,141,925
	(14,658,374,796)	(5,567,838,426)	(49,364,141,925)
第十七会計年度	14,055,589,184	14,563,598,673	48,856,132,436
	(14,055,589,184)	(14,563,598,673)	(48,856,132,436)
第十八会計年度	13,777,671,146	7,148,151,408	55,485,652,174
	(13,777,671,146)	(7,148,151,408)	(55,485,652,174)
第十九会計年度	16,451,293,105	5,082,962,950	66,853,982,329
	(16,451,293,105)	(5,082,962,950)	(66,853,982,329)

<グローバル債券ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第十会計年度	32,014,709,777	4,309,996,291	54,760,450,486
	(32,014,709,777)	(4,309,996,291)	(54,760,450,486)
第十一会計年度	57,629,391,820	7,271,114,328	105,118,727,978
	(57,629,391,820)	(7,271,114,328)	(105,118,727,978)
第十二会計年度	49,196,887,440	28,009,461,485	126,306,153,933
	(49,196,887,440)	(28,009,461,485)	(126,306,153,933)
第十三会計年度	56,246,614,165	29,970,439,658	152,582,328,440
	(56,246,614,165)	(29,970,439,658)	(152,582,328,440)
第十四会計年度	31,895,479,481	31,210,753,711	153,267,054,210
	(31,895,479,481)	(31,210,753,711)	(153,267,054,210)
第十五会計年度	63,805,905,834	24,731,319,215	192,341,640,829
	(63,805,905,834)	(24,731,319,215)	(192,341,640,829)
第十六会計年度	40,256,508,411	38,329,376,503	194,268,772,737
	(40,256,508,411)	(38,329,376,503)	(194,268,772,737)
第十七会計年度	81,445,911,941	21,117,160,493	254,597,524,185
	(81,445,911,941)	(21,117,160,493)	(254,597,524,185)
第十八会計年度	54,085,994,151	23,223,930,356	285,459,587,980
	(54,085,994,151)	(23,223,930,356)	(285,459,587,980)
第十九会計年度	43,965,744,358	47,195,046,325	282,230,286,013
	(43,965,744,358)	(47,195,046,325)	(282,230,286,013)

<ハイイールド債券ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第十会計年度	20,588,159,702	2,187,003,503	33,259,829,289
	(20,588,159,702)	(2,187,003,503)	(33,259,829,289)
第十一会計年度	29,367,424,649	7,059,182,838	55,568,071,100
	(29,367,424,649)	(7,059,182,838)	(55,568,071,100)
第十二会計年度	20,964,239,052	23,380,672,224	53,151,637,928
	(20,964,239,052)	(23,380,672,224)	(53,151,637,928)
第十三会計年度	29,880,406,811	19,986,887,417	63,045,157,322
	(29,880,406,811)	(19,986,887,417)	(63,045,157,322)
第十四会計年度	12,603,275,095	11,152,965,993	64,495,466,424
	(12,603,275,095)	(11,152,965,993)	(64,495,466,424)
第十五会計年度	12,053,575,977	31,120,765,408	45,428,276,993
	(12,053,575,977)	(31,120,765,408)	(45,428,276,993)
第十六会計年度	21,735,844,242	5,064,871,626	62,099,249,609
	(21,735,844,242)	(5,064,871,626)	(62,099,249,609)
第十七会計年度	23,244,262,509	7,095,432,971	78,248,079,147
	(23,244,262,509)	(7,095,432,971)	(78,248,079,147)
第十八会計年度	14,214,558,355	14,351,242,412	78,111,395,090
	(14,214,558,355)	(14,351,242,412)	(78,111,395,090)
第十九会計年度	12,227,464,404	21,261,957,093	69,076,902,401
	(12,227,464,404)	(21,261,957,093)	(69,076,902,401)

<オルタナティブ・ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第十会計年度	172,912,279,468	42,266,790,528	316,286,051,772
	(172,912,279,468)	(42,266,790,528)	(316,286,051,772)
第十一会計年度	164,948,995,135	59,736,722,706	421,498,324,201
	(164,948,995,135)	(59,736,722,706)	(421,498,324,201)
第十二会計年度	132,151,236,410	78,144,304,666	475,505,255,945
	(132,151,236,410)	(78,144,304,666)	(475,505,255,945)
第十三会計年度	98,493,320,506	149,241,795,605	424,756,780,846
	(98,493,320,506)	(149,241,795,605)	(424,756,780,846)
第十四会計年度	55,753,277,664	93,653,583,353	386,856,475,157
	(55,753,277,664)	(93,653,583,353)	(386,856,475,157)
第十五会計年度	59,746,738,660	91,697,701,057	354,905,512,760
	(59,746,738,660)	(91,697,701,057)	(354,905,512,760)
第十六会計年度	75,604,884,976	80,636,882,524	349,873,515,212
	(75,604,884,976)	(80,636,882,524)	(349,873,515,212)
第十七会計年度	82,922,660,382	69,969,750,771	362,826,424,823
	(82,922,660,382)	(69,969,750,771)	(362,826,424,823)
第十八会計年度	114,607,427,083	34,986,491,143	442,447,360,763
	(114,607,427,083)	(34,986,491,143)	(442,447,360,763)
第十九会計年度	104,273,127,999	40,759,707,058	505,960,781,704
	(104,273,127,999)	(40,759,707,058)	(505,960,781,704)

<不動産（REIT）ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第十会計年度	9,808,932,376	1,194,533,671	21,965,103,171
	(9,808,932,376)	(1,194,533,671)	(21,965,103,171)
第十一会計年度	15,678,222,359	2,590,320,348	35,053,005,182
	(15,678,222,359)	(2,590,320,348)	(35,053,005,182)
第十二会計年度	15,674,208,928	6,244,293,288	44,482,920,822
	(15,674,208,928)	(6,244,293,288)	(44,482,920,822)
第十三会計年度	15,130,445,303	7,107,802,135	52,505,563,990
	(15,130,445,303)	(7,107,802,135)	(52,505,563,990)
第十四会計年度	19,302,154,152	6,368,350,107	65,439,368,035
	(19,302,154,152)	(6,368,350,107)	(65,439,368,035)
第十五会計年度	11,758,243,628	39,897,319,238	37,300,292,425
	(11,758,243,628)	(39,897,319,238)	(37,300,292,425)
第十六会計年度	9,787,553,717	3,939,641,014	43,148,205,128
	(9,787,553,717)	(3,939,641,014)	(43,148,205,128)
第十七会計年度	9,522,453,869	5,592,511,437	47,078,147,560
	(9,522,453,869)	(5,592,511,437)	(47,078,147,560)
第十八会計年度	8,417,495,807	8,230,061,327	47,265,582,040
	(8,417,495,807)	(8,230,061,327)	(47,265,582,040)
第十九会計年度	11,749,724,920	3,586,962,115	55,428,344,845
	(11,749,724,920)	(3,586,962,115)	(55,428,344,845)

<コモディティ・ファンド>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第十会計年度	6,343,428,382	793,889,619	13,667,527,099
	(6,343,428,382)	(793,889,619)	(13,667,527,099)
第十一会計年度	9,305,682,044	1,923,068,704	21,050,140,439
	(9,305,682,044)	(1,923,068,704)	(21,050,140,439)
第十二会計年度	9,647,893,645	3,186,326,572	27,511,707,512
	(9,647,893,645)	(3,186,326,572)	(27,511,707,512)
第十三会計年度	15,520,281,416	3,851,197,556	39,180,791,372
	(15,520,281,416)	(3,851,197,556)	(39,180,791,372)
第十四会計年度	5,842,300,368	10,486,754,414	34,536,337,326
	(5,842,300,368)	(10,486,754,414)	(34,536,337,326)
第十五会計年度	6,489,255,210	6,265,063,200	34,760,529,336
	(6,489,255,210)	(6,265,063,200)	(34,760,529,336)
第十六会計年度	7,224,908,113	12,057,441,691	29,927,995,758
	(7,224,908,113)	(12,057,441,691)	(29,927,995,758)
第十七会計年度	27,360,440,241	3,311,207,985	53,977,228,014
	(27,360,440,241)	(3,311,207,985)	(53,977,228,014)
第十八会計年度	21,639,365,880	4,846,760,576	70,769,833,318
	(21,639,365,880)	(4,846,760,576)	(70,769,833,318)
第十九会計年度	14,229,462,846	17,351,278,508	67,648,017,656
	(14,229,462,846)	(17,351,278,508)	(67,648,017,656)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

申込手続

受益証券の購入は、購入を希望する受益証券を明記した記入済みの買付申込通知を管理事務代行会社に送付することによって行われる。買付申込通知は、管理事務代行会社から提供される。購入申込者は、自らが適格投資家であることを証明しなければならない。当該買付申込通知が管理会社および管理事務代行会社が満足するように記入されている場合、管理会社は関係する受益証券を発行し、管理事務代行会社は当該受益証券を購入申込者の名義で登録する。

受益証券の発行

受益証券は、以下に定める買付申込通知の手続に従って、各発行日に、関係する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、販売されることになる。発行価格は、停止決定がない限り、関係する発行日に管理事務代行会社が計算し、公表する。

受益証券は、管理事務代行会社が発行日の前営業日に受け取った買付申込通知に関して、発行日現在で発行される。受益証券取得の意思を有する投資者は、発行日の前営業日の午後4時（日本時間）までに販売会社に取得する受益証券の口数を記載した買付申込通知を提出しなければならない。また、販売会社は、午後6時（日本時間）までに買付申込通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った買付申込通知は、撤回不能である。

受益証券は、受益証券の金額または口数で申し込むことができる。各サブ・ファンドについて、1発行日当たりの投資者毎の受益証券の申込単位は1円以上1円単位または1口以上1口単位とする。1口未満の受益証券は発行されず、発行される受益証券の口数は切り上げられる。

申込代金の支払は、投資者が管理事務代行会社と他の通貨による支払を行う取決めをしていない限り、日本円で行われるものとする。その他の自由に交換可能な通貨で行われた支払は、日本円に換算され、換算した金額が（換算費用を差し引いた上で）申込代金の支払に充当される。通貨の換算が遅延したり、投資家にコストが発生したりすることがある。

発行価格の4%（上限）に、申し込まれた受益証券の口数を乗じた金額を限度とする販売手数料が販売会社により課される場合がある。

申込代金（販売会社が留保する販売手数料を除く。）は、関係する発行日の後4営業日目までに（または当該4営業日目の日において決済を行うことができない場合、当該4営業日目の日以降で決済を行うことができる最初の日）、または管理会社が随時決定したその他の日に、保管会社が即時現金化可能な資金で受け取るものとする。

管理会社は、その独自の裁量により、保管会社が上記の支払を受領しなかった結果として発生した損失（管理会社の重過失または故意の不法行為を起因する損失を除く。）について、サブ・ファンドを補償することを申込人に対して求める権利を留保する。

受益証券は、米国内で登録されておらず、かつ、米国内で募集されておらず、また、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

ファンドは、FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

識別されたまたは識別され得る自然人（データ主体）に関するすべての情報は（疑義を避けるために付言するならば、販売会社の代表者または正式な署名者に関する情報、買付申込通知または受益者

登録簿に記載された情報、管理会社との取引および/または受託会社とのファンドへの投資経路による取引を通じて追加的に収集された情報を含む。)、個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移転に関する、および95/46/EC指令を廃止する2016年4月27日付EU規則2016/679(EU一般データ保護規則)に従ってデータ管理者として行為する管理会社によって、および/またはケイマン諸島のデータ保護法(改正済)(以下「データ保護法」という。)に従ってデータ管理者として行為する受託会社によって、ならびに個人データの保護に関して適用される法令または規制に従って、個人データとして処理される。管理会社および/または受託会社によるファンドに関する個人データの処理についての情報は、管理会社および/または受託会社宛に請求することにより入手可能である。

適格投資家

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、販売することが違法となる投資者に各サブ・ファンドの受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使するつもりである。

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止規則

マネー・ロンダリングの防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止を目的とした適用法令または規則を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社(以下、総称して「関係各社」という。)は手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者/支配者の身元(適用ある場合)と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。関係各社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、かかる手続(デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。)の維持に関して適切な者に依頼するか、またはその他の方法でかかる手続の維持を適切な者に委託することもできる。

関係各社および/またはファンドが当該手続のために依頼し、あるいは当該手続の管理を委任するその他の者(以下「AML担当者」という。)は、受益者(すなわち購入申込者または譲受人)自身の身元、実質的所有者/支配者の身元(適用ある場合)および購入代金の源泉を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデュー・ディリジェンスを要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

購入申込者または譲受人(適用ある場合)が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、適用ある法律で認められる最大限の範囲において、利息を付さずに費用およびリスクにつき購入申込者負担で送金元の口座に返金される。

ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、受益者に対して買戻代金もしくは分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるかと疑うか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社もしくはAML担当者による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金もしくは分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

CIMAは、ファンドによる随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則の規定の違反に関してファンドに対して、また、受託会社および/または違反に同意したか、もしくは、違反を黙認した受託会社の取締役もしくは役員または違反を放置したことに帰責性があると証明された者に

対して、多額の行政上の罰金を課す裁量的権限を有する。ファンドがかかる行政上の罰金を支払う限りにおいて、ファンドがかかる罰金および関連する手続の経費を負担する。

ケイマン諸島内の者は、他の者が大量破壊兵器の拡散、犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、() 犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改正済)に基づいてケイマン諸島の財務報告当局(以下「FRA」という。)に対して、または、() 大量破壊兵器の拡散、テロ行為またはテロリストへの資金提供もしくはテロリストの資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法(改正済)に基づいて巡査以上の階級の警察官またはFRAに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

購入申込者は、適用される法律および規則に基づき、実質所有者および管理者のために、またそれらのために、またはそれらの代理人のために、マネー・ロンダリング、税務情報交換、規制およびケイマン諸島およびその他の法域における類似の事柄に関連して、関係各社が要請に応じて規制当局およびその他の者に開示することに同意する。

ルクセンブルグのマネー・ロンダリング防止規則

ルクセンブルグに所在する管理会社および管理事務代行会社は、常にルクセンブルグのマネー・ロンダリング/テロ資金供与防止(AML/CFT)法令を遵守しなければならない。上記のプロセスおよびルクセンブルグの法律に基づき適用されるその他のプロセスに加え、ルクセンブルグのAML/CFT適用法令に基づき、当局への報告義務が適用される。

マネー・ロンダリング防止責任者

SNIF@smbcnikko-ifmc.comのメールアドレスに宛てて管理会社に対して連絡することにより、投資者は、現在のサブ・ファンドに関するマネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細(連絡先の詳細を含む。)を入手することができる。

制裁

サブ・ファンドの受益証券は販売会社および/または販売取扱会社を通じてのみ販売されるという事実により、販売会社および/または販売取扱会社は、管理会社に対し、申込者および受益者(および、自身が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、実質所有者、管理者または授けられた者(以下、本項において「関係者」という。)(もしあれば))が() 米国財務省海外資産管理局(以下「OFAC」という。)() または国際連合によって維持されている、またはEUおよび/または英国の規則(後者は、制定法によりケイマン諸島に適用されるため)に基づく制裁対象企業または個人のリストに氏名(名称)が掲載されていないこと、() 国際連合、OFAC、EUおよび/または英国によって課せられた制裁の対象である国もしくは領土に事業拠点を置いていないこと、またはかかる国もしくは領土を本拠地としていないこと、または() 国際連合、OFAC、EU、英国またはケイマン諸島によって課せられた制裁(英国によって課せられた制裁は、制定法によりケイマン諸島に適用される。)の対象(以下「制裁対象」と総称する。)でないことを継続的に表明することが要求されている。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象になった場合、受託会社または管理会社は、申込者または当該関係者(適用ある場合)に通知することなく、申込者または当該関係者(適用ある場合)が制裁対象でなくなるまで、またはかかる取引を継続するために適用法に基づく許可が取得されるまで、申込者との追加の取引および/または申込者のサブ・ファンドの持ち分に関する取引を直ちに停止することが要求される可能性がある(以下「制裁対象者事象」という。)。受託会社な

らびに管理会社、名義書換機関、販売者および副販売者または受託会社のその他の業務提供者は、制裁対象者事象により申込人が被ったあらゆる負債、費用、経費、損害および/または損失(直接または間接の損失、利益の喪失、収益の損失、評判の低下およびあらゆる金利、課徴金、法的費用、ならびにその他のあらゆる専門家費用および経費を含むがこれらに限定されない。)に対する責任を一切負わないものとする。

ケイマン諸島データ保護

ケイマン諸島のデータ保護法は、国際的に認められているデータ保護の原則に基づいて、各サブ・ファンドに対する法的要件を規定している。投資者となろうとする者は、サブ・ファンドへの投資ならびにサブ・ファンドおよびその関連会社および/または代理人との関連する相互作用(買付申込通知の記入を含み、適用可能な場合には電子通信または電話の記録を含む。)を行うことにより、または、受託会社に投資者(例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代理人)に関する個人情報を提供することにより、そのような個人は、データ保護法の範囲内で個人情報を構成する一定の個人情報を受託会社およびその関連会社および/または代理人(管理事務代行会社を含む。)に提供することになることに留意しなければならない。受託会社は、本個人情報に関するデータ管理者としての役割を果たし、その関連会社および/または管理事務代行会社などの受任者、投資運用会社およびその他の者はデータ処理者(または状況によりそれら自身の権利においてデータ管理者)としての役割を果たすものとする。

サブ・ファンドへの投資および/またはサブ・ファンドへの投資を継続することにより、投資者は、上述のことを詳細に読み、理解したことを認めるものとみなされるものとする。データ保護法の監督は、ケイマン諸島のオンブズマン事務所の責任とする。サブ・ファンドによるデータ保護法の違反は、改善命令、罰金または刑事訴追の付託を含むオンブズマンによる強制措置につながる可能性がある。

所有確認書

受益者名簿に記載する受益証券口数に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合は、この限りではない。表明、包含、解釈された信託の通知は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り早急に、サブ・ファンドの受益証券の取得申込みまたは買戻しに関する販売会社への確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で送付する。

管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの受益者名簿を維持する責任を負い、受益証券のすべての発行、買戻しおよび譲渡を記録するものとする。発行されたすべての受益証券は、サブ・ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する決定的証拠となるものとする。受益証券は一人の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。各受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できるものとする。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合は、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、単独の裁量により、理由を述べることなく受益証券の買付申込通知の一部または全部を拒絶する権利を留保する。買付申込通知が拒絶された場合、申込金は、購入申込者のリスクにより利息を付されることなく、購入申込者に返金される。

受益証券の発行は、関係する信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止される場合がある。

各受益者は、販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に登録された自身の情報に変更(投資者が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。)があった場合、書面で販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に通知するとともに、上記の変更に関係して販売会社または管

理事務代行会社(場合による。)が合理的に請求した追加書類を、販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に提出しなければならない。

譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または販売会社が単独の裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、()受益証券を適格投資家に譲渡すること、()譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および()管理会社または販売会社が単独の裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされるものとする。

(2) 日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に、受益証券の申込が行われる。その場合、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目に、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする。

継続申込みについては、日本の投資者は各発行日の前営業日の午後4時(日本時間)までに取得の申込みをすることができる。

販売会社は、日本の投資者によりなされた取得申込注文を各発行日の午後6時(日本時間)までに管理会社に取り次ぐものとする。発行日とは、各営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。発行価格は通常、発行日に算出される。通常、販売会社は発行日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。

日興ファンドラップにおける取扱いについては、各サブ・ファンドについて、一発行日当たりの投資者毎の受益証券の申込単位は1円以上1円単位または1口以上1口単位である。ただし、日興ファンドラップによらない場合は、管理会社および販売会社が別途合意したところに従うものとし、通常、口数での申込みとする。かかる申込単位の詳細については、S M B C日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。

受益証券の取得申込みにあたって、以下のとおり申込手数料が課される。

日本国内における取得申込みに関して、販売会社は、日興ファンドラップにおける取扱いについては申込手数料を徴収しないが、別途、日興ファンドラップにおけるサービスの対価としての手数料を徴収することがある。

上記によらない場合は、管理会社と販売会社が別途合意した申込手数料が発行価格に加算されることがある。かかる手数料の詳細については、S M B C日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。

投資者は、ファンド証券の保管を販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払いは、日本円によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、サブ・ファンド9本の純資産の合計が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

販売会社は、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

受益証券は、米国内で登録されておらず、かつ、米国内で募集されておらず、また、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その居住者または当該地に通常居住している者(かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。)に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

ファンドは、FATCAを遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

上記「(1)海外における販売」は、日本における販売についても適用されることがある。

譲渡制限

受益者は、管理会社または販売会社から事前に書面で同意(かかる同意は付与または留保されることがある。)を得ることなく、自らが保有する受益証券を譲渡することはできない。すべての受益者は、管理会社または販売会社が単独の裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは販売会社の方針を遵守するために管理会社または販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、()受益証券を適格投資家に譲渡すること、()譲受人は自己の計算で受益証券を取得すること、および()受託会社が単独の裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされるものとする。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

買戻し手続

受益証券は、買戻請求通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止決定されない限り、管理事務代行会社により、買戻日に計算され、公表される。受益証券の買戻価格の計算において、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議の上で、買戻請求に応じる資金を提供するための資産の換金において、サブ・ファンドの勘定で生じるであろう財務・販売手数料を反映するための妥当な引当金と思量される金額を、受益証券1口当たり純資産価格から控除することができる。

受益証券の買戻しは、管理事務代行会社が前営業日に受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で行うことができる。買戻請求通知は、買い戻す受益証券の口数または金額を明記した上で、当該買戻日の前営業日の午後4時（日本時間）までに販売会社に提出しなければならない。販売会社は、同日午後6時（日本時間）までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った買戻請求通知は、撤回不能である。

受益証券は、口数または金額で買戻しを受けることができる。買戻日におけるサブ・ファンドの各受益者の買戻しのための最低口数は、1口以上1口の整数倍である。買戻日におけるサブ・ファンドの受益者の最低買戻額は、1円（1円の整数倍）である。1口未満の受益証券の買戻しは行われず、買戻される受益証券の数は切り捨てられる。

買戻しの制限

管理会社は、AIFMDに基づき、投資者の最善の利益のために、特に厳しい市況または大量の買戻請求がなされる状況においてサブ・ファンドの流動性を管理するために、流動性管理ツールを用いることができる。

いずれかの買戻日におけるサブ・ファンドの買戻請求通知の合計が、（サブ・ファンドの資産に適用される買戻制限などの要素を考慮した上で）サブ・ファンドの発行済受益証券の20%を超える場合（または管理会社が単独の裁量により決定した割合または金額を超え、本書に定める投資目的および投資制限に基づく信託財産の運用を著しく損なうと思われる場合）、管理会社は、（i）当該買戻通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために管理会社が十分な資産を換金するまで、当該買戻日を延期する（受益証券の買戻しに際し、受益者が管理会社に対して行うべき買戻通知期間の延長）か、もしくはサブ・ファンドの純資産総額の計算を延期するか、または（ ）買い戻す受益証券をサブ・ファンドの発行済受益証券の20%（または管理会社が決定したサブ・ファンドの発行済受益証券に対するその他の割合または金額）に制限することを選択することにより、買戻しゲート（すなわち、受益者による受益証券の買戻請求権の一時的かつ部分的な制限）を適用し、受益者の請求は按分して縮減され、残りはその後の買戻日に、その後の買戻日に受け取った買戻通知に優先して買い戻されるものとする。

純資産総額の算定が停止決定されている期間中は、受益証券の買戻しは行われしない（詳細については「純資産総額の計算の停止」の項参照）。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、ファンドのため、管理会社が受益者からの買戻請求に随時応じられるだけのポートフォリオの流動性を通常確保している。

買戻代金の支払

買戻代金は、原則として買戻日の後4営業日以内の日（または当該4営業日目の日において決済を行うことができない場合、当該4営業日目の日以降で決済を行うことができる最初の日）に、関係する受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って、受益者のリスクと費用において、直接振込によって支払われるものとする。買戻代金に分配前の利息は付されないものとする。

強制的買戻し

管理会社は受託会社に代わり、以下をはじめとする理由により、1営業日前から5営業日前までの間にサブ・ファンドの受益者に書面による通知をすることにより、それまでに買戻しが行われていないサブ・ファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

- (a) サブ・ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合。
 - () いずれかの国または政府機関が定めた法律または要件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者(その結果として、サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭的不利益を被る場合を含む。)、
 - () 適格投資家でない者、または適格投資家でない者のためもしくはその利益のために受益証券を取得した者、または
 - () サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に被らずに済む金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。
- (b) 受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数(もしあれば)に満たない場合。
- (c) 受益証券の移転により、受益者が保有または保持するサブ・ファンドの受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して必要な最低の口数(もしあれば)に満たなくなった場合。
- (d) ある受益者による買戻し請求を受諾した場合に、結果的にサブ・ファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産総額が、本書に定める最低口数または最低金額(もしあれば)を下回ることになる場合。
- (e) 受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社が支払を求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合。
- (f) 受益者が行いたいいずれかの表明が真正でないか、もしくは真正でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドもしくはサブ・ファンドの受益者に不利な税効果が及ぶ過大なリスクを負う場合。
- (g) 受益者が受益証券に関する取得申込代金を支払わない場合。
- (h) 受託会社または管理会社が、買戻しを行うことがサブ・ファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合。
- (i) サブ・ファンドの純資産総額が投資プログラムを遂行するのに不十分であると管理会社が判断する場合。
- (j) 受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合。
- (k) ケイマン諸島当局の命令に基づく場合。

上記(a)の場合、上記の代わりに、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を譲渡するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に譲渡して、受託会社または管理会社に譲渡の証拠を提出するものとする。

なお、管理会社が米国の法律および規則の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社は米国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、また米国人への移転の登録を拒絶することができる。

(2) 日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という。)で買い戻すことができる。買戻価格は、通常、関係する買戻日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

日本の受益者は、以下の制限に従い、買戻日の前営業日の午後4時(日本時間)までに販売取扱会社に通知を行うことにより、日興ファンドラップにおいては、1円以上1円単位または1口以上1口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。日興ファンドラップによらない場合は、受益証券の買戻単位は、管理会社と販売会社が別途合意したところに従い、通常、口数での買戻しの請求とする。かかる買戻単位の詳細については、S M B C日興証券株式会社またはその他の販売取扱会社の本支店等まで問い合わせのこと。買戻請求は当該買戻日の前営業日午後4時(日本時間)までに販売取扱会社に申込まなければならない。販売会社は同日午後6時(日本時間)までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

大量の買戻請求があった場合、上記「(1)海外における買戻し」の「買戻しの制限」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、原則として、日本における約定日(販売会社が買戻日の日本における翌営業日に注文の成立を確認した日、ただし、買戻日の1営業日前の申込みが必要である。)から起算して日本における4営業日目の日に、販売会社または販売取扱会社を通じて、日本円で支払われるものとする。買戻手数料は課せられない。

上記「(1)海外における買戻し」は、日本における買戻しについても適用されることがある。

3【受益証券の転換】

(1) 海外における転換

転換の停止期間中を除き、関係するサブ・ファンドの追補信託証書もしくは本書に記載される当該サブ・ファンドに適用される制限または条件を充たした場合限り、受益者は転換日において、保有するサブ・ファンド（以下「原サブ・ファンド」という。）の受益証券の全部または一部を既存の別のサブ・ファンド（以下「新サブ・ファンド」という。）の受益証券に転換することを請求する権利を有する。転換通知の受領により、(i) 原サブ・ファンドの関係する受益証券の買戻請求通知の受領と() 新サブ・ファンドに関する買付申込通知の受領が同時になされたものとみなされるものとする。転換の結果、受益者が保有する受益証券の口数が、原サブ・ファンドおよび新サブ・ファンドの最低保有口数（もしあれば）未満となるような場合には、転換は行われぬものとする。受益者は、関係するサブ・ファンドの追補信託証書または本書に定められた方法に従って適切に記載した転換通知を、販売会社（または管理会社が定めたそのほかの者）に対して、関係するサブ・ファンドの追補信託証書または本書に定められた日時までに送付しなければならない。管理会社は、その単独の裁量により、各サブ・ファンド（またはサブ・ファンドの受益証券のクラスもしくはシリーズ）の受益証券の転換に関して異なる条件および制限を課すことができる。一旦転換通知が提出された後は、管理会社が別途用意する場合を除き、受益者はこれを撤回することはできない。

管理会社は、その裁量により、一定の転換手数料を仲介者または販売者に支払わせることができるが、かかる転換手数料は、いかなる場合においても原サブ・ファンドの受益証券に適用される買戻日現在における受益証券の純資産額の1%を超えないものとする。

サブ・ファンドの追補信託証書または本書によって別途定められる場合を除き、保有する全部または一部の原サブ・ファンドの受益証券が新サブ・ファンドの受益証券に転換される際の転換比率は、次の算式に従って定められる。

$$A = \frac{B \times \text{NAV1}}{\text{NAV2} \times (1+r)}$$

A : 転換により新たに発行されることとなる新サブ・ファンドの受益証券の口数。1口未満の受益証券は発行されない。1口未満の受益証券に関する残額は、新サブ・ファンドに計上するものとする。

B : 転換が行われる原サブ・ファンドの受益証券の口数。

NAV1 : 関係する買戻日に適用される為替レートに基づき、転換によって発行される受益証券の基準通貨に転換された当該買戻日現在の原サブ・ファンドの受益証券の純資産総額。

r : 仲介者または販売者が存在する場合に、それらの者に支払われる転換手数料率（必要な場合には課される税金を含む。）。

NAV2 : 適用される発行日における新サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（申込手数料を除く。）。ただし、原サブ・ファンドの関係する買戻日が新サブ・ファンドの発行日ではない場合、新サブ・ファンドの次の発行日における受益証券1口当たり純資産価格が適用され、同日付で転換が行われるが、当該買戻日から適用される発行日までの期間、受益者に対して利息は支払われない。

受益者は、あらゆる転換日において、金額を基礎とした転換を請求することもできる。その場合、次の算式が適用される。

$$A = \frac{X}{\text{NAV2} \times (1+r)}$$

X : 転換の請求が行われた金額（発行される受益証券の基準通貨に転換される。）。

原サブ・ファンドまたは新サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定が停止されている時には、サブ・ファンドの受益証券の転換も停止される。

(受益者が有するすべての受益証券についての転換請求の場合を除き)転換通知は、サブ・ファンドの追補信託証書または本書に定められた転換の最低口数または金額(もしあれば)以上の整数である数または金額について行わなければならない。転換通知が受益証券の転換の最低口数または金額未満の口数または金額について行われた場合、管理会社は、その単独の裁量により、かかる受益証券の転換を実施することができるが、管理会社および受託会社は、かかる転換を行う義務を負わないものとする。

転換通知が提出された日から、関係する受益証券が通常買い戻されべき日である原サブ・ファンドの買い戻日までの期間(もしあれば)、受益者は、転換通知の対象である原サブ・ファンドの受益証券の保有を継続する。

(2) 日本における転換

前記(1)と同様の方法により、受益者は、日本においても日興ファンドラップにおいて受益証券の転換を請求することができるが、その場合、転換手数料は課されない。日興ファンドラップにおける取扱いによらない場合、販売会社の裁量により認める場合を除き、日本において転換が行われない。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ)純資産総額の決定

管理会社は、サブ・ファンドの各評価日の直近の最新市場価格を用い、サブ・ファンドの受益証券の純資産総額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させるものとする。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの基準通貨で計算するものとする。

各評価日現在の各サブ・ファンドの純資産総額は、以下の要領で算定するものとする。

1. 最初に、サブ・ファンドの前の評価日が終了した時点の取得申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整してから、サブ・ファンドの当該評価日に関する信託財産の純資産総額の実現または未実現の増減分を配分する。
2. 次に、資産または負債の増減分を配分する。
3. 最後に、サブ・ファンドの評価日の時点で受益者に分配する金額を除外する（もしあれば）。

各サブ・ファンドのすべての受益証券について、受益証券1口当たり純資産価格は同一である。各サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定するものとする。

1. 最初に、サブ・ファンドの純資産総額を、評価日が終了した時点の取得申込分および買戻分を織り込む前の時点のサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除す。
2. 次に、四捨五入して小数点第6位まで算出する。ただし、円建の受益証券（もしあれば）はこの限りではなく（本書において異なる定めがある場合を除く。）、四捨五入して小数第4位まで算出するものとする。

管理会社または管理事務代行会社によるサブ・ファンドの純資産総額のすべての算定は、サブ・ファンドの受益者にとって最終かつ確定的であり、故意の不履行、重過失または詐欺がない限り、受託会社または管理事務代行会社に対する請求権は発生しないものとする。また管理会社または管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価を信頼することについて、絶対的保護を受けるものとする。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかのサブ・ファンドの純資産総額の計算（または計算の誤り）に関して責任を負わないものとする。

純資産総額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、または補遺信託証書もしくは本書に別段の記載がない限り、以下に定める評価手続を適用するものとする。

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日（または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日）現在の純資産総額で評価する。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、当該証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ証券取引所において、ヨーロッパおよび米国の市場で取引される有価証券については評価日現在の最新の市場価格の始値で、アジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場で取引される有価証券については評価日現在の最新の終値で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) いずれかの規制された市場で取引されている先物契約は、(i) アジア、オーストラリアおよびニュージーランドの市場においては評価日現在の、また、米国の市場においては評価日の直

前の日現在の当該市場における最新の清算価格で、()ヨーロッパの市場においては評価日現在の最新の始値で評価する。

- (f) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- (g) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日に算定した評価を用いる。
- (h) 上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社はその裁量により誠実に評価する。

上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。

1. 発行することに合意したすべてのサブ・ファンドの受益証券は発行済みとみなすものとし、サブ・ファンドの信託財産は発行することに合意したサブ・ファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財物の額を含むとみなすものとする。
2. 買戻請求の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってサブ・ファンドの信託財産を減額する予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買戻され、発行されていないものとみなし、またサブ・ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づきサブ・ファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額するものとする。
3. 投資対象を購入(もしくは取得)または売却(もしくは処分)することに合意したものの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が正式に完了したもののとして、取得の場合は織り込み、処分の場合は除き、取得の場合は総取得価格を織り込み、処分の場合は正味処分価格を除くものとする。
4. 関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した利益に係る租税に関して、管理会社または管理事務代行会社が支払いまたは還付申請を予定する金額を織り込むものとする。
5. 発生済みで未払いの収益的費用(上記に該当するものを除く。)およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引くものとする。
6. サブ・ファンドの設定に関連して発生し、関係する信託財産から支払われる設立費用は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って5年を超えない期間で償却するものとする。

外国通貨で差し引かれるべきだが、差し引かれていない投資対象もしくは現金の価値もしくは金額または当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払い責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適当と判断するレートで関係する基準通貨に換算するものとする。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売り呼び値または最も高い市場の買い呼び値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合でも、一切責任を負わないものとする。

(ロ) 純資産総額の計算の停止

受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の算定、受益証券の発行、買戻し、転換を、その単独の裁量により、以下の場合を含むいかなる理由に基づいても停止することができる。

1. その時点でサブ・ファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。
2. 緊急事態に相当すると受託会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、サブ・ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。

3. サブ・ファンドの直接または間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でサブ・ファンドが直接または間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。
4. 投資対象の取得または処分に伴う資金の送金を通常の為替レートで実行できないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。
5. サブ・ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に関連して、受託会社または管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するためにそうすることが必要であると受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社が判断する期間。

上記の停止が一週間を超えそうな場合、停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員に書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知するものとする。

(2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 【信託期間】

各サブ・ファンドは、関係する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2006年9月20日から149年後に終了する予定である。なお、サブ・ファンドは、2006年11月20日に運用が開始された。

すべてのサブ・ファンドの純資産総額の合計が15億円または管理会社と受託会社が販売会社と協議の上決定する額のいずれかを下回った場合、ファンドは終了することができる。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の10月31日に終了する。

(5) 【その他】

(イ) 発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

(ロ) ファンドまたはサブ・ファンドの解散

サブ・ファンド(または場合によりファンド)は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了する。

(a) サブ・ファンド(もしくは場合によりファンド)の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社または管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合。

(b) すべてのサブ・ファンドの純資産総額の合計が、15億円または管理会社もしくは受託会社が随時定めるその他の金額を下回り、管理会社と受託会社が、販売会社と協議した上で、ファンドの終了を決定した場合。

(c) 受益者が、サブ・ファンド決議(または場合により受益者決議)により終了を決定した場合。

(d) 基本信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が終了した時。

(e) 受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命すること、または任命を手配することができない場合。

(f) 管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命すること、または任命を手配することができない場合。

(g) 受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了を決定をする場合。

サブ・ファンドが終了した場合には、受託会社は、直ちにサブ・ファンドのすべての受益者に対してかかる終了を通知するものとする。

(ハ) 信託証書の変更

各信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、関係するサブ・ファンドの受益者に書面の通知をした上で、管理会社が関係するサブ・ファンドの受益者の最善の利益に適うと判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社および受託会社が、()かかる修正、変更、削除、追加によっても既存の受益者の利益は大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されない、または()かかる修正、変更、削除、追加が、(法的拘束力の有無にかかわらず)会計上、法律上もしくは当局の要求により必要であると判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、削除、追加をなすには関係するサブ・ファンドの受益者の受益者決議(信託証書に定義する。)またはサブ・ファンドの決議(場合により)による承認を得ることを要するものとする。

修正、変更、削除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払や何らかの義務を課すものであってはならない。

（二）関係法人との契約の更改等に関する手続

総管理事務代行契約

総管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90暦日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

総管理事務代行契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資助言契約

投資助言契約は、管理会社が投資助言会社に対し、90日前までに書面による通知を行うことにより投資助言会社を解任した場合、または投資助言会社が管理会社に対し、90日前までに書面による通知を行うことにより辞任した場合に終了する。

投資助言契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていないなければならない。

従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、ファンド証券口数に応じて請求する権利を有する。

() 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するファンド証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

() 受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。各信託証書は、投資方針、投資制限またはサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を加える場合、サブ・ファンドを償還する場合、信託証書に一定の変更(以下参照)を加える場合などに、サブ・ファンド決議を必要とする。サブ・ファンド決議は、(a)サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の過半数を保有し、議決権を有する者本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることによりなされる。

各信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関してなす受託会社の解任、全サブ・ファンドに関してなす受託会社による管理会社の解任に関する承認、サブ・ファンドの他の法域への移動に関する承認、全サブ・ファンドの償却、または全サブ・ファンドの信託証書の変更に関する承認について、受益者決議が必要である旨を規定している。(a)全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)全サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の過半数を保有し、議決権を有する者本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で可決された決議としてのファンドの受益者決議を必要とする。

受益者集会の定足数は、すべてのサブ・ファンド(または場合により関係するサブ・ファンドまたはサブ・ファンドの関係するクラスもしくはシリーズ)の純資産総額の最低10分の1を保有する2名の受益者とする。

受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、基本信託証書に記載されている。受益証券に付された一切の権利または制限に従い、投票において、決議(受益者決議またはサブ・ファンド決議を含む)、議決権または定足数に関する計算は、当該集会の基準日の直前の評価日現在の1口当たり純資産価格を参照して実行される。集会においてまたは異なるシリーズの受益証券の所持人を含むもしくはこれに関わる決議においては投票時にまたは書面の決議において、各受益証券に帰属する議決権は1口当たり純資産価格(当該集会の基準日の直前の評価日現在の1口当たり純資産価格を参照して計算される。)に基づくものとする。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、投資助言会社、副投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、支払代行会社、受託会社、ファンドの監査人、または管理会社もしくは適用ある場合は受託会社により随時任命されたファンドもしくは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利を一切有しない。2013年法に基づき、受益者の保管会社に対する責任追及は、管理会社を通じて行われる。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管会社の責任を直接追及することができる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （ ）管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- （ ）日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピー（ケイマン諸島事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

1【財務諸表】

(1)【2025年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2025年10月31日現在

結合計算書

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 1,834,268,386,649円）	2.3	2,710,011,231,605
投資有価証券売却に係る未収金		3,090,953,383
受益証券発行に係る未収金		3,040,658,312
その他の資産		633,649
資産合計		2,716,143,476,949
負債		
買戻しに係る未払金		3,090,953,383
投資有価証券購入に係る未払金		3,040,658,312
未払投資運用報酬	6	330,354,353
未払投資助言報酬	8	247,187,540
未払管理事務代行報酬	7	202,226,126
未払管理報酬	4	67,411,364
未払代行協会員報酬	10	67,410,472
未払販売報酬	5	67,409,554
未払印刷および公告費		16,051,968
未払保管報酬	9	22,473,089
未払専門家報酬		11,486,262
未払受託報酬	3	1,740,123
その他の未払費用		263,970
負債合計		7,165,626,516
純資産額		2,708,977,850,433

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2025年10月31日現在

日本大型株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 396,198,353,543円）	2.3	688,169,290,409
受益証券発行に係る未収金		751,961,720
投資有価証券売却に係る未収金		732,044,119
その他の資産		70,578
資産合計		689,653,366,826
負債		
買戻しに係る未払金		732,044,119
投資有価証券購入に係る未払金		751,961,720
未払投資運用報酬	6	83,852,451
未払投資助言報酬	8	62,742,569
未払管理事務代行報酬	7	51,330,200
未払管理報酬	4	17,110,751
未払代行協会員報酬	10	17,110,524
未払販売報酬	5	17,110,288
未払印刷および公告費		1,792,747
未払保管報酬	9	5,704,264
未払専門家報酬		1,275,002
未払受託報酬	3	193,347
その他の未払費用		29,330
負債合計		1,742,257,312
純資産額		687,911,109,514
発行済受益証券口数		258,825,616,800口
1口当たり純資産価格		2.6578

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2025年10月31日現在

日本小型株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 57,694,829,947円）	2.3	89,142,777,073
投資有価証券売却に係る未収金		96,178,003
受益証券発行に係る未収金		96,145,041
その他の資産		70,578
資産合計		89,335,170,695
負債		
買戻しに係る未払金		96,178,003
投資有価証券購入に係る未払金		96,145,041
未払投資運用報酬	6	11,040,962
未払投資助言報酬	8	8,261,390
未払管理事務代行報酬	7	6,758,707
未払管理報酬	4	2,252,984
未払代行協会員報酬	10	2,252,955
未払販売報酬	5	2,252,926
未払印刷および公告費		1,772,960
未払保管報酬	9	751,080
未払専門家報酬		1,284,525
未払受託報酬	3	193,347
その他の未払費用		29,330
負債合計		229,174,210
純資産額		89,105,996,485
発行済受益証券口数		31,649,881,972口
1口当たり純資産価格		2.8154

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2025年10月31日現在

グローバル株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 413,313,158,750円）	2.3	742,543,842,877
投資有価証券売却に係る未収金		795,204,023
受益証券発行に係る未収金		776,264,626
その他の資産		69,024
資産合計		744,115,380,550
負債		
買戻しに係る未払金		795,204,023
投資有価証券購入に係る未払金		776,264,626
未払投資運用報酬	6	90,129,611
未払投資助言報酬	8	67,439,461
未払管理事務代行報酬	7	55,172,772
未払管理報酬	4	18,391,661
未払代行協会員報酬	10	18,391,414
未払販売報酬	5	18,391,166
未払印刷および公告費		2,607,030
未払保管報酬	9	6,131,283
未払専門家報酬		1,273,702
未払受託報酬	3	193,347
その他の未払費用		29,330
負債合計		1,849,619,426
純資産額		742,265,761,124
発行済受益証券口数		193,371,243,735口
1口当たり純資産価格		3.8386

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2025年10月31日現在

エマージング株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 100,427,975,726円）	2.3	158,988,599,445
投資有価証券売却に係る未収金		194,687,839
受益証券発行に係る未収金		250,263,501
その他の資産		70,579
資産合計		159,433,621,364
負債		
買戻しに係る未払金		194,687,839
投資有価証券購入に係る未払金		250,263,501
未払投資運用報酬	6	18,696,850
未払投資助言報酬	8	13,989,918
未払管理事務代行報酬	7	11,445,277
未払管理報酬	4	3,815,237
未払代行協会員報酬	10	3,815,189
未払販売報酬	5	3,815,136
未払印刷および公告費		1,777,987
未払保管報酬	9	1,271,892
未払専門家報酬		1,273,702
未払受託報酬	3	193,347
その他の未払費用		29,330
負債合計		505,075,205
純資産額		158,928,546,159
発行済受益証券口数		66,853,982,329口
1口当たり純資産価格		2.3772

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2025年10月31日現在

グローバル債券ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 305,277,630,134円）	2.3	383,340,327,818
投資有価証券売却に係る未収金		515,915,680
受益証券発行に係る未収金		392,060,984
その他の資産		70,578
資産合計		384,248,375,060
負債		
買戻しに係る未払金		515,915,680
投資有価証券購入に係る未払金		392,060,984
未払投資運用報酬	6	47,102,690
未払投資助言報酬	8	35,244,569
未払管理事務代行報酬	7	28,833,861
未払管理報酬	4	9,611,669
未払代行協会会員報酬	10	9,611,540
未払販売報酬	5	9,611,410
未払印刷および公告費		1,766,157
未払保管報酬	9	3,204,269
未払専門家報酬		1,273,702
未払受託報酬	3	193,347
その他の未払費用		29,330
負債合計		1,054,459,208
純資産額		383,193,915,852
発行済受益証券口数		282,230,286,013口
1口当たり純資産価格		1.3577

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2025年10月31日現在

ハイイールド債券ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 103,651,882,982円）	2.3	148,231,337,151
投資有価証券売却に係る未収金		152,890,167
受益証券発行に係る未収金		153,432,156
その他の資産		70,578
資産合計		148,537,730,052
負債		
買戻しに係る未払金		152,890,167
投資有価証券購入に係る未払金		153,432,156
未払投資運用報酬	6	18,284,994
未払投資助言報酬	8	13,681,732
未払管理事務代行報酬	7	11,193,122
未払管理報酬	4	3,731,184
未払代行協会員報酬	10	3,731,137
未払販売報酬	5	3,731,084
未払印刷および公告費		1,775,567
未払保管報酬	9	1,243,871
未払専門家報酬		1,273,702
未払受託報酬	3	193,347
その他の未払費用		29,330
負債合計		365,191,393
純資産額		148,172,538,659
発行済受益証券口数		69,076,902,401口
1口当たり純資産価格		2.1450

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2025年10月31日現在

オルタナティブ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 326,108,699,906円）	2.3	327,313,183,235
投資有価証券売却に係る未収金		409,929,981
受益証券発行に係る未収金		412,145,068
その他の資産		70,578
資産合計		328,135,328,862
負債		
買戻しに係る未払金		409,929,981
投資有価証券購入に係る未払金		412,145,068
未払投資運用報酬	6	40,235,802
未払投資助言報酬	8	30,106,435
未払管理事務代行報酬	7	24,630,322
未払管理報酬	4	8,210,433
未払代行協会会員報酬	10	8,210,323
未払販売報酬	5	8,210,212
未払印刷および公告費		1,033,125
未払保管報酬	9	2,737,130
未払専門家報酬		1,273,702
未払受託報酬	3	193,347
その他の未払費用		29,330
負債合計		946,945,210
純資産額		327,188,383,652
発行済受益証券口数		505,960,781,704口
1口当たり純資産価格		0.6467

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2025年10月31日現在

不動産（REIT）ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 62,653,879,066円）	2.3	82,487,045,711
投資有価証券売却に係る未収金		90,302,877
受益証券発行に係る未収金		86,418,801
その他の資産		70,578
資産合計		82,663,837,967
負債		
買戻しに係る未払金		90,302,877
投資有価証券購入に係る未払金		86,418,801
未払投資運用報酬	6	10,005,508
未払投資助言報酬	8	7,486,622
未払管理事務代行報酬	7	6,124,875
未払管理報酬	4	2,041,699
未払代行協会員報酬	10	2,041,671
未払販売報酬	5	2,041,645
未払印刷および公告費		1,765,785
未払保管報酬	9	680,638
未払専門家報酬		1,284,525
未払受託報酬	3	193,347
その他の未払費用		29,330
負債合計		210,417,323
純資産額		82,453,420,644
発行済受益証券口数		55,428,344,845口
1口当たり純資産価格		1.4876

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2025年10月31日現在

コモディティ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 68,941,976,595円）	2.3	89,794,827,886
投資有価証券売却に係る未収金		103,800,694
受益証券発行に係る未収金		121,966,415
その他の資産		70,578
資産合計		90,020,665,573
負債		
買戻しに係る未払金		103,800,694
投資有価証券購入に係る未払金		121,966,415
未払投資運用報酬	6	11,005,485
未払投資助言報酬	8	8,234,844
未払管理事務代行報酬	7	6,736,990
未払管理報酬	4	2,245,746
未払代行協会員報酬	10	2,245,719
未払販売報酬	5	2,245,687
未払印刷および公告費		1,760,610
未払保管報酬	9	748,662
未払専門家報酬		1,273,700
未払受託報酬	3	193,347
その他の未払費用		29,330
負債合計		262,487,229
純資産額		89,758,178,344
発行済受益証券口数		67,648,017,656口
1口当たり純資産価格		1.3268

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2025年10月31日終了年度

結合計算書

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	3,551,901,365
投資助言報酬	8	2,657,394,342
管理事務代行報酬	7	2,173,685,250
管理報酬	4	724,643,012
代行協会員報酬	10	724,615,703
販売報酬	5	724,588,383
保管報酬	9	241,628,004
専門家報酬		33,166,175
印刷および公告費		29,269,678
弁護士報酬		29,139,383
受託報酬	3	20,103,165
登録料		4,501,395
その他の報酬		759,303
費用合計		10,915,395,158
投資純（損）益		(10,915,395,158)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	106,858,806,445
外国為替	2.6	(122,760)
投資純（損）益および当期実現純（損）益		95,943,288,527
以下に係る未実現評価（損）益の純変動		
投資有価証券	2.3	281,823,756,048
運用による純資産の純増（減）		377,767,044,575
資本の変動		
受益証券発行手取額		437,567,960,725
受益証券買戻支払額		(361,750,069,670)
資本の純変動		75,817,891,055
期首現在純資産額		2,255,392,914,803
期末現在純資産額		2,708,977,850,433

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2025年10月31日終了年度

日本大型株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	889,861,203
投資助言報酬	8	665,760,526
管理事務代行報酬	7	544,577,380
管理報酬	4	181,546,080
代行協会員報酬	10	181,539,290
販売報酬	5	181,532,499
保管報酬	9	60,535,424
専門家報酬		3,770,281
印刷および公告費		2,587,766
弁護士報酬		3,033,751
受託報酬	3	2,233,685
登録料		500,155
その他の報酬		84,367
費用合計		2,717,562,407
投資純（損）益		(2,717,562,407)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	41,680,413,939
外国為替	2.6	(14,177)
投資純（損）益および当期実現純（損）益		38,962,837,355
以下に係る未実現評価（損）益の純変動		
投資有価証券	2.3	102,964,659,719
運用による純資産の純増（減）		141,927,497,074
資本の変動		
受益証券発行手取額		102,979,687,529
受益証券買戻支払額		(107,483,818,702)
資本の純変動		(4,504,131,173)
期首現在純資産額		550,487,743,613
期末現在純資産額		687,911,109,514

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2025年10月31日終了年度

日本小型株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	119,353,460
投資助言報酬	8	89,295,715
管理事務代行報酬	7	73,041,887
管理報酬	4	24,349,950
代行協会員報酬	10	24,349,038
販売報酬	5	24,348,134
保管報酬	9	8,119,281
専門家報酬		3,157,725
印刷および公告費		3,613,093
弁護士報酬		3,385,069
受託報酬	3	2,233,685
登録料		500,155
その他の報酬		84,367
費用合計		375,831,559
投資純（損）益		(375,831,559)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	5,082,958,301
外国為替	2.6	(12,335)
投資純（損）益および当期実現純（損）益		4,707,114,407
以下に係る未実現評価（損）益の純変動		
投資有価証券	2.3	13,903,124,044
運用による純資産の純増（減）		18,610,238,451
資本の変動		
受益証券発行手取額		13,277,042,853
受益証券買戻支払額		(15,740,585,744)
資本の純変動		(2,463,542,891)
期首現在純資産額		72,959,300,925
期末現在純資産額		89,105,996,485

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2025年10月31日終了年度

グローバル株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	939,443,991
投資助言報酬	8	702,855,732
管理事務代行報酬	7	574,919,567
管理報酬	4	191,661,411
代行協会員報酬	10	191,654,193
販売報酬	5	191,646,990
保管報酬	9	63,908,448
専門家報酬		3,846,742
印刷および公告費		2,592,219
弁護士報酬		2,838,033
受託報酬	3	2,233,685
登録料		500,155
その他の報酬		84,367
費用合計		2,868,185,533
投資純（損）益		(2,868,185,533)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	30,910,316,082
外国為替	2.6	(13,840)
投資純（損）益および当期実現純（損）益		28,042,116,709
以下に係る未実現評価（損）益の純変動		
投資有価証券	2.3	88,079,501,147
運用による純資産の純増（減）		116,121,617,856
資本の変動		
受益証券発行手取額		108,309,548,029
受益証券買戻支払額		(73,071,897,275)
資本の純変動		35,237,650,754
期首現在純資産額		590,906,492,514
期末現在純資産額		742,265,761,124

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2025年10月31日終了年度

エマージング株式ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	167,582,405
投資助言報酬	8	125,379,064
管理事務代行報酬	7	102,557,566
管理報酬	4	34,189,581
代行協会員報酬	10	34,188,312
販売報酬	5	34,187,043
保管報酬	9	11,400,193
専門家報酬		3,846,740
印刷および公告費		3,561,962
弁護士報酬		3,355,911
受託報酬	3	2,233,685
登録料		500,155
その他の報酬		84,367
費用合計		523,066,984
投資純（損）益		(523,066,984)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	2,779,037,538
外国為替	2.6	(13,954)
投資純（損）益および当期実現純（損）益		2,255,956,600
以下に係る未実現評価（損）益の純変動		
投資有価証券	2.3	31,954,571,122
運用による純資産の純増（減）		34,210,527,722
資本の変動		
受益証券発行手取額		32,628,506,560
受益証券買戻支払額		(9,801,203,830)
資本の純変動		22,827,302,730
期首現在純資産額		101,890,715,707
期末現在純資産額		158,928,546,159

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2025年10月31日終了年度

グローバル債券ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	540,095,523
投資助言報酬	8	404,077,580
管理事務代行報酬	7	330,524,855
管理報酬	4	110,187,482
代行協会員報酬	10	110,183,283
販売報酬	5	110,179,082
保管報酬	9	36,741,553
専門家報酬		3,846,740
印刷および公告費		2,998,897
弁護士報酬		3,091,268
受託報酬	3	2,233,685
登録料		500,155
その他の報酬		84,367
費用合計		1,654,744,470
投資純（損）益		(1,654,744,470)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	9,935,544,998
外国為替	2.6	(13,942)
投資純（損）益および当期実現純（損）益		8,280,786,586
以下に係る未実現評価（損）益の純変動		
投資有価証券	2.3	21,322,116,182
運用による純資産の純増（減）		29,602,902,768
資本の変動		
受益証券発行手取額		55,578,384,131
受益証券買戻支払額		(60,262,773,902)
資本の純変動		(4,684,389,771)
期首現在純資産額		358,275,402,855
期末現在純資産額		383,193,915,852

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2025年10月31日終了年度

ハイイールド債券ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	228,546,766
投資助言報酬	8	170,989,333
管理事務代行報酬	7	139,864,673
管理報酬	4	46,626,827
代行協会員報酬	10	46,625,052
販売報酬	5	46,623,264
保管報酬	9	15,547,487
専門家報酬		3,846,741
印刷および公告費		3,469,498
弁護士報酬		3,375,131
受託報酬	3	2,233,685
登録料		500,155
その他の報酬		84,367
費用合計		708,332,979
投資純（損）益		(708,332,979)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	11,472,351,066
外国為替	2.6	(14,012)
投資純（損）益および当期実現純（損）益		10,764,004,075
以下に係る未実現評価（損）益の純変動		
投資有価証券	2.3	6,423,743,163
運用による純資産の純増（減）		17,187,747,238
資本の変動		
受益証券発行手取額		23,979,017,442
受益証券買戻支払額		(42,822,681,604)
資本の純変動		(18,843,664,162)
期首現在純資産額		149,828,455,583
期末現在純資産額		148,172,538,659

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2025年10月31日終了年度

オルタナティブ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	435,096,202
投資助言報酬	8	325,521,759
管理事務代行報酬	7	266,268,739
管理報酬	4	88,766,254
代行協会員報酬	10	88,762,898
販売報酬	5	88,759,531
保管報酬	9	29,598,655
専門家報酬		3,846,741
印刷および公告費		3,250,115
弁護士報酬		3,170,575
受託報酬	3	2,233,685
登録料		500,155
その他の報酬		84,367
費用合計		1,335,859,676
投資純（損）益		(1,335,859,676)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	(237,012,478)
外国為替	2.6	(14,028)
投資純（損）益および当期実現純（損）益		(1,572,886,182)
以下に係る未実現評価（損）益の純変動		
投資有価証券	2.3	9,184,864,016
運用による純資産の純増（減）		7,611,977,834
資本の変動		
受益証券発行手取額		66,841,671,323
受益証券買戻支払額		(26,097,099,960)
資本の純変動		40,744,571,363
期首現在純資産額		278,831,834,455
期末現在純資産額		327,188,383,652

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2025年10月31日終了年度

不動産（REIT）ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	100,953,244
投資助言報酬	8	75,529,175
管理事務代行報酬	7	61,780,951
管理報酬	4	20,595,922
代行協会員報酬	10	20,595,138
販売報酬	5	20,594,359
保管報酬	9	6,867,542
専門家報酬		3,157,724
印刷および公告費		3,613,480
弁護士報酬		3,447,587
受託報酬	3	2,233,685
登録料		500,155
その他の報酬		84,367
費用合計		319,953,329
投資純（損）益		(319,953,329)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	1,186,558,184
外国為替	2.6	(12,485)
投資純（損）益および当期実現純（損）益		866,592,370
以下に係る未実現評価（損）益の純変動		
投資有価証券	2.3	1,172,092,644
運用による純資産の純増（減）		2,038,685,014
資本の変動		
受益証券発行手取額		16,717,101,073
受益証券買戻支払額		(4,997,056,225)
資本の純変動		11,720,044,848
期首現在純資産額		68,694,690,782
期末現在純資産額		82,453,420,644

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2025年10月31日終了年度

コモディティ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資運用報酬	6	130,968,571
投資助言報酬	8	97,985,458
管理事務代行報酬	7	80,149,632
管理報酬	4	26,719,505
代行協会員報酬	10	26,718,499
販売報酬	5	26,717,481
保管報酬	9	8,909,421
専門家報酬		3,846,741
印刷および公告費		3,582,648
弁護士報酬		3,442,058
受託報酬	3	2,233,685
登録料		500,155
その他の報酬		84,367
費用合計		411,858,221
投資純（損）益		(411,858,221)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	4,048,638,815
外国為替	2.6	(13,987)
投資純（損）益および当期実現純（損）益		3,636,766,607
以下に係る未実現評価（損）益の純変動		
投資有価証券	2.3	6,819,084,011
運用による純資産の純増（減）		10,455,850,618
資本の変動		
受益証券発行手取額		17,257,001,785
受益証券買戻支払額		(21,472,952,428)
資本の純変動		(4,215,950,643)
期首現在純資産額		83,518,278,369
期末現在純資産額		89,758,178,344

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

統計情報

	日本大型株式 ファンド	日本小型株式 ファンド	グローバル株式 ファンド	エマージング 株式ファンド	グローバル債券 ファンド
期末現在発行済 受益証券口数					
2023年10月31日	245,878,397,998	29,165,584,259	186,917,454,719	48,856,132,436	254,597,524,185
2024年10月31日	258,778,655,299	32,308,055,469	182,627,959,365	55,485,652,174	285,459,587,980
発行受益証券	44,939,267,264	5,362,985,417	31,874,474,011	16,451,293,105	43,965,744,358
買戻受益証券	(44,892,305,763)	(6,021,158,914)	(21,131,189,641)	(5,082,962,950)	(47,195,046,325)
2025年10月31日	258,825,616,800	31,649,881,972	193,371,243,735	66,853,982,329	282,230,286,013
期末現在純資産額	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2023年10月31日	421,930,631,410	58,177,438,458	455,004,948,913	71,352,961,002	287,287,341,490
2024年10月31日	550,487,743,613	72,959,300,925	590,906,492,514	101,890,715,707	358,275,402,855
2025年10月31日	687,911,109,514	89,105,996,485	742,265,761,124	158,928,546,159	383,193,915,852
期末現在1口当たり 純資産価格	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
2023年10月31日	1.7160	1.9947	2.4343	1.4605	1.1284
2024年10月31日	2.1273	2.2582	3.2356	1.8363	1.2551
2025年10月31日	2.6578	2.8154	3.8386	2.3772	1.3577

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

統計情報（続き）

	ハイイールド 債券ファンド	オルタナティブ・ ファンド	不動産（REIT） ファンド	コモディティ・ ファンド
期末現在発行済 受益証券口数				
2023年10月31日	78,248,079,147	362,826,424,823	47,078,147,560	53,977,228,014
2024年10月31日	78,111,395,090	442,447,360,763	47,265,582,040	70,769,833,318
発行受益証券	12,227,464,404	104,273,127,999	11,749,724,920	14,229,462,846
買戻受益証券	(21,261,957,093)	(40,759,707,058)	(3,586,962,115)	(17,351,278,508)
2025年10月31日	69,076,902,401	505,960,781,704	55,428,344,845	67,648,017,656
期末現在純資産額	日本円	日本円	日本円	日本円
2023年10月31日	128,299,936,145	230,041,346,679	53,102,064,060	61,675,703,319
2024年10月31日	149,828,455,583	278,831,834,455	68,694,690,782	83,518,278,369
2025年10月31日	148,172,538,659	327,188,383,652	82,453,420,644	89,758,178,344
期末現在1口当たり 純資産価格	日本円	日本円	日本円	日本円
2023年10月31日	1.6397	0.6340	1.1280	1.1426
2024年10月31日	1.9181	0.6302	1.4534	1.1801
2025年10月31日	2.1450	0.6467	1.4876	1.3268

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

財務書類に対する注記

2025年10月31日現在

注1．活動

日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。

2025年10月31日現在、以下の9本のサブ・ファンドおよびそれぞれのトレーディング・カンパニー（以下、各々を「トレーディング・カンパニー」、総称して「トレーディング・カンパニーズ」という。）が運用されていた。

サブ・ファンド	関連するトレーディング・カンパニー
日本大型株式ファンド	NGF-JLCEトレーディング・リミテッド
日本小型株式ファンド	NGF-JSCEトレーディング・リミテッド
グローバル株式ファンド	NGF-GEトレーディング・リミテッド
エマージング株式ファンド	NGF-EEトレーディング・リミテッド
グローバル債券ファンド	NGF-GBトレーディング・リミテッド
ハイールド債券ファンド	NGF-HYBトレーディング・リミテッド
オルタナティブ・ファンド	NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド
不動産（REIT）ファンド	NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド
コモディティ・ファンド	NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

2025年10月31日現在、運用中のサブ・ファンドは、基本信託証書および各個別の信託証書に従って構成されていた。

各サブ・ファンドの投資目的は、分散投資を通じて、長期に亘り投資元本の最適な増加を達成することである。

日本大型株式ファンド

日本大型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JLCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JLCEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JLCEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JLCEトレーディングの投資証券は日本大型株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本大型株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-JLCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

日本小型株式ファンド

日本小型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JSCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JSCEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JSCEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JSCEトレーディングの投資証券は日本小型株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本小型株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-JSCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

グローバル株式ファンド

グローバル株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-GEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-GEトレーディングの投資証券はグローバル株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

グローバル株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-GEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

エマージング株式ファンド

エマージング株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-EEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-EEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-EEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-EEトレーディングの投資証券はエマージング株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

エマージング株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-EEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

グローバル債券ファンド

グローバル債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-GBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-GBトレーディングの投資証券はグローバル債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

グローバル債券ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-GBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

ハイイールド債券ファンド

ハイイールド債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-HYBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-HYBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-HYBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-HYBトレーディングの投資証券はハイイールド債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

ハイイールド債券ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-HYBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

オルタナティブ・ファンド

オルタナティブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-ALTERNATIVEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-ALTERNATIVEトレーディングの投資証券はオルタナティブ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

オルタナティブ・ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-ALTERNATIVEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

不動産（REIT）ファンド

不動産（REIT）ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド（以下「NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングの投資証券は不動産（REIT）ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

不動産（REIT）ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

コモディティ・ファンド

コモディティ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド（以下「NGF-COMMODITYトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-COMMODITYトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-COMMODITYトレーディングの投資証券はコモディティ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

コモディティ・ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-COMMODITYトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

注2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2.2 純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の結合計算書

ファンドの結合財務書類は日本円で表示されている。純資産計算書の結合計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の結合計算書は、サブ・ファンドの純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の合計である。

2.3 投資有価証券の評価

サブ・ファンドの各トレーディング・カンパニーへの投資は、管理事務代行会社によって計算された関連するトレーディング・カンパニーの純資産総額に基づき評価される。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

2.4 設立費用

設立費用は、全額償却済である。

2.5 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.6 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、2025年10月31日の実勢為替レートで日本円に換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価に関連して生じる未実現外国為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の外国為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

注3．受託報酬

受託会社は、各サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限を年間12,500米ドル、上限を年間15,000米ドルとする。

注4．管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注5．販売報酬

販売会社は、各サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注6．投資運用報酬

投資運用会社は、各サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.147%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注7．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.09%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注8．投資助言報酬

投資助言会社は、各サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.11%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注9．保管報酬

保管会社は、各サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注10．代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、ファンドは、ケイマン諸島総督から、設定日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

11.2 その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性のある課税関係またはその他の帰結を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．関連会社取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、投資助言会社ならびに代行協会員および販売会社は、ファンドの関係法人とみなされる。関係法人への報酬は、各サブ・ファンドの運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

注13．受益証券の申込および買戻しに関する条項

受益証券は、英文目論見書に記載される買付申込通知の手続きに従って、いずれかの発行日に、関連する受益証券の当該発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され購入される。発行価格は、停止手続きに服しつつ、管理事務代行会社により、当該発行日に計算され公表される。

受益証券は、英文目論見書に記載される買戻請求通知の手続きに従って、いずれかの買戻日に、関連する受益証券の当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続きに服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され公表される。

注14．2025年10月31日現在の投資対象の調整後評価額

各サブ・ファンドの2025年10月31日現在の純資産額は、基本信託証書に記載される評価原則に従って算出されている。特に、トレーディング・カンパニーズが保有する集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日において入手可能な純資産総額で評価されている。（かかる評価日現在の純資産総額が入手できない場合、直前日現在の純資産総額が使用される。）

トレーディング・カンパニーズの投資対象が、2025年10月31日現在の純資産総額で評価されたとした場合、トレーディング・カンパニーズの純資産額は以下の金額（日本円）となる。

通貨/トレーディング・カンパニー	NGF-JLCE トレーディング・ リミテッド	NGF-JSCE トレーディング・ リミテッド	NGF-GE トレーディング・ リミテッド	NGF-EE トレーディング・ リミテッド	NGF-GB トレーディング・ リミテッド
日本円	692,402,839,104	89,413,658,722	743,530,085,191	158,291,873,807	383,099,835,510
通貨/トレーディング・カンパニー	NGF-HYB トレーディング・ リミテッド	NGF-ALTERNATIVE トレーディング・ リミテッド	NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・ リミテッド	NGF-COMMODITY トレーディング・ リミテッド	
日本円	148,290,551,627	326,648,989,090	82,350,615,726	89,966,587,708	

上記の場合、2025年10月31日現在の各サブ・ファンドの純資産額および受益証券1口当たり純資産価格（日本円）は以下の通りとなる。

	日興グローバル・ ファンズ - 日本大型株式 ファンド	日興グローバル・ ファンズ - 日本小型株式 ファンド	日興グローバル・ ファンズ - グローバル株式 ファンド	日興グローバル・ ファンズ - エマージング株式 ファンド	日興グローバル・ ファンズ - グローバル債券 ファンド
再計算純資産額	692,145,278,930	89,376,876,919	743,252,703,754	158,231,693,069	382,953,308,821
再計算1口当たり 純資産価格	2.6742	2.8239	3.8437	2.3668	1.3569
	日興グローバル・ ファンズ - ハイイールド債券 ファンド	日興グローバル・ ファンズ - オルタナティブ・ ファンド	日興グローバル・ ファンズ - 不動産 (REIT) ファンド	日興グローバル・ ファンズ - コモディティ・ ファンド	
再計算純資産額	148,231,729,434	326,525,833,790	82,316,876,389	89,929,834,793	
再計算1口当たり 純資産価格	2.1459	0.6454	1.4851	1.3294	

2025年10月31日現在の各サブ・ファンドの公式および再計算1口当たり純資産価格の間の差異は以下の通りである。

	日興グローバル・ ファンズ - 日本大型株式 ファンド	日興グローバル・ ファンズ - 日本小型株式 ファンド	日興グローバル・ ファンズ - グローバル株式 ファンド	日興グローバル・ ファンズ - エマージング株式 ファンド	日興グローバル・ ファンズ - グローバル債券 ファンド
公式1口当たり 純資産価格	2.6578	2.8154	3.8386	2.3772	1.3577
再計算1口当たり 純資産価格	2.6742	2.8239	3.8437	2.3668	1.3569
百分率差	0.62	0.30	0.13	(0.44)	(0.06)
	日興グローバル・ ファンズ - ハイイールド債券 ファンド	日興グローバル・ ファンズ - オルタナティブ・ ファンド	日興グローバル・ ファンズ - 不動産 (REIT) ファンド	日興グローバル・ ファンズ - コモディティ・ ファンド	
公式1口当たり 純資産価格	2.1450	0.6467	1.4876	1.3268	
再計算1口当たり 純資産価格	2.1459	0.6454	1.4851	1.3294	
百分率差	0.04	(0.20)	(0.17)	0.20	

注15 . 事象

日興グローバル・ファンズ - 不動産（REIT）ファンドにおいて、2025年3月17日現在の純資産総額で、以下の制限に関する超過が発生した。

先物への投資（想定元本）および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額（現金を除く。）は、2025年3月17日および18日現在、NGF - REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッドの純資産総額の100%という制限を超えていた。これは、投資運用会社が、投資先ファンドの売り注文が2025年3月17日に取引されるものと誤認したことに起因するもので、同日は投資先ファンドが営業日ではなかったため、実際には2025年3月18日にしか当該取引ができなかったために発生した。この超過は、当初の売り注文が取引されたことにより、2025年3月18日付の純資産総額で解消された。

この超過による影響はプラスであり、投資運用会社からNGF - REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッドに対する補償金は支払われなかった。

注16 . 決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後監査報告書日までに生じた重要な事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2025年10月31日現在

日本大型株式ファンド

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
221,358,863,888	NGF-JLCEトレーディング・リミテッド	日本円	396,198,353,543	688,169,290,409	100.04
投資信託合計			396,198,353,543	688,169,290,409	100.04
投資有価証券合計			396,198,353,543	688,169,290,409	100.04

(注) 各トレーディング・カンパニーの純資産計算書の「純資産額(円)」ならびに運用計算書および純資産変動計算書の「期末現在純資産額(円)」欄に記載された金額は、トレーディング・カンパニーとサブ・ファンドに用いているシステムの性質により誤差が生じるため、各サブ・ファンドの投資有価証券明細表における「投資信託の純資産総額(円)」欄に記載された金額と一致しない場合がある。以下同じ。

投資有価証券の分類
2025年10月31日現在

日本大型株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	100.04
		100.04
投資有価証券合計		100.04

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2025年10月31日現在

日本小型株式ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
26,363,462,891	NGF-JSCEトレーディング・リミテッド	日本円	57,694,829,947	89,142,777,073	100.04
投資信託合計			57,694,829,947	89,142,777,073	100.04
投資有価証券合計			57,694,829,947	89,142,777,073	100.04

投資有価証券の分類
2025年10月31日現在

日本小型株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	100.04
		100.04
投資有価証券合計		100.04

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2025年10月31日現在

グローバル株式ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
165,410,772,089	NGF-GEトレーディング・リミテッド	日本円	413,313,158,750	742,543,842,877	100.04
投資信託合計			413,313,158,750	742,543,842,877	100.04
投資有価証券合計			413,313,158,750	742,543,842,877	100.04

投資有価証券の分類
2025年10月31日現在

グローバル株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	100.04
		100.04
投資有価証券合計		100.04

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2025年10月31日現在

エマージング株式ファンド

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
56,651,950,159	NGF-EEトレーディング・リミテッド	日本円	100,427,975,726	158,988,599,445	100.04
投資信託合計			100,427,975,726	158,988,599,445	100.04
投資有価証券合計			100,427,975,726	158,988,599,445	100.04

投資有価証券の分類
2025年10月31日現在

エマージング株式ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	100.04
		100.04
投資有価証券合計		100.04

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2025年10月31日現在

グローバル債券ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
	投資信託		日本円	日本円	%
239,388,713,019	NGF-GBトレーディング・リミテッド	日本円	305,277,630,134	383,340,327,818	100.04
	投資信託合計		305,277,630,134	383,340,327,818	100.04
	投資有価証券合計		305,277,630,134	383,340,327,818	100.04

投資有価証券の分類
2025年10月31日現在

グローバル債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー	100.04
		100.04
	投資有価証券合計	100.04

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2025年10月31日現在

ハイイールド債券ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
投資信託			日本円	日本円	%
57,856,084,007	NGF-HYBトレーディング・リミテッド	日本円	103,651,882,982	148,231,337,151	100.04
投資信託合計			103,651,882,982	148,231,337,151	100.04
投資有価証券合計			103,651,882,982	148,231,337,151	100.04

投資有価証券の分類
2025年10月31日現在

ハイイールド債券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	100.04
		100.04
投資有価証券合計		100.04

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2025年10月31日現在

オルタナティブ・ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
	投資信託		日本円	日本円	%
431,555,386,954	NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド	日本円	326,108,699,906	327,313,183,235	100.04
	投資信託合計		326,108,699,906	327,313,183,235	100.04
	投資有価証券合計		326,108,699,906	327,313,183,235	100.04

投資有価証券の分類
2025年10月31日現在

オルタナティブ・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティー	100.04
		100.04
	投資有価証券合計	100.04

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2025年10月31日現在

不動産（REIT）ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
	投資信託		日本円	日本円	%
46,194,408,597	NGF-REAL ESTATE（REIT） トレーディング・リミテッド	日本円	62,653,879,066	82,487,045,711	100.04
	投資信託合計		62,653,879,066	82,487,045,711	100.04
	投資有価証券合計		62,653,879,066	82,487,045,711	100.04

投資有価証券の分類
2025年10月31日現在

不動産（REIT）ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	100.04
		100.04
	投資有価証券合計	100.04

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

日興グローバル・ファンズ

投資有価証券明細表
2025年10月31日現在

コモディティ・ファンド

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
	投資信託		日本円	日本円	%
55,365,338,492	NGF-COMMODITY トレーディング・リミテッド	日本円	68,941,976,595	89,794,827,886	100.04
	投資信託合計		68,941,976,595	89,794,827,886	100.04
	投資有価証券合計		68,941,976,595	89,794,827,886	100.04

投資有価証券の分類
2025年10月31日現在

コモディティ・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ケイマン諸島		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	100.04
		100.04
	投資有価証券合計	100.04

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間には相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2025

Combined statement

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 1,834,268,386,649)	2.3	2,710,011,231,605
Receivable on investments sold		3,090,953,383
Receivable on subscriptions		3,040,658,312
Other assets		633,649
Total assets		2,716,143,476,949
Liabilities		
Payable on repurchases		3,090,953,383
Payable on investments purchased		3,040,658,312
Investment Manager fees payable	6	330,354,353
Investment Advisory fees payable	8	247,187,540
Administrator fees payable	7	202,226,126
Manager fees payable	4	67,411,364
Agent Company fees payable	10	67,410,472
Distributor fees payable	5	67,409,554
Printing and publishing expenses payable		16,051,968
Custodian fees payable	9	22,473,089
Professional expenses payable		11,486,262
Trustee fees payable	3	1,740,123
Other expenses payable		263,970
Total liabilities		7,165,626,516
Net assets		2,708,977,850,433

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2025

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 396,198,353,543)	2.3	688,169,290,409
Receivable on subscriptions		751,961,720
Receivable on investments sold		732,044,119
Other assets		70,578
Total assets		689,653,366,826
Liabilities		
Payable on repurchases		732,044,119
Payable on investments purchased		751,961,720
Investment Manager fees payable	6	83,852,451
Investment Advisory fees payable	8	62,742,569
Administrator fees payable	7	51,330,200
Manager fees payable	4	17,110,751
Agent Company fees payable	10	17,110,524
Distributor fees payable	5	17,110,288
Printing and publishing expenses payable		1,792,747
Custodian fees payable	9	5,704,264
Professional expenses payable		1,275,002
Trustee fees payable	3	193,347
Other expenses payable		29,330
Total liabilities		1,742,257,312
Net assets		687,911,109,514
Number of units outstanding		258,825,616,800
Net asset value per unit		2.6578

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2025

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 57,694,829,947)	2.3	89,142,777,073
Receivable on investments sold		96,178,003
Receivable on subscriptions		96,145,041
Other assets		70,578
Total assets		89,335,170,695
Liabilities		
Payable on repurchases		96,178,003
Payable on investments purchased		96,145,041
Investment Manager fees payable	6	11,040,962
Investment Advisory fees payable	8	8,261,390
Administrator fees payable	7	6,758,707
Manager fees payable	4	2,252,984
Agent Company fees payable	10	2,252,955
Distributor fees payable	5	2,252,926
Printing and publishing expenses payable		1,772,960
Custodian fees payable	9	751,080
Professional expenses payable		1,284,525
Trustee fees payable	3	193,347
Other expenses payable		29,330
Total liabilities		229,174,210
Net assets		89,105,996,485
Number of units outstanding		31,649,881,972
Net asset value per unit		2.8154

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2025

Global Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 413,313,158,750)	2.3	742,543,842,877
Receivable on investments sold		795,204,023
Receivable on subscriptions		776,264,626
Other assets		69,024
Total assets		744,115,380,550
Liabilities		
Payable on repurchases		795,204,023
Payable on investments purchased		776,264,626
Investment Manager fees payable	6	90,129,611
Investment Advisory fees payable	8	67,439,461
Administrator fees payable	7	55,172,772
Manager fees payable	4	18,391,661
Agent Company fees payable	10	18,391,414
Distributor fees payable	5	18,391,166
Printing and publishing expenses payable		2,607,030
Custodian fees payable	9	6,131,283
Professional expenses payable		1,273,702
Trustee fees payable	3	193,347
Other expenses payable		29,330
Total liabilities		1,849,619,426
Net assets		742,265,761,124
Number of units outstanding		193,371,243,735
Net asset value per unit		3.8386

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2025

Emerging Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 100,427,975,726)	2.3	158,988,599,445
Receivable on investments sold		194,687,839
Receivable on subscriptions		250,263,501
Other assets		70,579
Total assets		159,433,621,364
Liabilities		
Payable on repurchases		194,687,839
Payable on investments purchased		250,263,501
Investment Manager fees payable	6	18,696,850
Investment Advisory fees payable	8	13,989,918
Administrator fees payable	7	11,445,277
Manager fees payable	4	3,815,237
Agent Company fees payable	10	3,815,189
Distributor fees payable	5	3,815,136
Printing and publishing expenses payable		1,777,987
Custodian fees payable	9	1,271,892
Professional expenses payable		1,273,702
Trustee fees payable	3	193,347
Other expenses payable		29,330
Total liabilities		505,075,205
Net assets		158,928,546,159
Number of units outstanding		66,853,982,329
Net asset value per unit		2.3772

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2025

Global Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 305,277,630,134)	2.3	383,340,327,818
Receivable on investments sold		515,915,680
Receivable on subscriptions		392,060,984
Other assets		70,578
Total assets		384,248,375,060
Liabilities		
Payable on repurchases		515,915,680
Payable on investments purchased		392,060,984
Investment Manager fees payable	6	47,102,690
Investment Advisory fees payable	8	35,244,569
Administrator fees payable	7	28,833,861
Manager fees payable	4	9,611,669
Agent Company fees payable	10	9,611,540
Distributor fees payable	5	9,611,410
Printing and publishing expenses payable		1,766,157
Custodian fees payable	9	3,204,269
Professional expenses payable		1,273,702
Trustee fees payable	3	193,347
Other expenses payable		29,330
Total liabilities		1,054,459,208
Net assets		383,193,915,852
Number of units outstanding		282,230,286,013
Net asset value per unit		1.3577

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2025

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 103,651,882,982)	2.3	148,231,337,151
Receivable on investments sold		152,890,167
Receivable on subscriptions		153,432,156
Other assets		70,578
Total assets		148,537,730,052
Liabilities		
Payable on repurchases		152,890,167
Payable on investments purchased		153,432,156
Investment Manager fees payable	6	18,284,994
Investment Advisory fees payable	8	13,681,732
Administrator fees payable	7	11,193,122
Manager fees payable	4	3,731,184
Agent Company fees payable	10	3,731,137
Distributor fees payable	5	3,731,084
Printing and publishing expenses payable		1,775,567
Custodian fees payable	9	1,243,871
Professional expenses payable		1,273,702
Trustee fees payable	3	193,347
Other expenses payable		29,330
Total liabilities		365,191,393
Net assets		148,172,538,659
Number of units outstanding		69,076,902,401
Net asset value per unit		2.1450

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2025

Alternative Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 326,108,699,906)	2.3	327,313,183,235
Receivable on investments sold		409,929,981
Receivable on subscriptions		412,145,068
Other assets		70,578
Total assets		328,135,328,862
Liabilities		
Payable on repurchases		409,929,981
Payable on investments purchased		412,145,068
Investment Manager fees payable	6	40,235,802
Investment Advisory fees payable	8	30,106,435
Administrator fees payable	7	24,630,322
Manager fees payable	4	8,210,433
Agent Company fees payable	10	8,210,323
Distributor fees payable	5	8,210,212
Printing and publishing expenses payable		1,033,125
Custodian fees payable	9	2,737,130
Professional expenses payable		1,273,702
Trustee fees payable	3	193,347
Other expenses payable		29,330
Total liabilities		946,945,210
Net assets		327,188,383,652
Number of units outstanding		505,960,781,704
Net asset value per unit		0.6467

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2025

Real Estate (REIT) Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 62,653,879,066)	2.3	82,487,045,711
Receivable on investments sold		90,302,877
Receivable on subscriptions		86,418,801
Other assets		70,578
Total assets		82,663,837,967
Liabilities		
Payable on repurchases		90,302,877
Payable on investments purchased		86,418,801
Investment Manager fees payable	6	10,005,508
Investment Advisory fees payable	8	7,486,622
Administrator fees payable	7	6,124,875
Manager fees payable	4	2,041,699
Agent Company fees payable	10	2,041,671
Distributor fees payable	5	2,041,645
Printing and publishing expenses payable		1,765,785
Custodian fees payable	9	680,638
Professional expenses payable		1,284,525
Trustee fees payable	3	193,347
Other expenses payable		29,330
Total liabilities		210,417,323
Net assets		82,453,420,644
Number of units outstanding		55,428,344,845
Net asset value per unit		1.4876

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2025

Commodity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 68,941,976,595)	2.3	89,794,827,886
Receivable on investments sold		103,800,694
Receivable on subscriptions		121,966,415
Other assets		70,578
Total assets		90,020,665,573
Liabilities		
Payable on repurchases		103,800,694
Payable on investments purchased		121,966,415
Investment Manager fees payable	6	11,005,485
Investment Advisory fees payable	8	8,234,844
Administrator fees payable	7	6,736,990
Manager fees payable	4	2,245,746
Agent Company fees payable	10	2,245,719
Distributor fees payable	5	2,245,687
Printing and publishing expenses payable		1,760,610
Custodian fees payable	9	748,662
Professional expenses payable		1,273,700
Trustee fees payable	3	193,347
Other expenses payable		29,330
Total liabilities		262,487,229
Net assets		89,758,178,344
Number of units outstanding		67,648,017,656
Net asset value per unit		1.3268

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2025

Combined statement

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Manager fees	6	3,551,901,365
Investment Advisory fees	8	2,657,394,342
Administrator fees	7	2,173,685,250
Manager fees	4	724,643,012
Agent Company fees	10	724,615,703
Distributor fees	5	724,588,383
Custodian fees	9	241,628,004
Professional expenses		33,166,175
Printing and publishing expenses		29,269,678
Legal expenses		29,139,383
Trustee fees	3	20,103,165
Registration fees		4,501,395
Other fees		759,303
Total expenses		10,915,395,158
Net investment gain/(loss)		(10,915,395,158)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	106,858,806,445
Foreign exchange	2.6	(122,760)
Net investment gain/(loss) and net realised gain/(loss) for the year		95,943,288,527
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on		
Investments	2.3	281,823,756,048
Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations		377,767,044,575
Movement in capital		
Subscriptions of units		437,567,960,725
Repurchases of units		(361,750,069,670)
Net movement in capital		75,817,891,055
Net assets at the beginning of the year		2,255,392,914,803
Net assets at the end of the year		2,708,977,850,433

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2025

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Manager fees	6	889,861,203
Investment Advisory fees	8	665,760,526
Administrator fees	7	544,577,380
Manager fees	4	181,546,080
Agent Company fees	10	181,539,290
Distributor fees	5	181,532,499
Custodian fees	9	60,535,424
Professional expenses		3,770,281
Printing and publishing expenses		2,587,766
Legal expenses		3,033,751
Trustee fees	3	2,233,685
Registration fees		500,155
Other fees		84,367
Total expenses		2,717,562,407
Net investment gain/(loss)		(2,717,562,407)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	41,680,413,939
Foreign exchange	2.6	(14,177)
Net investment gain/(loss) and net realised gain/(loss) for the year		38,962,837,355
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on		
Investments	2.3	102,964,659,719
Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations		141,927,497,074
Movement in capital		
Subscriptions of units		102,979,687,529
Repurchases of units		(107,483,818,702)
Net movement in capital		(4,504,131,173)
Net assets at the beginning of the year		550,487,743,613
Net assets at the end of the year		687,911,109,514

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2025

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Manager fees	6	119,353,460
Investment Advisory fees	8	89,295,715
Administrator fees	7	73,041,887
Manager fees	4	24,349,950
Agent Company fees	10	24,349,038
Distributor fees	5	24,348,134
Custodian fees	9	8,119,281
Professional expenses		3,157,725
Printing and publishing expenses		3,613,093
Legal expenses		3,385,069
Trustee fees	3	2,233,685
Registration fees		500,155
Other fees		84,367
Total expenses		375,831,559
Net investment gain/(loss)		(375,831,559)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	5,082,958,301
Foreign exchange	2.6	(12,335)
Net investment gain/(loss) and net realised gain/(loss) for the year		4,707,114,407
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on		
Investments	2.3	13,903,124,044
Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations		18,610,238,451
Movement in capital		
Subscriptions of units		13,277,042,853
Repurchases of units		(15,740,585,744)
Net movement in capital		(2,463,542,891)
Net assets at the beginning of the year		72,959,300,925
Net assets at the end of the year		89,105,996,485

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2025

Global Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Manager fees	6	939,443,991
Investment Advisory fees	8	702,855,732
Administrator fees	7	574,919,567
Manager fees	4	191,661,411
Agent Company fees	10	191,654,193
Distributor fees	5	191,646,990
Custodian fees	9	63,908,448
Professional expenses		3,846,742
Printing and publishing expenses		2,592,219
Legal expenses		2,838,033
Trustee fees	3	2,233,685
Registration fees		500,155
Other fees		84,367
Total expenses		2,868,185,533
Net investment gain/(loss)		(2,868,185,533)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	30,910,316,082
Foreign exchange	2.6	(13,840)
Net investment gain/(loss) and net realised gain/(loss) for the year		28,042,116,709
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on		
Investments	2.3	88,079,501,147
Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations		116,121,617,856
Movement in capital		
Subscriptions of units		108,309,548,029
Repurchases of units		(73,071,897,275)
Net movement in capital		35,237,650,754
Net assets at the beginning of the year		590,906,492,514
Net assets at the end of the year		742,265,761,124

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2025

Emerging Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Manager fees	6	167,582,405
Investment Advisory fees	8	125,379,064
Administrator fees	7	102,557,566
Manager fees	4	34,189,581
Agent Company fees	10	34,188,312
Distributor fees	5	34,187,043
Custodian fees	9	11,400,193
Professional expenses		3,846,740
Printing and publishing expenses		3,561,962
Legal expenses		3,355,911
Trustee fees	3	2,233,685
Registration fees		500,155
Other fees		84,367
Total expenses		523,066,984
Net investment gain/(loss)		(523,066,984)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	2,779,037,538
Foreign exchange	2.6	(13,954)
Net investment gain/(loss) and net realised gain/(loss) for the year		2,255,956,600
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on		
Investments	2.3	31,954,571,122
Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations		34,210,527,722
Movement in capital		
Subscriptions of units		32,628,506,560
Repurchases of units		(9,801,203,830)
Net movement in capital		22,827,302,730
Net assets at the beginning of the year		101,890,715,707
Net assets at the end of the year		158,928,546,159

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2025

Global Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Manager fees	6	540,095,523
Investment Advisory fees	8	404,077,580
Administrator fees	7	330,524,855
Manager fees	4	110,187,482
Agent Company fees	10	110,183,283
Distributor fees	5	110,179,082
Custodian fees	9	36,741,553
Professional expenses		3,846,740
Printing and publishing expenses		2,998,897
Legal expenses		3,091,268
Trustee fees	3	2,233,685
Registration fees		500,155
Other fees		84,367
Total expenses		1,654,744,470
Net investment gain/(loss)		(1,654,744,470)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	9,935,544,998
Foreign exchange	2.6	(13,942)
Net investment gain/(loss) and net realised gain/(loss) for the year		8,280,786,586
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on		
Investments	2.3	21,322,116,182
Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations		29,602,902,768
Movement in capital		
Subscriptions of units		55,578,384,131
Repurchases of units		(60,262,773,902)
Net movement in capital		(4,684,389,771)
Net assets at the beginning of the year		358,275,402,855
Net assets at the end of the year		383,193,915,852

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2025

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Manager fees	6	228,546,766
Investment Advisory fees	8	170,989,333
Administrator fees	7	139,864,673
Manager fees	4	46,626,827
Agent Company fees	10	46,625,052
Distributor fees	5	46,623,264
Custodian fees	9	15,547,487
Professional expenses		3,846,741
Printing and publishing expenses		3,469,498
Legal expenses		3,375,131
Trustee fees	3	2,233,685
Registration fees		500,155
Other fees		84,367
Total expenses		708,332,979
Net investment gain/(loss)		(708,332,979)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	11,472,351,066
Foreign exchange	2.6	(14,012)
Net investment gain/(loss) and net realised gain/(loss) for the year		10,764,004,075
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on		
Investments	2.3	6,423,743,163
Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations		17,187,747,238
Movement in capital		
Subscriptions of units		23,979,017,442
Repurchases of units		(42,822,681,604)
Net movement in capital		(18,843,664,162)
Net assets at the beginning of the year		149,828,455,583
Net assets at the end of the year		148,172,538,659

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2025

Alternative Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Manager fees	6	435,096,202
Investment Advisory fees	8	325,521,759
Administrator fees	7	266,268,739
Manager fees	4	88,766,254
Agent Company fees	10	88,762,898
Distributor fees	5	88,759,531
Custodian fees	9	29,598,655
Professional expenses		3,846,741
Printing and publishing expenses		3,250,115
Legal expenses		3,170,575
Trustee fees	3	2,233,685
Registration fees		500,155
Other fees		84,367
Total expenses		1,335,859,676
Net investment gain/(loss)		(1,335,859,676)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	(237,012,478)
Foreign exchange	2.6	(14,028)
Net investment gain/(loss) and net realised gain/(loss) for the year		(1,572,886,182)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on		
Investments	2.3	9,184,864,016
Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations		7,611,977,834
Movement in capital		
Subscriptions of units		66,841,671,323
Repurchases of units		(26,097,099,960)
Net movement in capital		40,744,571,363
Net assets at the beginning of the year		278,831,834,455
Net assets at the end of the year		327,188,383,652

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2025

Real Estate (REIT) Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Manager fees	6	100,953,244
Investment Advisory fees	8	75,529,175
Administrator fees	7	61,780,951
Manager fees	4	20,595,922
Agent Company fees	10	20,595,138
Distributor fees	5	20,594,359
Custodian fees	9	6,867,542
Professional expenses		3,157,724
Printing and publishing expenses		3,613,480
Legal expenses		3,447,587
Trustee fees	3	2,233,685
Registration fees		500,155
Other fees		84,367
Total expenses		319,953,329
Net investment gain/(loss)		(319,953,329)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	1,186,558,184
Foreign exchange	2.6	(12,485)
Net investment gain/(loss) and net realised gain/(loss) for the year		866,592,370
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on		
Investments	2.3	1,172,092,644
Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations		2,038,685,014
Movement in capital		
Subscriptions of units		16,717,101,073
Repurchases of units		(4,997,056,225)
Net movement in capital		11,720,044,848
Net assets at the beginning of the year		68,694,690,782
Net assets at the end of the year		82,453,420,644

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2025

Commodity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Manager fees	6	130,968,571
Investment Advisory fees	8	97,985,458
Administrator fees	7	80,149,632
Manager fees	4	26,719,505
Agent Company fees	10	26,718,499
Distributor fees	5	26,717,481
Custodian fees	9	8,909,421
Professional expenses		3,846,741
Printing and publishing expenses		3,582,648
Legal expenses		3,442,058
Trustee fees	3	2,233,685
Registration fees		500,155
Other fees		84,367
Total expenses		411,858,221
Net investment gain/(loss)		(411,858,221)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	4,048,638,815
Foreign exchange	2.6	(13,987)
Net investment gain/(loss) and net realised gain/(loss) for the year		3,636,766,607
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on		
Investments	2.3	6,819,084,011
Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations		10,455,850,618
Movement in capital		
Subscriptions of units		17,257,001,785
Repurchases of units		(21,472,952,428)
Net movement in capital		(4,215,950,643)
Net assets at the beginning of the year		83,518,278,369
Net assets at the end of the year		89,758,178,344

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statistical information

	Japan Large Cap Equity Fund	Japan Small Cap Equity Fund	Global Equity Fund	Emerging Equity Fund	Global Bond Fund
Number of units outstanding at the end of the year					
October 31, 2023	245,878,397,998	29,165,584,259	186,917,454,719	48,856,132,436	254,597,524,185
October 31, 2024	258,778,655,299	32,308,055,469	182,627,959,365	55,485,652,174	285,459,587,980
Units issued	44,939,267,264	5,362,985,417	31,874,474,011	16,451,293,105	43,965,744,358
Units repurchased	(44,892,305,763)	(6,021,158,914)	(21,131,189,641)	(5,082,962,950)	(47,195,046,325)
October 31, 2025	258,825,616,800	31,649,881,972	193,371,243,735	66,853,982,329	282,230,286,013
Net assets at the end of the year					
	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY
October 31, 2023	421,930,631,410	58,177,438,458	455,004,948,913	71,352,961,002	287,287,341,490
October 31, 2024	550,487,743,613	72,959,300,925	590,906,492,514	101,890,715,707	358,275,402,855
October 31, 2025	687,911,109,514	89,105,996,485	742,265,761,124	158,928,546,159	383,193,915,852
Net asset value per unit at the end of the year					
	JPY	JPY	JPY	JPY	JPY
October 31, 2023	1.7160	1.9947	2.4343	1.4605	1.1284
October 31, 2024	2.1273	2.2582	3.2356	1.8363	1.2551
October 31, 2025	2.6578	2.8154	3.8386	2.3772	1.3577

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statistical information (continued)

	High Yield Bond Fund	Alternative Fund	Real Estate (REIT) Fund	Commodity Fund
Number of units outstanding at the end of the year				
October 31, 2023	78,248,079,147	362,826,424,823	47,078,147,560	53,977,228,014
October 31, 2024	78,111,395,090	442,447,360,763	47,265,582,040	70,769,833,318
Units issued	12,227,464,404	104,273,127,999	11,749,724,920	14,229,462,846
Units repurchased	(21,261,957,093)	(40,759,707,058)	(3,586,962,115)	(17,351,278,508)
October 31, 2025	69,076,902,401	505,960,781,704	55,428,344,845	67,648,017,656
Net assets at the end of the year				
	JPY	JPY	JPY	JPY
October 31, 2023	128,299,936,145	230,041,346,679	53,102,064,060	61,675,703,319
October 31, 2024	149,828,455,583	278,831,834,455	68,694,690,782	83,518,278,369
October 31, 2025	148,172,538,659	327,188,383,652	82,453,420,644	89,758,178,344
Net asset value per unit at the end of the year				
	JPY	JPY	JPY	JPY
October 31, 2023	1.6397	0.6340	1.1280	1.1426
October 31, 2024	1.9181	0.6302	1.4534	1.1801
October 31, 2025	2.1450	0.6467	1.4876	1.3268

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements**

(As at October 31, 2025)

Note 1 - Activity

NIKKO GLOBAL FUNDS (the “Trust”), which has been established as an umbrella unit trust, is a group of Cayman Islands series unit trusts.

As at October 31, 2025, the following nine Series Trusts and their respective trading companies (each, a “Trading Company” and, together, the “Trading Companies”) were in operation:

Series Trust	Related Trading Company
Japan Large Cap Equity Fund	NGF-JLCE Trading Ltd.
Japan Small Cap Equity Fund	NGF-JSCE Trading Ltd.
Global Equity Fund	NGF-GE Trading Ltd.
Emerging Equity Fund	NGF-EE Trading Ltd.
Global Bond Fund	NGF-GB Trading Ltd.
High Yield Bond Fund	NGF-HYB Trading Ltd.
Alternative Fund	NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd.
Real Estate (REIT) Fund	NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd.
Commodity Fund	NGF-COMMODITY Trading Ltd.

The Series Trusts in operation as at October 31, 2025 were constituted pursuant to the Master Trust Deed and separate Series Trust Deeds.

The investment objective of each of the Series Trusts is to obtain an optimal growth of capital invested over the long term by management of a diversified portfolio.

Japan Large Cap Equity Fund

Japan Large Cap Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JLCE Trading Ltd. (“NGF-JLCE Trading”), a single trading company. NGF-JLCE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JLCE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japan Large Cap Equity Fund.

The financial statements of Japan Large Cap Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JLCE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Japan Small Cap Equity Fund

Japan Small Cap Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JSCE Trading Ltd. (“NGF-JSCE Trading”), a single trading company. NGF-JSCE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JSCE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japan Small Cap Equity Fund.

The financial statements of Japan Small Cap Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JSCE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2025)

Note 1 - Activity (continued)**Global Equity Fund**

Global Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-GE Trading Ltd. (“NGF-GE Trading”), a single trading company. NGF-GE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-GE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Global Equity Fund.

The financial statements of Global Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-GE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Emerging Equity Fund

Emerging Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-EE Trading Ltd. (“NGF-EE Trading”), a single trading company. NGF-EE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-EE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Emerging Equity Fund.

The financial statements of Emerging Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-EE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Global Bond Fund

Global Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-GB Trading Ltd. (“NGF-GB Trading”), a single trading company. NGF-GB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series trust and the shares of NGF-GB Trading form the main assets (and may be the only assets) of Global Bond Fund.

The financial statements of Global Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-GB Trading, which are disclosed in separate financial statements.

High Yield Bond Fund

High Yield Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-HYB Trading Ltd. (“NGF-HYB Trading”), a single trading company. NGF-HYB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-HYB Trading form the main assets (and may be the only assets) of High Yield Bond Fund.

The financial statements of High Yield Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-HYB Trading, which are disclosed in separate financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2025)

Note 1 - Activity (continued)**Alternative Fund**

Alternative Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd. (“NGF-ALTERNATIVE Trading”), a single trading company. NGF-ALTERNATIVE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-ALTERNATIVE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Alternative Fund.

The financial statements of Alternative Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-ALTERNATIVE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Real Estate (REIT) Fund

Real Estate (REIT) Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd. (“NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading”), a single trading company. NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading form the main assets (and may be the only assets) of Real Estate (REIT) Fund.

The financial statements of Real Estate (REIT) Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Commodity Fund

Commodity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-COMMODITY Trading Ltd. (“NGF-COMMODITY Trading”), a single trading company. NGF-COMMODITY Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-COMMODITY Trading form the main assets (and may be the only assets) of Commodity Fund.

The financial statements of Commodity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-COMMODITY Trading, which are disclosed in separate financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2025)

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Combined statements of net assets and of operations and changes in net assets

The combined financial statements of the Trust are expressed in JPY. The combined statement of net assets and the combined statement of operations and changes in net assets represent the sum of the Series Trusts' statements of net assets and statements of operations and changes in net assets.

2.3 - Valuation of the investments

The Series Trusts' investment in their respective Trading Company is valued based on the net asset value of the relevant Trading Company as calculated by the Administrator.

Net change in unrealised appreciation/depreciation comprises changes in the net asset value of the investments for the year and the reversal of the prior year's unrealised appreciation/depreciation for investments which were realised in the reporting year.

Net realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.6 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at exchange rates prevailing as at October 31, 2025. Transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Net realised gain and loss on foreign exchange are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

Unrealised foreign exchange appreciation/depreciation arising in connection with the valuation of the securities in the portfolio at net asset value is included in net change in unrealised appreciation/depreciation on investments. Other foreign exchange gains/losses are directly recorded in the statement of operations and changes in net assets.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2025)

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets each of the Series Trusts a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 12,500 per annum and a maximum of USD 15,000 per annum.

Note 4 - Manager fees

The Manager is entitled to receive out of the assets each of the Series Trusts a fee at the rate of 0.03% per annum of the Net Asset Value, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

Note 5 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets each of the Series Trusts a fee at the rate of 0.03% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

Note 6 - Investment Manager fees

The Investment Manager is entitled to receive, out of the assets each of the Series Trusts a fee at the rate of 0.147% per annum of the Net Asset Value, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

Note 7 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets each of the Series Trusts a fee at the rate of 0.09% per annum of the Net Asset Value, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

Note 8 - Investment Advisory fees

The Investment Adviser is entitled to receive out of the assets each of the Series Trusts a fee at the rate of 0.11% per annum of the Net Asset Value, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

Note 9 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets each of the Series Trusts a fee at the rate of 0.01% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2025)

Note 10 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets each of the Series Trusts a fee at the rate of 0.03% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

Note 11 - Taxation**11.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

11.2 - Other countries

The Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 12 - Related party transactions

The Manager, the Trustee, the Administrator and Custodian, the Investment Adviser, and the Agent Company and Distributor are considered as related parties to the Trust. Related party fees are recorded in the statements of operations and changes in net assets of each Series Trust.

Note 13 - Terms of subscriptions and repurchases of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit (“Issue Price”), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant issue day.

Units may be repurchased as of any repurchase day at the net asset value per unit as of the relevant repurchase day for the relevant unit (“Repurchase Price”), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant repurchase day.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2025)

Note 14 - Adjusted valuation of the investments as at October 31, 2025

The net assets of each Series Trust as at October 31, 2025 have been calculated in accordance with the valuation principles laid out in the Master Trust Deed. In particular, collective investment schemes, investment funds and mutual funds held by the Trading Companies are valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day is used).

If the underlying investments of the Trading Companies had been valued at the net asset value dated October 31, 2025, the net assets of the Trading Companies would have amounted in JPY to the following:

Currency / Trading Company	NGF-JLCE Trading Ltd.	NGF-JSCE Trading Ltd.	NGF-GE Trading Ltd.	NGF-EE Trading Ltd.	NGF-GB Trading Ltd.
JPY	692,402,839,104	89,413,658,722	743,530,085,191	158,291,873,807	383,099,835,510

Currency / Trading Company	NGF-HYB Trading Ltd.	NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd.	NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd.	NGF-COMMODITY Trading Ltd.
JPY	148,290,551,627	326,648,989,090	82,350,615,726	89,966,587,708

This would have resulted in the following net assets and net asset value per unit in JPY for each Series Trust as at October 31, 2025:

	Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Global Equity Fund	Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund	Nikko Global Funds - Global Bond Fund
Recalculated net assets	692,145,278,930	89,376,876,919	743,252,703,754	158,231,693,069	382,953,308,821
Recalculated net asset value per unit	2.6742	2.8239	3.8437	2.3668	1.3569

	Nikko Global Funds - High Yield Bond Fund	Nikko Global Funds - Alternative Fund	Nikko Global Funds - Real Estate (REIT) Fund	Nikko Global Funds - Commodity Fund
Recalculated net assets	148,231,729,434	326,525,833,790	82,316,876,389	89,929,834,793
Recalculated net asset value per unit	2.1459	0.6454	1.4851	1.3294

NIKKO GLOBAL FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2025)

Note 14 - Adjusted valuation of investments as at October 31, 2025 (continued)

The differences between the official and the recalculated net asset value per unit of each Series Trust as at October 31, 2025 are as follows:

	Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Global Equity Fund	Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund	Nikko Global Funds - Global Bond Fund
Official net asset value per unit	2.6578	2.8154	3.8386	2.3772	1.3577
Recalculated net asset value per unit	2.6742	2.8239	3.8437	2.3668	1.3569
Difference in %	0.62	0.30	0.13	(0.44)	(0.06)

	Nikko Global Funds - High Yield Bond Fund	Nikko Global Funds - Alternative Fund	Nikko Global Funds - Real Estate (REIT) Fund	Nikko Global Funds - Commodity Fund
Official net asset value per unit	2.1450	0.6467	1.4876	1.3268
Recalculated net asset value per unit	2.1459	0.6454	1.4851	1.3294
Difference in %	0.04	(0.20)	(0.17)	0.20

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2025)

Note 15 - Event

An active breach occurred in Nikko Global Funds - Real Estate Fund regarding the following restriction as of NAV date March 17, 2025.

The total of the market exposure (excluding cash) resulting from investment (notional amount) in futures and market value of underlying funds exceeded the limit of 100% of the total net assets of NGF- REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd (the “Company”) in NAV as of March 17 and 18, 2025. This occurred because the Investment Manager mistakenly expected the sale order of an underlying fund to be traded on March 17, 2025, but the trade was only possible on March 18, 2025 due to a non-business day of this underlying fund. The breach was closed on NAV as of March 18, 2025, when the original sale order was traded.

The impact of this breach was positive and no compensation was paid to the Company by the Investment Manager.

Note 16 - Subsequent events

There have been no significant events after year-end up to the date of the auditor’s opinion which, in the opinion of the Trustee and of the Manager, require disclosure in the present financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Schedule of investments as at October 31, 2025

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Net asset value	Ratio*
	Investment fund		JPY	JPY	%
221,358,863,888	NGF-JLCE Trading Ltd.	JPY	396,198,353,543	688,169,290,409	100.04
	Total investment fund		396,198,353,543	688,169,290,409	100.04
	Total investments		396,198,353,543	688,169,290,409	100.04

Classification of investments as at October 31, 2025

Japan Large Cap Equity Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio*
Cayman Islands		
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	100.04
		100.04
	Total investments	100.04

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the net asset value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Schedule of investments as at October 31, 2025

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Net asset value	Ratio*
	Investment fund		JPY	JPY	%
26,363,462,891	NGF-JSCE Trading Ltd.	JPY	57,694,829,947	89,142,777,073	100.04
	Total investment fund		57,694,829,947	89,142,777,073	100.04
	Total investments		57,694,829,947	89,142,777,073	100.04

Classification of investments as at October 31, 2025

Japan Small Cap Equity Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio*
Cayman Islands	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	100.04
		100.04
Total investments		100.04

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the net asset value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Schedule of investments as at October 31, 2025

Global Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Net asset value	Ratio*
	Investment fund		JPY	JPY	%
165,410,772,089	NGF-GE Trading Ltd.	JPY	413,313,158,750	742,543,842,877	100.04
	Total investment fund		413,313,158,750	742,543,842,877	100.04
	Total investments		413,313,158,750	742,543,842,877	100.04

Classification of investments as at October 31, 2025

Global Equity Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio*
Cayman Islands		
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	100.04
		100.04
	Total investments	100.04

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the net asset value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Schedule of investments as at October 31, 2025

Emerging Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Net asset value	Ratio*
	Investment fund		JPY	JPY	%
56,651,950,159	NGF-EE Trading Ltd.	JPY	100,427,975,726	158,988,599,445	100.04
	Total investment fund		100,427,975,726	158,988,599,445	100.04
	Total investments		100,427,975,726	158,988,599,445	100.04

Classification of investments as at October 31, 2025

Emerging Equity Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio*
Cayman Islands		
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	100.04
		100.04
	Total investments	100.04

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the net asset value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Schedule of investments as at October 31, 2025

Global Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Net asset value	Ratio*
	Investment fund		JPY	JPY	%
239,388,713,019	NGF-GB Trading Ltd.	JPY	305,277,630,134	383,340,327,818	100.04
	Total investment fund		305,277,630,134	383,340,327,818	100.04
	Total investments		305,277,630,134	383,340,327,818	100.04

Classification of investments as at October 31, 2025

Global Bond Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio*
Cayman Islands		
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	100.04
		100.04
Total investments		100.04

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the net asset value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Schedule of investments as at October 31, 2025

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Net asset value	Ratio*
	Investment fund		JPY	JPY	%
57,856,084,007	NGF-HYB Trading Ltd.	JPY	103,651,882,982	148,231,337,151	100.04
	Total investment fund		103,651,882,982	148,231,337,151	100.04
	Total investments		103,651,882,982	148,231,337,151	100.04

Classification of investments as at October 31, 2025

High Yield Bond Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio*
Cayman Islands		
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	100.04
		100.04
	Total investments	100.04

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the net asset value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Schedule of investments as at October 31, 2025

Alternative Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Net asset value	Ratio*
	Investment fund		JPY	JPY	%
431,555,386,954	NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd.	JPY	326,108,699,906	327,313,183,235	100.04
	Total investment fund		326,108,699,906	327,313,183,235	100.04
	Total investments		326,108,699,906	327,313,183,235	100.04

Classification of investments as at October 31, 2025

Alternative Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio*
Cayman Islands		
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	100.04
		100.04
	Total investments	100.04

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the net asset value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Schedule of investments as at October 31, 2025

Real Estate (REIT) Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Net asset value	Ratio*
	Investment fund		JPY	JPY	%
46,194,408,597	NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd.	JPY	62,653,879,066	82,487,045,711	100.04
	Total investment fund		62,653,879,066	82,487,045,711	100.04
	Total investments		62,653,879,066	82,487,045,711	100.04

Classification of investments as at October 31, 2025

Real Estate (REIT) Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio*
Cayman Islands		
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	100.04
		100.04
	Total investments	100.04

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the net asset value against the net assets expressed in %.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Schedule of investments as at October 31, 2025

Commodity Fund

(Expressed in Japanese yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Net asset value	Ratio*
	Investment fund		JPY	JPY	%
55,365,338,492	NGF-COMMODITY Trading Ltd.	JPY	68,941,976,595	89,794,827,886	100.04
	Total investment fund		68,941,976,595	89,794,827,886	100.04
	Total investments		68,941,976,595	89,794,827,886	100.04

Classification of investments as at October 31, 2025

Commodity Fund

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio*
Cayman Islands		
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	100.04
		100.04
	Total investments	100.04

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the net asset value against the net assets expressed in %.

[次へ](#)

< 参考情報 >

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

純資産計算書
2025年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価440,936,535,069円）	684,782,264,059
銀行預金	5,910,355,712
投資有価証券売却未収金	2,379,148,750
投資証券発行に係る未収金	751,961,720

資産合計 693,823,730,241**負債**

投資有価証券購入未払金	4,919,999,994
投資証券買戻に係る未払金	735,060,559

負債合計 5,655,060,553**純資産額** 688,168,669,688

発行済投資証券口数	221,358,863,888口
1口当たり純資産価格	3.1088

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2025年10月31日終了年度

（日本円で表示）

日本円

収益

投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	39,944,515
銀行利息	3,067,051

収益合計

43,011,566

費用

投資先ファンドの管理報酬	287,994,080
保管費用	9,990,029
取引費用	253,031
その他の費用	16,806

費用合計

298,253,946

投資純（損）益

(255,242,380)

以下に係る実現純（損）益

投資有価証券	35,230,089,484
外国為替	12,665,741

投資純（損）益および当期実現純（損）益

34,987,512,845

以下に係る未実現評価（損）益の純変動

投資有価証券	109,657,534,376
--------	-----------------

運用による純資産の純増（減）

144,645,047,221

資本の変動

投資証券発行手取額	102,979,687,529
投資証券買戻支払額	(110,158,983,916)

資本の純変動

(7,179,296,387)

期首現在純資産額

550,702,918,854

期末現在純資産額

688,168,669,688

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2025年10月31日現在
--

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託			日本円	日本円	%
28,405,608	EASTSPRING INV JAP DYNAM FD CJ ACC	日本円	42,079,752,414	75,246,454,749	10.93
1,320,905	JPMORG FDS-JAPAN EQUITY FUND X ACC	日本円	20,136,367,313	42,226,686,404	6.15
1,407,568	MAN JAPAN COREALPHA EQ I JPY ACC	日本円	36,198,190,684	73,765,003,000	10.72
20,125,487	MORANT WRIGHT SAKURA FD B JPY ACC	日本円	24,124,773,826	50,879,182,408	7.39
2,634,938	SPARX JAPAN FD PLC INST G JPY	日本円	33,940,659,282	61,251,774,573	8.90
4,332,889	VISIONFUND-JAPAN EQUITY GROWTH N JPY	日本円	43,499,209,501	54,146,644,837	7.87
7,349,591	VISIONFUND-JAPAN EQUITY SYSTEMATIC N JPY	日本円	75,536,012,961	95,676,905,487	13.90
7,477,879	VISIONFUND-JAPAN EQUITY VALUE N JPY	日本円	97,087,364,777	142,327,885,237	20.68
5,987,485	VISIONFUND-JAPAN LARGE CAP BLEND N JPY	日本円	68,334,204,311	89,261,727,364	12.97
オープン・エンド型投資信託合計			440,936,535,069	684,782,264,059	99.51
投資有価証券合計			440,936,535,069	684,782,264,059	99.51

投資有価証券の分類 2025年10月31日現在
--

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ルクセンブルグ	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	72.50
		72.50
アイルランド	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	27.01
		27.01
投資有価証券合計		99.51

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-JLCEトレーディング・リミテッド

（2025年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで日本円に換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

純資産計算書
2025年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価64,212,565,130円）	88,325,432,813
銀行預金	1,278,000,083
投資証券発行に係る未収金	96,145,041
投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金に係る未収金	1,774,451

資産合計

89,701,352,388

負債

投資有価証券購入未払金	460,000,000
投資証券買戻に係る未払金	98,574,100

負債合計

558,574,100

純資産額

89,142,778,288

発行済投資証券口数	26,363,462,891口
1口当たり純資産価格	3.3813

NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2025年10月31日終了年度

（日本円で表示）

日本円

収益

投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	63,248,329
銀行利息	1,045,382

収益合計

64,293,711

費用

保管費用	2,449,357
取引費用	373,959
その他の費用	40,250

費用合計

2,863,566

投資純（損）益

61,430,145

以下に係る実現純（損）益

投資有価証券	8,646,143,386
外国為替	5,738,363

投資純（損）益および当期実現純（損）益

8,713,311,894

以下に係る未実現評価（損）益の純変動

投資有価証券	10,272,834,078
--------	----------------

運用による純資産の純増（減）

18,986,145,972

資本の変動

投資証券発行手取額	13,277,042,853
投資証券買戻支払額	(16,111,422,375)

資本の純変動

(2,834,379,522)

期首現在純資産額

72,991,011,838

期末現在純資産額

89,142,778,288

NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2025年10月31日現在
--

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託			日本円	日本円	%
22,179	ALLIANZ JPN SM COM EQ FD WT JPY ACC	日本円	4,301,696,954	5,324,437,856	5.97
2,961,142	BLACKROCK GL JPN S&M CAP OPP I2 JPY	日本円	7,971,221,415	9,804,340,268	11.00
1,832,457	EASTSPRING INV JAP SM CO CJ JP ACC	日本円	5,658,418,689	12,414,894,894	13.93
932,946	JANUS HENDERS-JPN SMC -GU2- JPY ACC	日本円	9,692,016,146	11,976,544,657	13.44
4,281,207	M&G LUX1 JP SMALLER COS C1 JPY ACC	日本円	9,831,094,693	12,569,393,636	14.10
256,449	SWISSCANTO LU EQ S/M CAP JP-DT ACC	日本円	5,936,568,432	11,329,933,440	12.71
473,696	INDPT UCITS PL-ZE JPN FD I JPY ACC	日本円	10,940,426,925	11,885,398,383	13.33
29,304	NB IF JP EQUITY ENGAGEMENT I5 ACC	日本円	460,000,000	464,635,004	0.52
915,100	VISIONFUND-JAPAN EQUITY MID_SMALL CAP N JPY	日本円	9,421,121,876	12,555,854,675	14.08
オープン・エンド型投資信託合計			64,212,565,130	88,325,432,813	99.08
投資有価証券合計			64,212,565,130	88,325,432,813	99.08

投資有価証券の分類 2025年10月31日現在
--

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	85.85
	ファンド運用活動	12.71
		98.56
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	0.52
		0.52
投資有価証券合計		99.08

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-JSCEトレーディング・リミテッド

（2025年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで日本円に換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

NGF-GEトレーディング・リミテッド

純資産計算書
2025年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価531,153,280,724円）	736,251,189,085
銀行預金	6,371,981,859
投資有価証券売却未収金	6,363,055,931
投資証券発行に係る未収金	776,264,626
投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金に係る未収金	119,308

資産合計

749,762,610,809

負債

投資有価証券購入未払金	6,421,151,774
投資証券買戻に係る未払金	798,316,474

負債合計

7,219,468,248

純資産額

742,543,142,561

発行済投資証券口数	165,410,772,089口
1口当たり純資産価格	4.4891

NGF-GEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2025年10月31日終了年度

(日本円で表示)

日本円

収益

銀行利息	105,605,888
投資先ファンドのTER(総費用比率)の返戻金	49,630,637

収益合計

155,236,525

費用

投資先ファンドの管理報酬	356,847,162
保管費用	15,593,805
取引費用	330,068
その他の費用	32,736

費用合計

372,803,771

投資純(損)益

(217,567,246)

以下に係る実現純(損)益

投資有価証券	101,991,609,269
外国為替	67,590,697

投資純(損)益および当期実現純(損)益

101,841,632,720

以下に係る未実現評価(損)益の純変動

投資有価証券	17,147,223,829
--------	----------------

運用による純資産の純増(減)

118,988,856,549

資本の変動

投資証券発行手取額	108,309,548,029
投資証券買戻支払額	(75,896,355,279)

資本の純変動

32,413,192,750

期首現在純資産額

591,141,093,262

期末現在純資産額

742,543,142,561

NGF-GEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2025年10月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託			日本円	日本円	%
1,032,409	COMGEST GROWTH PLC EUROPE I EUR ACC	ユーロ	5,561,603,244	8,133,209,322	1.10
4,732,438	DODGE & COX-US STOCK-USD ACC	米ドル	21,459,975,160	38,995,458,812	5.25
72,553	ELEVA EUROPEAN SELECT I2 EUR ACC	ユーロ	17,735,839,995	33,185,510,087	4.47
877,141	FISHER INV.I.-US EQ SEL FD-USD2 ACC	米ドル	35,286,544,324	44,309,056,861	5.97
2,146,063	FTGF FR PU US LR CP V -P1US ACC	米ドル	33,045,072,067	35,165,344,614	4.74
12,275,507	GQG PARTNERS US EQTY I USD A ACC	米ドル	22,639,011,720	26,490,026,621	3.57
190,862	JANUS HEN-PAN EUR SM CO EUR GU2 ACC	ユーロ	2,663,126,605	2,889,325,011	0.37
1,680,777	JPMORG FDS-US GROWTH X USD ACC	米ドル	25,696,338,791	33,854,166,953	4.56
308,512	JPMORG FDS-EUR STRAT VAL X EUR ACC	ユーロ	8,177,493,364	13,928,419,220	1.88
138,357	JPMORG INV FD-US SE EQ FD X USD ACC	米ドル	13,056,990,648	22,461,108,272	3.02
5,380,123	LIONTRUST GF EUR DYN FD A10 EUR ACC	ユーロ	8,809,756,526	11,643,319,902	1.57
133,898	OSSIAM SHILLER BRLY CAPE USD	米ドル	24,128,172,731	32,511,822,936	4.38
982,688	PASSIM STR-JPM M M PAC EX J A ACC	米ドル	16,385,494,537	18,576,730,871	2.50
1,275,007	PASSIM STR-JPM M MSCI FD CAD A ACC	カナダ・ドル	18,851,823,024	23,231,788,508	3.13
3,098,469	VISIONFUND AC1M US LARGE CAP GROWTH CORE N	米ドル	45,945,282,506	53,390,555,582	7.19
1,066,094	VISIONFUND-EUROPE CORE N EUR	ユーロ	19,001,025,878	29,132,449,172	3.92
545,315	VISIONFUND-EUROPE OPPORTUNITIES N EUR	ユーロ	10,795,925,155	18,323,423,228	2.47
3,567,679	VISIONFUND-JPM GLOBAL EQ EX JAP N USD	米ドル	54,339,032,215	55,911,957,897	7.53
2,287,141	VISIONFUND-SELECT US EQTY PF CAP N USD	米ドル	36,493,830,487	57,314,526,580	7.72
2,156,102	VISIONFUND-US EQ LARGE CAP CORE N USD	米ドル	37,593,837,177	67,363,847,359	9.07
428,317	VISIONFUND-US EQ LARGE CAP VAL N USD	米ドル	5,746,560,563	9,610,894,360	1.29
764,757	VISIONFUND-US EQ SMALL AND MID CAP N USD	米ドル	12,484,142,262	17,200,293,033	2.32
3,358,467	VISIONFUND-US EQUITY LC QUANTCORE N USD	米ドル	55,256,401,745	82,627,953,884	11.13
オープン・エンド型投資信託合計			531,153,280,724	736,251,189,085	99.15
投資有価証券合計			531,153,280,724	736,251,189,085	99.15

投資有価証券の分類
2025年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ルクセンブルグ	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	71.32
		71.32
アイルランド	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	27.83
		27.83
投資有価証券合計		99.15

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-GEトレーディング・リミテッド

（2025年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで日本円に換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

NGF-EEトレーディング・リミテッド

純資産計算書
2025年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価106,860,058,039円）	157,903,735,505
銀行預金	1,341,011,296
投資証券発行に係る未収金	250,263,501

資産合計

159,495,010,302

負債

投資有価証券購入未払金	308,500,000
投資証券買戻に係る未払金	197,783,405

負債合計

506,283,405

純資産額

158,988,726,897

発行済投資証券口数	56,651,950,159口
1口当たり純資産価格	2.8064

NGF-EEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2025年10月31日終了年度

（日本円で表示）

日本円

収益

投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	117,438,306
銀行利息	19,900,162

収益合計

137,338,468

費用

保管費用	3,367,330
取引費用	278,883
その他の費用	33,383

費用合計

3,679,596

投資純（損）益

133,658,872

以下に係る実現純（損）益

投資有価証券	5,339,670,194
外国為替	(55,355,714)

投資純（損）益および当期実現純（損）益

5,417,973,352

以下に係る未実現評価（損）益の純変動

投資有価証券	29,315,985,918
--------	----------------

運用による純資産の純増（減）

34,733,959,270

資本の変動

投資証券発行手取額	32,628,506,560
投資証券買戻支払額	(10,307,869,306)

資本の純変動

22,320,637,254

期首現在純資産額

101,934,130,373

期末現在純資産額

158,988,726,897

NGF-EEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2025年10月31日現在

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託			日本円	日本円	%
461,476	BLACKROCK STR EMMK EQ FD I2 USD ACC	米ドル	10,537,324,365	12,975,172,238	8.16
2,481,602	MACQUARIE EM MRKTS SI USD ACC	米ドル	3,360,832,035	7,148,319,672	4.52
713,162	MAN FD-MAN SYS EMG MKT EQ I USD ACC	米ドル	14,168,083,358	25,583,909,677	16.09
538,319	MFS INV FD BLEND RES EM EQ USD ACC	米ドル	7,695,826,066	12,758,434,484	8.02
1,373,095	MSIF EMG LEADERS EQ FD Z USD ACC	米ドル	9,358,691,524	10,935,234,454	6.88
2,633,618	PACIFIC NTH STH EM ALL CAP EQ I ACC	米ドル	5,237,279,083	8,018,279,582	5.04
277,543	PZENA EMRG MKT VALUE FD USD A ACC	米ドル	5,313,094,653	9,634,787,528	6.06
413,117	RBC EMER MKT VALUE O2 USD ACC	米ドル	4,773,597,309	8,145,771,615	5.12
785,916	ROBEKO QI EM MK EN IND EQ I USD ACC	米ドル	21,101,705,071	27,384,085,874	17.22
1,408,233	VISIONFUND-EME MARKETS EQ N USD ACC	米ドル	18,427,627,941	25,679,744,889	16.15
280,326	VONTOBEL FD-MTX EMG MKT LEAD I ACC	米ドル	6,885,996,634	9,639,995,492	6.06
オープン・エンド型投資信託合計			106,860,058,039	157,903,735,505	99.32
投資有価証券合計			106,860,058,039	157,903,735,505	99.32

投資有価証券の分類
2025年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	64.11
	ファンド運用活動	8.02
		72.13
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	27.19
		27.19
投資有価証券合計		99.32

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-EEトレーディング・リミテッド

（2025年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで日本円に換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

NGF-GBトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2025年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価332,734,446,015円）	380,596,637,449
銀行預金	3,611,152,678
投資証券発行に係る未収金	392,060,984

資産合計

384,599,851,111

負債

投資有価証券購入未払金	740,400,139
投資証券買戻に係る未払金	519,008,431

負債合計

1,259,408,570

純資産合計

383,340,442,541

発行済投資証券口数	239,388,713,019口
1口当たり純資産価格	1.6013

NGF-GBトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書 2025年10月31日終了年度

(日本円で表示)

日本円

収益

銀行利息	56,311,496
投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	24,121,327

収益合計

80,432,823

費用

保管費用	11,203,959
取引費用	189,061
その他の費用	33,066

費用合計

11,426,086

投資純（損）益

69,006,737

以下に係る実現純（損）益

投資有価証券	18,731,432,959
外国為替	(366,494,780)

投資純（損）益および当期実現純（損）益

18,433,944,916

以下に係る未実現評価（損）益の純変動

投資有価証券	12,822,675,654
--------	----------------

運用による純資産の純増（減）

31,256,620,570

資本の変動

投資証券発行手取額	55,578,384,131
投資証券買戻支払額	(61,910,853,060)

資本の純変動

(6,332,468,929)

期首現在純資産額

358,416,290,900

期末現在純資産額

383,340,442,541

NGF-GBトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2025年10月31日現在
--

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託			日本円	日本円	%
2,757,380	BLUEBAY INVT GR EURO GV Q EUR ACC	ユーロ	41,666,871,864	53,434,820,887	13.94
19,291,201	DODGE & COX GLOBAL BOND-USD ACC	米ドル	41,629,488,059	44,724,294,617	11.67
2,878,848	FAST-GLOBAL BD EX JAP FD R ACC USD	米ドル	42,496,688,257	44,450,650,211	11.60
1,878,446	MFS MERIDIAN US TR BONDS IS1 FD ACC	米ドル	45,627,832,084	56,924,346,255	14.85
3,463,684	NATIXIS LS US CORE PLUS BD S2A ACC	米ドル	52,636,224,688	56,953,541,647	14.86
22,095,810	RAYMOND JAMES REAM UNC BD A USD ACC	米ドル	43,921,069,360	49,658,630,472	12.95
1,607,901	SCHRODER ISF EUR CORP BD X1 EUR ACC	ユーロ	26,062,299,613	29,878,238,661	7.78
2,616,445	VISIONFUND-GLOBAL AGGREGATE BONDS N USD	米ドル	38,693,972,090	44,572,114,699	11.63
オープン・エンド型投資信託合計			332,734,446,015	380,596,637,449	99.28
投資有価証券合計			332,734,446,015	380,596,637,449	99.28

投資有価証券の分類 2025年10月31日現在
--

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	87.61
		87.61
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	11.67
		11.67
投資有価証券合計		99.28

(*) 百分率で表示された純資産合計に対する純資産合計の比率

NGF-GBトレーディング・リミテッド

（2025年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで日本円に換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

NGF-HYBトレーディング・リミテッド

純資産計算書
2025年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価110,341,071,160円）	146,791,983,029
銀行預金	1,446,969,714
投資有価証券売却未収金	1,074,783,352
投資証券発行に係る未収金	153,432,156

資産合計

149,467,168,251

負債

投資有価証券購入未払金	1,079,750,203
投資証券買戻に係る未払金	156,057,196

負債合計

1,235,807,399

純資産額

148,231,360,852

発行済投資証券口数	57,856,084,007口
1口当たり純資産価格	2.5621

NGF-HYBトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2025年10月31日終了年度

（日本円で表示）

日本円

収益

投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	48,124,193
銀行利息	35,375,154

収益合計

83,499,347

費用

保管費用	4,540,878
取引費用	191,202
その他の費用	46,981

費用合計

4,779,061

投資純（損）益

78,720,286

以下に係る実現純（損）益

投資有価証券	16,921,850,386
外国為替	(166,923,045)

投資純（損）益および当期実現純（損）益

16,833,647,627

以下に係る未実現評価（損）益の純変動

投資有価証券	1,062,277,441
--------	---------------

運用による純資産の純増（減）

17,895,925,068

資本の変動

投資証券発行手取額	23,979,017,442
投資証券買戻支払額	(43,533,765,081)

資本の純変動

(19,554,747,639)

期首現在純資産額

149,890,183,423

期末現在純資産額

148,231,360,852

NGF-HYBトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表
2025年10月31日現在

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託			日本円	日本円	%
438,237	ASHMORE EM LOC CURRENCY I USD A ACC	米ドル	4,759,968,639	6,728,708,907	4.54
276,977	AXA WF-US DYNAM HIGH YIELD BD I ACC	米ドル	8,141,889,561	9,015,976,729	6.08
583,665	BARINGS EMG MKT LOC DEBT C USD ACC	米ドル	7,101,430,126	10,661,396,540	7.19
18,692	CANDRIAM BONDS EUR HI YLD V EUR ACC	ユーロ	5,128,644,844	8,310,100,145	5.61
3,935,517	GS EM MARKETS DEBT PTF I USD ACC	米ドル	7,647,701,591	11,497,596,210	7.76
4,125,682	MSIF EMG MK DB OPP Z USD ACC	米ドル	6,412,102,594	9,513,979,924	6.42
4,416,301	NB IF BRM EM DB HARD CRCY I ACC	米ドル	7,162,927,664	12,037,060,769	8.12
286,711	NOMURA IRL-US HIGH YLD BD I USD ACC	米ドル	15,041,911,086	19,098,100,691	12.88
3,291,752	PIMCO GIS EMER LOC BD INS USD ACC	米ドル	8,607,275,537	8,799,355,891	5.94
301,480	SCHRODER ISF EUR HIGH YIELD IZ ACC	ユーロ	6,665,405,027	10,530,269,561	7.10
548,485	VANGUARD EM BD FD IP USD ACC	米ドル	8,108,141,097	12,112,483,224	8.17
979,397	VISIONFUND-US HIGH YIELD BOND N USD	米ドル	15,564,455,030	17,124,007,219	11.55
685,965	VISIONFUND-US HIGH YIELD OPPOR N USD	米ドル	9,999,218,364	11,362,947,219	7.67
オープン・エンド型投資信託合計			110,341,071,160	146,791,983,029	99.03
投資有価証券合計			110,341,071,160	146,791,983,029	99.03

投資有価証券の分類
2025年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	56.73
		56.73
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	42.30
		42.30
投資有価証券合計		99.03

（*）百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-HYBトレーディング・リミテッド

（2025年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで日本円に換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

純資産計算書
2025年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価302,281,040,784円）	326,572,505,058
銀行預金	7,694,039,450
投資証券発行に係る未収金	412,145,068

資産合計

334,678,689,576

負債

為替予約契約に係る未実現純評価損	6,954,096,652
投資証券買戻に係る未払金	413,053,972

負債合計

7,367,150,624

純資産額

327,311,538,952

発行済投資証券口数	431,555,386,954口
1口当たり純資産価格	0.7584

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2025年10月31日終了年度

(日本円で表示)

日本円

収益

投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	85,222,787
銀行利息	57,061,716

収益合計

142,284,503

費用

投資先ファンドの管理報酬	154,987,932
保管費用	7,964,215
取引費用	5,462,014
その他の費用	44,893

費用合計

168,459,054

投資純（損）益

(26,174,551)

以下に係る実現純（損）益

投資有価証券	8,978,169,649
外国為替	48,713,325
為替予約契約	(11,292,397,289)

投資純（損）益および当期実現純（損）益

(2,291,688,866)

以下に係る未実現評価（損）益の純変動

投資有価証券	10,740,716,700
為替予約契約	496,845,730

運用による純資産の純増（減）

8,945,873,564

資本の変動

投資証券発行手取額	66,841,671,323
投資証券買戻支払額	(27,415,966,958)

資本の純変動

39,425,704,365

期首現在純資産額

278,939,961,023

期末現在純資産額

327,311,538,952

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表

2025年10月31日現在

（日本円で表示）

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率(*1)
	オープン・エンド型投資信託		日本円	日本円	%
683,839	BH-DG SYSTEMATIC TRAD FD I USD	米ドル	16,000,957,258	15,973,161,350	4.88
(*2)	BLACKROCK ST ALPHA FD B1 JPY ACQ	日本円	10,000,000,000	10,000,000,000	3.06
42,000	BLACKROCK ST ALPHA FD B1 SER3 ACC	米ドル	6,218,314,200	6,478,501,236	1.98
176,806	BLACKROCK STR EUR AB - I2E ACC	ユーロ	3,992,977,614	5,576,167,118	1.70
1,341,680	BLUEBAY GLB SOV OPP LTD S JPY ACC	日本円	12,779,158,155	13,834,455,279	4.23
95,666	CAPULA VOLAT OPFR FD S150 APR24 JPY	日本円	965,161,991	974,142,673	0.30
700,000	CAPULA VOLAT OPFR FD S150 DEC22 JPY	日本円	7,000,000,000	6,422,874,773	1.96
300,000	CAPULA VOLAT OPFR FD S150 JUL25 JPY	日本円	3,000,000,000	2,977,560,357	0.91
80,000	CAPULA VOLAT OPFR FD S150 MAR24 JPY	日本円	800,000,000	806,128,953	0.24
193,000	CAPULA VOLAT OPFR FD S150 OCT23 JPY	日本円	1,930,000,000	1,844,574,183	0.56
130,000	CAPULA VOLAT OPFR FD S150 SEP25 JPY	日本円	1,300,000,000	1,300,000,000	0.40
428,240	COREMONT BRE HOW AB RT GV-A2JPY ACC	日本円	4,250,000,000	4,262,733,373	1.30
1,241,356	COREMONT BRE HOW AB RT GV-AMJPY ACC	日本円	12,613,024,221	12,427,554,118	3.80
122,779	DISCUS FEEDER JPY1.5x STAND LEV ACC	日本円	12,277,933,029	12,277,933,030	3.75
10,636,197	FERMAT UCITS CAT BD INST II USD ACC	米ドル	16,928,449,464	19,799,166,779	6.05
2,170,143	FULCRUM DIVERS ABS RET I JPY ACC	日本円	21,554,149,238	22,777,824,181	6.96
947,484	FULCRUM UCITS EQ DISPERS I JPY ACC	日本円	9,435,000,000	9,811,725,361	3.00
1,185,667	GL REACH M ST GRAHAM MAC J USD ACC	米ドル	21,898,682,013	23,555,948,487	7.20
134,124	HELIUM SELECTION-A JPY FD ACC	日本円	13,614,668,970	14,551,819,617	4.45
1,015,516	JPMORG FDS-EUR EQ ABS ALPHA X ACC	日本円	10,885,443,052	12,997,592,637	3.97
83,571	K2 ACTURAY CLE USD SEP23 301 S1 ACC	米ドル	15,706,715,465	19,313,377,546	5.90
12,027	K2 ACTURAY EUR I USD OCT24 S567 ACC	米ドル	1,990,205,600	2,296,510,202	0.70
567,452	LMY-HBK DIV ST UCITS B FD USD ACC	米ドル	9,530,632,083	10,149,920,075	3.10
934,309	LMY-HBK DIV ST UC-JPY X1 ACC FD	日本円	14,000,000,000	14,784,444,281	4.52
875,000	LMY-MW TOP MKT NEUT B UCITS USD ACC	米ドル	27,618,163,637	33,302,306,029	10.17
6,751	LUX INVEST FUND US EQUITY PLUS A (*3)	米ドル	977,612,480	-	-
639,102	ML INVECOMIC US EQ L/S IP USD ACC	米ドル	14,828,816,209	14,318,058,117	4.37
1,208,530	MONTLAKE ALPHAQ UCIT-USDF INST ACC	米ドル	14,539,327,108	13,744,549,963	4.20
(*4)	RV CAPITAL UCITS ASIA OPP C USD ACQ	米ドル	1,047,970,490	1,079,750,206	0.33
9,707	RV CAPITAL UCITS ASIA OPP C USD DIS	米ドル	14,597,678,507	18,933,725,134	5.78
	オープン・エンド型投資信託合計		302,281,040,784	326,572,505,058	99.77
	投資有価証券合計		302,281,040,784	326,572,505,058	99.77

(*1) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

(*2) NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッドは、2025年10月31日付で10,000,000,000円のBLACKROCK ALPHA FD B1 JPY ACQの受益証券の取得申込みを行った。当該取得申込みにより、NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッドは、2025年11月21日の受渡日に、受益証券100,000口を受領した。

(*3) Luxembourg Investment Fund US Equity Plus Aはその資産の実質的にすべてを、バーナード L. マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー（「BMIS」）に割り当てていたと見られる。2008年12月11日、バーナード・マドフ（Bernard Madoff）はポンジー・スキームを行った容疑により詐欺罪で逮捕された。バーナード・マドフの資産は凍結され、管財人が指名された。したがって、管理会社の取締役会は、Luxembourg Investment Fund US Equity Plusへのサブ・ファンドの投資価値を2009年5月25日付の純資産総額から時価の100%減額することを決定した。長引くことが予想されるが、資金回収に関連して訴訟および行政手続が現在進行している。現段階でファンドの回復についての明確な情報は無い。管理会社の取締役会は、引き続き状況を監視していく。

(*4) NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッドは、2025年10月31日付で7,000,000米ドルのRV CAPITAL UCITS ASIA OPP C USD ACQの受益証券の取得申込みを行った。当該取得申込みにより、NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッドは、2025年11月3日の受渡日に、受益証券541,887口を受領した。

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

投資有価証券の分類

2025年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	42.96
		42.96
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	27.93
		27.93
ケイマン諸島		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	28.88
		28.88
投資有価証券合計		99.77

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド

（2025年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで日本円に換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

6 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間にわたり決算日現在の適切な先物相場で評価される。為替予約契約による未実現評価損益および実現損益の純変動は、運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド

純資産計算書
2025年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額(取得原価66,958,222,940円)	81,875,381,093
銀行預金	618,052,028
投資証券発行に係る未収金	86,418,801

資産合計 82,579,851,922**負債**

投資証券買戻に係る未払金	92,691,941
--------------	------------

負債合計 92,691,941**純資産額** 82,487,159,981

発行済投資証券口数	46,194,408,597口
1口当たり純資産価格	1.7857

NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書 2025年10月31日終了年度

（日本円で表示）

日本円

収益

投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	65,394,768
銀行利息	11,918,116

収益合計

77,312,884

費用

保管費用	2,154,694
取引費用	205,657
その他の費用	3,046,252

費用合計

5,406,603

投資純（損）益

71,906,281

以下に係る実現純（損）益

投資有価証券	5,201,599,727
外国為替	(44,011,478)

投資純（損）益および当期実現純（損）益

5,229,494,530

以下に係る未実現評価（損）益の純変動

投資有価証券	(2,870,535,454)
--------	-----------------

運用による純資産の純増（減）

2,358,959,076

資本の変動

投資証券発行手取額	16,717,101,073
投資証券買戻支払額	(5,313,596,331)

資本の純変動

11,403,504,742

期首現在純資産額

68,724,696,163

期末現在純資産額

82,487,159,981

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2025年10月31日現在

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託			日本円	日本円	%
831,806	AXA WF- GLOBAL REAL ESTATE I ACC	米ドル	12,331,229,302	16,443,712,582	19.93
3,187,695	JANUS HENDERSO-GLB PR EQ USD G2 ACC	米ドル	6,336,023,399	8,580,201,432	10.41
395,202	NORDEA 1-GLB REAL EST FD BI USD ACC	米ドル	11,585,442,567	14,799,780,961	17.94
495,493.30	PGIM GL SL RL ES SEC - USD I ACC	米ドル	11,253,380,999	11,974,494,799	14.52
752,893	RESOLUTION CAP CCF GL PRP I USD ACC	米ドル	9,443,115,841	12,805,814,074	15.52
1,068,722	VISIONFD-GLOBAL REAL ESTATE EQ N USD	米ドル	16,009,030,832	17,271,377,245	20.94
オープン・エンド型投資信託合計			66,958,222,940	81,875,381,093	99.26
投資有価証券合計			66,958,222,940	81,875,381,093	99.26

投資有価証券の分類 2025年10月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	69.22
		69.22
アイルランド		
	ファンド運用活動	15.52
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	14.52
		30.04
投資有価証券合計		99.26

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド

(2025年10月31日現在)

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで日本円に換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

純資産計算書

2025年10月31日現在

(日本円で表示)

日本円

資産

投資有価証券、純資産総額（取得原価77,423,999,055円）	89,272,122,660
銀行預金	908,849,853
投資証券発行に係る未収金	121,966,415

資産合計

90,302,938,928

負債

投資有価証券購入未払金	401,050,075
投資証券買戻に係る未払金	106,957,594

負債合計

508,007,669

純資産額

89,794,931,259

発行済投資証券口数	55,365,338,492口
1口当たり純資産価格	1.6219

NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

運用計算書および純資産変動計算書
2025年10月31日終了年度

(日本円で表示)

日本円

収益

銀行利息	25,122,627
投資先ファンドのTER（総費用比率）の返戻金	3,469,080
その他の収益	7,335,133

収益合計

35,926,840

費用

保管費用	6,933,864
取引費用	194,079
その他の費用	56,230

費用合計

7,184,173

投資純（損）益

28,742,667

以下に係る実現純（損）益

投資有価証券	8,720,130,639
外国為替	63,517,951

投資純（損）益および当期実現純（損）益

8,812,391,257

以下に係る未実現評価（損）益の純変動

投資有価証券	2,055,455,331
--------	---------------

運用による純資産の純増（減）

10,867,846,588

資本の変動

投資証券発行手取額	17,257,001,785
投資証券買戻支払額	(21,883,192,825)

資本の純変動

(4,626,191,040)

期首現在純資産額

83,553,275,711

期末現在純資産額

89,794,931,259

NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

投資有価証券明細表 2025年10月31日現在
--

(日本円で表示)

口数	銘柄	通貨	取得原価	純資産総額	比率*
オープン・エンド型投資信託			日本円	日本円	%
6,803,360	GS-GSQARTIX MOD STRAT FD Z USD ACC	米ドル	15,012,083,398	16,969,412,393	18.90
4,725,596	L&G ENHANCED COMM UCITS ETF USD	米ドル	9,631,293,333	10,890,114,429	12.13
4,524,072	L&G LONG DATED ALL COMMOD USD	米ドル	14,498,522,418	17,827,324,578	19.85
6,374,854	NB COMMODITIES I5 USD ACC	米ドル	9,691,178,849	11,023,033,212	12.28
9,401,803	PIMCO GIS GL RL RTN INST USD CE ACC	米ドル	14,673,086,874	16,039,526,677	17.86
5,897,702	UBS BBG COMM CMC1 SF UCITS ETF USD	米ドル	13,917,834,183	16,522,711,371	18.40
オープン・エンド型投資信託合計			77,423,999,055	89,272,122,660	99.42
投資有価証券合計			77,423,999,055	89,272,122,660	99.42

投資有価証券の分類 2025年10月31日現在
--

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
アイルランド		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	80.52
		80.52
ルクセンブルグ		
	トラスト、ファンドおよび類似金融エンティティ	18.90
		18.90
投資有価証券合計		99.42

(*) 百分率で表示された純資産額に対する純資産総額の比率

NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

（2025年10月31日現在）

重要な会計方針

1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2 投資有価証券および金融商品の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の純資産総額で評価する（または当該日現在で純資産総額が入手できない場合はその直前の日現在における純資産総額を使用する。）。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

3 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

4 受取配当金

配当金は、配当落ち日に収益として計上される。

5 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで日本円に換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価で生じる未実現為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算に直接計上される。

(2) 【2024年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2024年10月31日現在

結合計算書

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 1,662,373,624,610円）	2.3	2,256,292,713,518
投資有価証券売却に係る未収金		2,826,215,655
受益証券発行に係る未収金		1,564,882,512
その他の資産		1,146,584
資産合計		2,260,684,958,269
負債		
買戻しに係る未払金		2,826,215,655
投資有価証券購入に係る未払金		1,564,882,512
未払投資運用報酬	6	280,545,980
未払投資助言報酬	8	209,918,424
未払管理事務代行報酬	7	171,735,922
未払管理報酬	4	57,247,562
未払代行協会員報酬	10	57,246,794
未払販売報酬	5	57,246,022
未払専門家報酬		30,355,015
未払保管報酬	9	19,084,750
未払印刷および公告費		14,830,126
未払受託報酬	3	1,721,250
未払弁護士報酬		950,049
その他の未払費用		63,405
負債合計		5,292,043,466
純資産額		2,255,392,914,803

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2024年10月31日現在

日本大型株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 361,697,235,991円）	2.3	550,703,513,138
投資有価証券売却に係る未収金		684,414,465
受益証券発行に係る未収金		360,353,840
資産合計		551,748,281,443
負債		
買戻しに係る未払金		684,414,465
投資有価証券購入に係る未払金		360,353,840
未払投資運用報酬	6	68,630,294
未払投資助言報酬	8	51,352,559
未払管理事務代行報酬	7	42,011,903
未払管理報酬	4	14,004,535
未払代行協会員報酬	10	14,004,344
未払販売報酬	5	14,004,153
未払保管報酬	9	4,668,737
未払専門家報酬		3,449,569
未払印刷および公告費		3,148,243
未払弁護士報酬		296,893
未払受託報酬	3	191,250
その他の未払費用		7,045
負債合計		1,260,537,830
純資産額		550,487,743,613
発行済受益証券口数		258,778,655,299
1口当たり純資産価格		2.1273

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2024年10月31日現在

日本小型株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 55,446,251,168円）	2.3	72,991,074,250
投資有価証券売却に係る未収金		92,807,094
受益証券発行に係る未収金		46,454,804
その他の資産		205,683
資産合計		73,130,541,831
負債		
買戻しに係る未払金		92,807,094
投資有価証券購入に係る未払金		46,454,804
未払投資運用報酬	6	9,140,249
未払投資助言報酬	8	6,839,185
未払管理事務代行報酬	7	5,595,182
未払専門家報酬		2,896,686
未払管理報酬	4	1,865,131
未払代行協会員報酬	10	1,865,106
未払販売報酬	5	1,865,080
未払印刷および公告費		1,092,314
未払保管報酬	9	621,780
未払受託報酬	3	191,250
その他の未払費用		7,045
負債合計		171,240,906
純資産額		72,959,300,925
発行済受益証券口数		32,308,055,469
1口当たり純資産価格		2.2582

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2024年10月31日現在

グローバル株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 349,989,649,918円）	2.3	591,140,832,898
投資有価証券売却に係る未収金		790,762,081
受益証券発行に係る未収金		381,208,205
資産合計		592,312,803,184
負債		
買戻しに係る未払金		790,762,081
投資有価証券購入に係る未払金		381,208,205
未払投資運用報酬	6	74,411,750
未払投資助言報酬	8	55,678,564
未払管理事務代行報酬	7	45,551,072
未払管理報酬	4	15,184,302
未払代行協会員報酬	10	15,184,095
未払販売報酬	5	15,183,890
未払保管報酬	9	5,062,035
未払印刷および公告費		3,802,662
未払専門家報酬		3,518,679
未払弁護士報酬		565,040
未払受託報酬	3	191,250
その他の未払費用		7,045
負債合計		1,406,310,670
純資産額	14	590,906,492,514
発行済受益証券口数		182,627,959,365
1口当たり純資産価格	14	3.2356

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2024年10月31日現在

エマージング株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 75,328,300,934円）	2.3	101,934,353,531
投資有価証券売却に係る未収金		110,455,559
受益証券発行に係る未収金		99,131,083
その他の資産		176,525
資産合計		102,144,116,698
負債		
買戻しに係る未払金		110,455,559
投資有価証券購入に係る未払金		99,131,083
未払投資運用報酬	6	12,814,133
未払投資助言報酬	8	9,588,164
未払管理事務代行報酬	7	7,844,152
未払専門家報酬		3,518,679
未払管理報酬	4	2,614,816
未払代行協会員報酬	10	2,614,782
未払販売報酬	5	2,614,744
未払印刷および公告費		1,134,881
未払保管報酬	9	871,703
未払受託報酬	3	191,250
その他の未払費用		7,045
負債合計		253,400,991
純資産額		101,890,715,707
発行済受益証券口数		55,485,652,174
1口当たり純資産価格		1.8363

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2024年10月31日現在

グローバル債券ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額(取得原価 301,674,554,065円)	2.3	358,415,135,567
投資有価証券売却に係る未収金		462,355,866
受益証券発行に係る未収金		235,480,830
資産合計		359,112,972,263
負債		
買戻しに係る未払金		462,355,866
投資有価証券購入に係る未払金		235,480,830
未払投資運用報酬	6	44,125,428
未払投資助言報酬	8	33,016,851
未払管理事務代行報酬	7	27,011,363
未払管理報酬	4	9,004,142
未払代行協会員報酬	10	9,004,021
未払販売報酬	5	9,003,903
未払専門家報酬		3,518,679
未払保管報酬	9	3,001,732
未払印刷および公告費		1,760,182
未払受託報酬	3	191,250
未払弁護士報酬		88,116
その他の未払費用		7,045
負債合計		837,569,408
純資産額		358,275,402,855
発行済受益証券口数		285,459,587,980
1口当たり純資産価格		1.2551

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2024年10月31日現在

ハイイールド債券ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 111,734,279,555円）	2.3	149,889,990,561
投資有価証券売却に係る未収金		188,517,522
受益証券発行に係る未収金		92,537,204
その他の資産		129,891
資産合計		150,171,175,178
負債		
買戻しに係る未払金		188,517,522
投資有価証券購入に係る未払金		92,537,204
未払投資運用報酬	6	18,603,988
未払投資助言報酬	8	13,920,424
未払管理事務代行報酬	7	11,388,405
未払管理報酬	4	3,796,282
未払代行協会員報酬	10	3,796,231
未払販売報酬	5	3,796,180
未払専門家報酬		3,518,679
未払印刷および公告費		1,380,813
未払保管報酬	9	1,265,572
未払受託報酬	3	191,250
その他の未払費用		7,045
負債合計		342,719,595
純資産額		149,828,455,583
発行済受益証券口数		78,111,395,090
1口当たり純資産価格		1.9181

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2024年10月31日現在

オルタナティブ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 286,920,008,019円）	2.3	278,939,627,332
投資有価証券売却に係る未収金		316,916,878
受益証券発行に係る未収金		227,503,827
その他の資産		225,494
資産合計		279,484,273,531
負債		
買戻しに係る未払金		316,916,878
投資有価証券購入に係る未払金		227,503,827
未払投資運用報酬	6	34,104,924
未払投資助言報酬	8	25,519,018
未払管理事務代行報酬	7	20,877,333
未払管理報酬	4	6,959,382
未払代行協会会員報酬	10	6,959,291
未払販売報酬	5	6,959,201
未払専門家報酬		3,518,679
未払保管報酬	9	2,320,063
未払印刷および公告費		602,185
未払受託報酬	3	191,250
その他の未払費用		7,045
負債合計		652,439,076
純資産額		278,831,834,455
発行済受益証券口数		442,447,360,763
1口当たり純資産価格		0.6302

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2024年10月31日現在

不動産（REIT）ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 50,063,816,140円）	2.3	68,724,890,141
投資有価証券売却に係る未収金		88,407,101
受益証券発行に係る未収金		45,440,540
その他の資産		212,170
資産合計		68,858,949,952
負債		
買戻しに係る未払金		88,407,101
投資有価証券購入に係る未払金		45,440,540
未払投資運用報酬	6	8,677,780
未払投資助言報酬	8	6,493,144
未払管理事務代行報酬	7	5,312,089
未払専門家報酬		2,896,686
未払管理報酬	4	1,770,759
未払代行協会員報酬	10	1,770,735
未払販売報酬	5	1,770,712
未払印刷および公告費		931,011
未払保管報酬	9	590,318
未払受託報酬	3	191,250
その他の未払費用		7,045
負債合計		164,259,170
純資産額	14	68,694,690,782
発行済受益証券口数		47,265,582,040
1口当たり純資産価格	14	1.4534

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

純資産計算書

2024年10月31日現在

コモディティ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
資産		
投資有価証券、純資産総額（取得原価 69,519,528,820円）	2.3	83,553,296,100
投資有価証券売却に係る未収金		91,579,089
受益証券発行に係る未収金		76,772,179
その他の資産		196,821
資産合計		83,721,844,189
負債		
買戻しに係る未払金		91,579,089
投資有価証券購入に係る未払金		76,772,179
未払投資運用報酬	6	10,037,434
未払投資助言報酬	8	7,510,515
未払管理事務代行報酬	7	6,144,423
未払専門家報酬		3,518,679
未払管理報酬	4	2,048,213
未払代行協会員報酬	10	2,048,189
未払販売報酬	5	2,048,159
未払印刷および公告費		977,835
未払保管報酬	9	682,810
未払受託報酬	3	191,250
その他の未払費用		7,045
負債合計		203,565,820
純資産額		83,518,278,369
発行済受益証券口数		70,769,833,318
1口当たり純資産価格		1.1801

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2024年10月31日終了年度

結合計算書

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
投資助言報酬	8	3,317,080,572
投資運用報酬	6	3,296,941,560
販売報酬	5	2,537,970,067
管理事務代行報酬	7	1,962,838,527
管理報酬	4	631,156,614
代行協会員報酬	10	631,132,818
保管報酬	9	210,406,473
専門家報酬		31,407,811
弁護士報酬		26,205,871
印刷および公告費		25,901,892
受託報酬	3	20,497,014
登録料		4,221,990
その他の報酬		744,431
費用合計		12,696,505,640
投資純損失		(12,696,505,640)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	92,147,567,388
外国為替	2.6	(56,376)
投資純損失および当期実現利益		79,451,005,372
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	274,929,141,587
運用による純資産の純増加		354,380,146,959
資本の変動		
受益証券発行手取額		439,208,702,181
受益証券買戻支払額		(305,068,305,813)
資本の純変動		134,140,396,368
期首現在純資産額		1,766,872,371,476
期末現在純資産額		2,255,392,914,803

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2024年10月31日終了年度

日本大型株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資助言報酬	8	823,596,378
投資運用報酬	6	818,145,870
販売報酬	5	630,660,395
管理事務代行報酬	7	487,273,901
管理報酬	4	156,697,803
代行協会員報酬	10	156,691,889
保管報酬	9	52,237,933
印刷および公告費		4,647,391
弁護士報酬		3,740,757
専門家報酬		3,568,452
受託報酬	3	2,277,446
登録料		469,110
その他の報酬		83,543
費用合計		3,140,090,868
投資純損失		(3,140,090,868)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	25,310,680,415
外国為替	2.6	(6,950)
投資純損失および当期実現利益		22,170,582,597
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	81,606,437,668
運用による純資産の純増加		103,777,020,265
資本の変動		
受益証券発行手取額		96,141,236,902
受益証券買戻支払額		(71,361,144,964)
資本の純変動		24,780,091,938
期首現在純資産額		421,930,631,410
期末現在純資産額		550,487,743,613

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2024年10月31日終了年度

日本小型株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資助言報酬	8	106,841,786
投資運用報酬	6	106,178,736
販売報酬	5	81,780,388
管理事務代行報酬	7	63,193,331
管理報酬	4	20,317,063
代行協会員報酬	10	20,316,283
保管報酬	9	6,772,956
専門家報酬		3,001,832
弁護士報酬		2,383,115
受託報酬	3	2,277,446
印刷および公告費		1,794,153
登録料		469,110
その他の報酬		82,611
費用合計		415,408,810
投資純損失		(415,408,810)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	1,584,387,025
外国為替	2.6	(5,390)
投資純損失および当期実現利益		1,168,972,825
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	6,652,195,995
運用による純資産の純増加		7,821,168,820
資本の変動		
受益証券発行手取額		12,961,817,113
受益証券買戻支払額		(6,001,123,466)
資本の純変動		6,960,693,647
期首現在純資産額		58,177,438,458
期末現在純資産額		72,959,300,925

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2024年10月31日終了年度

グローバル株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資助言報酬	8	915,127,559
投資運用報酬	6	908,264,122
販売報酬	5	701,683,758
管理事務代行報酬	7	541,249,190
管理報酬	4	174,075,136
代行協会員報酬	10	174,068,591
保管報酬	9	58,031,015
印刷および公告費		4,913,944
弁護士報酬		3,890,188
専門家報酬		3,639,280
受託報酬	3	2,277,446
登録料		469,110
その他の報酬		82,611
費用合計		3,487,771,950
投資純損失		(3,487,771,950)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	48,527,833,599
外国為替	2.6	(8,065)
投資純損失および当期実現利益		45,040,053,584
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	106,371,182,242
運用による純資産の純増加		151,411,235,826
資本の変動		
受益証券発行手取額		106,452,514,873
受益証券買戻支払額		(121,962,207,098)
資本の純変動		(15,509,692,225)
期首現在純資産額		455,004,948,913
期末現在純資産額	14	590,906,492,514

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2024年10月31日終了年度

エマージング株式ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資助言報酬	8	141,537,464
投資運用報酬	6	140,968,074
販売報酬	5	107,827,013
管理事務代行報酬	7	84,022,608
管理報酬	4	27,035,210
代行協会員報酬	10	27,034,205
保管報酬	9	9,012,618
専門家報酬		3,639,280
弁護士報酬		2,457,408
受託報酬	3	2,277,446
印刷および公告費		1,967,124
登録料		469,110
その他の報酬		82,611
費用合計		548,330,171
投資純損失		(548,330,171)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	3,003,019,552
外国為替	2.6	(5,570)
投資純損失および当期実現利益		2,454,683,811
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	17,199,614,681
運用による純資産の純増加		19,654,298,492
資本の変動		
受益証券発行手取額		23,202,644,015
受益証券買戻支払額		(12,319,187,802)
資本の純変動		10,883,456,213
期首現在純資産額		71,352,961,002
期末現在純資産額		101,890,715,707

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2024年10月31日終了年度

グローバル債券ファンド

(日本円で表示)

	注	日本円
費用		
投資助言報酬	8	507,826,621
投資運用報酬	6	505,130,958
販売報酬	5	388,185,121
管理事務代行報酬	7	300,449,458
管理報酬	4	96,585,138
代行協会員報酬	10	96,581,500
保管報酬	9	32,198,232
専門家報酬		3,639,280
印刷および公告費		3,508,553
弁護士報酬		3,211,040
受託報酬	3	2,277,446
登録料		469,110
その他の報酬		82,611
費用合計		1,940,145,068
投資純損失		(1,940,145,068)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	4,362,002,372
外国為替	2.6	(6,894)
投資純損失および当期実現利益		2,421,850,410
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	30,755,121,337
運用による純資産の純増加		33,176,971,747
資本の変動		
受益証券発行手取額		65,963,751,930
受益証券買戻支払額		(28,152,662,312)
資本の純変動		37,811,089,618
期首現在純資産額		287,287,341,490
期末現在純資産額		358,275,402,855

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2024年10月31日終了年度

ハイイールド債券ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資助言報酬	8	232,472,699
投資運用報酬	6	230,791,347
販売報酬	5	178,295,624
管理事務代行報酬	7	137,324,259
管理報酬	4	44,142,343
代行協会員報酬	10	44,140,674
保管報酬	9	14,715,538
専門家報酬		3,639,283
弁護士報酬		2,618,341
印刷および公告費		2,294,415
受託報酬	3	2,277,446
登録料		469,110
その他の報酬		82,611
費用合計		893,263,690
投資純損失		(893,263,690)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	6,140,921,217
外国為替	2.6	(5,899)
投資純損失および当期実現利益		5,247,651,628
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	16,746,959,475
運用による純資産の純増加		21,994,611,103
資本の変動		
受益証券発行手取額		25,715,594,410
受益証券買戻支払額		(26,181,686,075)
資本の純変動		(466,091,665)
期首現在純資産額		128,299,936,145
期末現在純資産額		149,828,455,583

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2024年10月31日終了年度

オルタナティブ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資助言報酬	8	381,705,250
投資運用報酬	6	380,357,803
販売報酬	5	290,950,604
管理事務代行報酬	7	226,047,127
管理報酬	4	72,657,933
代行協会員報酬	10	72,655,174
保管報酬	9	24,221,647
専門家報酬		3,639,284
印刷および公告費		3,180,361
弁護士報酬		3,125,659
受託報酬	3	2,277,446
登録料		469,110
その他の報酬		82,611
費用合計		1,461,370,009
投資純損失		(1,461,370,009)
以下に係る実現純（損失）		
投資有価証券	2.3	(772,720,601)
外国為替	2.6	(6,800)
投資純損失および当期実現損失		(2,234,097,410)
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	731,041,650
運用による純資産の純減少		(1,503,055,760)
資本の変動		
受益証券発行手取額		72,438,975,123
受益証券買戻支払額		(22,145,431,587)
資本の純変動		50,293,543,536
期首現在純資産額		230,041,346,679
期末現在純資産額		278,831,834,455

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2024年10月31日終了年度

不動産（REIT）ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資助言報酬	8	102,516,320
投資運用報酬	6	102,124,858
販売報酬	5	78,108,116
管理事務代行報酬	7	60,811,063
管理報酬	4	19,559,922
代行協会員報酬	10	19,559,186
保管報酬	9	6,520,578
専門家報酬		3,001,836
弁護士報酬		2,377,382
受託報酬	3	2,277,446
印刷および公告費		1,757,521
登録料		469,110
その他の報酬		82,611
費用合計		399,165,949
投資純損失		(399,165,949)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	2,877,073,397
外国為替	2.6	(5,376)
投資純損失および当期実現利益		2,477,902,072
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	13,329,921,691
運用による純資産の純増加		15,807,823,763
資本の変動		
受益証券発行手取額		11,168,727,338
受益証券買戻支払額		(11,383,924,379)
資本の純変動		(215,197,041)
期首現在純資産額		53,102,064,060
期末現在純資産額	14	68,694,690,782

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2024年10月31日終了年度

コモディティ・ファンド

（日本円で表示）

	注	日本円
費用		
投資助言報酬	8	105,456,495
投資運用報酬	6	104,979,792
販売報酬	5	80,479,048
管理事務代行報酬	7	62,467,590
管理報酬	4	20,086,066
代行協会員報酬	10	20,085,316
保管報酬	9	6,695,956
専門家報酬		3,639,284
弁護士報酬		2,401,981
受託報酬	3	2,277,446
印刷および公告費		1,838,430
登録料		469,110
その他の報酬		82,611
費用合計		410,959,125
投資純損失		(410,959,125)
以下に係る実現純（損）益		
投資有価証券	2.3	1,114,370,412
外国為替	2.6	(5,432)
投資純損失および当期実現利益		703,405,855
以下に係る未実現評価益の純変動		
投資有価証券	2.3	1,536,666,848
運用による純資産の純増加		2,240,072,703
資本の変動		
受益証券発行手取額		25,163,440,477
受益証券買戻支払額		(5,560,938,130)
資本の純変動		19,602,502,347
期首現在純資産額		61,675,703,319
期末現在純資産額		83,518,278,369

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興グローバル・ファンズ

財務書類に対する注記

2024年10月31日現在

注1．活動

日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立された、ケイマン諸島のシリーズ・ユニット・トラストの集合体である。

2024年10月31日現在、以下の9本のサブ・ファンドおよびそれぞれのトレーディング・カンパニー（以下、各々を「トレーディング・カンパニー」、総称して「トレーディング・カンパニーズ」という。）が運用されていた。

サブ・ファンド	関連するトレーディング・カンパニー
日本大型株式ファンド	NGF-JLCEトレーディング・リミテッド
日本小型株式ファンド	NGF-JSCEトレーディング・リミテッド
グローバル株式ファンド	NGF-GEトレーディング・リミテッド
エマージング株式ファンド	NGF-EEトレーディング・リミテッド
グローバル債券ファンド	NGF-GBトレーディング・リミテッド
ハイールド債券ファンド	NGF-HYBトレーディング・リミテッド
オルタナティブ・ファンド	NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド
不動産（REIT）ファンド	NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド
コモディティ・ファンド	NGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド

2024年10月31日現在、運用中のサブ・ファンドは、基本信託証券および各個別の信託証券に従って構成されていた。

各サブ・ファンドの投資目的は、分散投資を通じて、長期に亘り投資元本の最適な増加を達成することである。

日本大型株式ファンド

日本大型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JLCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JLCEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JLCEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JLCEトレーディングの投資証券は日本大型株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本大型株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-JLCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

日本小型株式ファンド

日本小型株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-JSCEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-JSCEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-JSCEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-JSCEトレーディングの投資証券は日本小型株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

日本小型株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-JSCEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

グローバル株式ファンド

グローバル株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-GEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-GEトレーディングの投資証券はグローバル株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

グローバル株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-GEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

エマージング株式ファンド

エマージング株式ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-EEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-EEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-EEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-EEトレーディングの投資証券はエマージング株式ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

エマージング株式ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-EEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

グローバル債券ファンド

グローバル債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-GBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-GBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-GBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-GBトレーディングの投資証券はグローバル債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

グローバル債券ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-GBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

ハイイールド債券ファンド

ハイイールド債券ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-HYBトレーディング・リミテッド（以下「NGF-HYBトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-HYBトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-HYBトレーディングの投資証券はハイイールド債券ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

ハイイールド債券ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-HYBトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

オルタナティブ・ファンド

オルタナティブ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-ALTERNATIVEトレーディング・リミテッド（以下「NGF-ALTERNATIVEトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-ALTERNATIVEトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-ALTERNATIVEトレーディングの投資証券はオルタナティブ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

オルタナティブ・ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-ALTERNATIVEトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

不動産（REIT）ファンド

不動産（REIT）ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッド（以下「NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングの投資証券は不動産（REIT）ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

不動産（REIT）ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-REAL ESTATE（REIT）トレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

コモディティ・ファンド

コモディティ・ファンドは、法律、債務負担その他の理由から、すべての資産を、一つのトレーディング・カンパニーであるNGF-COMMODITYトレーディング・リミテッド（以下「NGF-COMMODITYトレーディング」という。）を通じて投資を行う。NGF-COMMODITYトレーディングは、サブ・ファンドの受託者である受託会社によって、または受託会社の資格で受託会社のために完全所有されており、NGF-COMMODITYトレーディングの投資証券はコモディティ・ファンドの主要な資産（唯一の資産となる場合もある。）を形成する。

コモディティ・ファンドの財務書類は、別の財務書類で開示されているNGF-COMMODITYトレーディングの財務書類と併せて読まれるべきである。

注2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

2.2 純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の結合計算書

ファンドの結合財務書類は日本円で表示されている。純資産計算書の結合計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の結合計算書は、サブ・ファンドの純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書の合計である。

2.3 投資有価証券の評価

サブ・ファンドの各トレーディング・カンパニーへの投資は、管理事務代行会社によって計算された関連するトレーディング・カンパニーの純資産総額に基づき評価される。

未実現評価損益の純変動は、当期の投資有価証券の純資産総額の変動および（財務報告年度に実現された）前期の投資有価証券未実現評価損益の戻入れから構成される。

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、平均原価法を用いて計算される。

2.4 設立費用

設立費用は、全額償却済である。

2.5 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

2.6 外貨換算

日本円以外の通貨で表示されている資産および負債は、2024年10月31日の実勢為替レートで日本円に換算されている。日本円以外の通貨建の取引は、取引日の実勢為替レートにより日本円に換算されている。

外国為替取引の実現純損益は、当期の運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

純資産総額での組入証券の評価に関連して生じる未実現外国為替評価損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動の勘定科目に計上される。その他の外国為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

注3．受託報酬

受託会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.015%の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われ、下限を年間12,500米ドル、上限を年間15,000米ドルとする。

注4．管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注5．販売報酬

2024年7月31日までは、販売会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に基づき計算され、四半期毎に後払いで支払われる報酬(年率)を受領する権利を有した。かかる報酬は、全てのサブ・ファンドの純資産総額の合計額(以下「純資産総額の合計額」という。)に応じて適用される下記の料率で各評価日に計上され、計算された。

- ・ 純資産総額の合計額のうち3,000億円以下の部分：0.02%
- ・ 純資産総額の合計額のうち3,000億円を超え5,000億円以下の部分：0.07%
- ・ 純資産総額の合計額のうち5,000億円を超え1兆円以下の部分：0.12%
- ・ 純資産総額の合計額のうち1兆円を超える部分：0.22%

2024年8月1日以降は、販売会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注6．投資運用報酬

2024年7月31日までは、投資運用会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に基づき計算され、四半期毎に後払いで支払われる報酬(年率)を受領する権利を有した。かかる報酬は、純資産総額の合計額に応じて適用される下記の料率で各評価日に計上され、計算された。

- ・ 純資産総額の合計額のうち3,000億円以下の部分：0.30%
- ・ 純資産総額の合計額のうち3,000億円を超え5,000億円以下の部分：0.25%
- ・ 純資産総額の合計額のうち5,000億円を超え1兆円以下の部分：0.20%
- ・ 純資産総額の合計額のうち1兆円を超え1兆3,000億円以下の部分：0.10%
- ・ 純資産総額の合計額のうち1兆3,000億円を超える部分：0.08%

2024年8月1日以降は、投資運用会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.147%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注7．管理事務代行報酬

2024年7月31日までは、管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に基づき計算され、四半期毎に後払いで支払われる報酬(年率)を受領する権利を有した。かかる報酬は、純資産総額の合計額に応じて適用される下記の料率で各評価日に計上され、計算された。

- ・ 純資産総額の合計額のうち1兆3,000億円以下の部分：0.10%
- ・ 純資産総額の合計額のうち1兆3,000億円を超える部分：0.085%

2024年8月1日以降は、管理事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.09%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注8．投資助言報酬

2024年7月31日までは、各投資助言会社は、各サブ・ファンドの資産から、下記の通り、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる報酬を受領する権利を有した。

- ・ S M B C日興証券株式会社のために：サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.05%
- ・ S M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社（旧：日興グローバルラップ株式会社）のために：純資産総額の合計額のうち1兆3,000億円以下の部分はサブ・ファンドの純資産額に対して年率0.13%、純資産総額の合計額のうち1兆3,000億円を超える部分はサブ・ファンドの純資産額に対して年率0.115%

2024年8月1日以降は、S M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.11%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注9．保管報酬

保管会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注10．代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの純資産額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計上され、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、ファンドは、ケイマン諸島総督から、設定日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

11.2 その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性のある課税関係またはその他の帰結を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．関連会社取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、投資助言会社ならびに代行協会員および販売会社は、ファンドの関係法人とみなされる。関係法人への報酬は、各サブ・ファンドの運用計算書および純資産変動計算書に計上されている。

注13 . 受益証券の申込および買戻しに関する条項

受益証券は、英文目論見書に記載される取得申込通知の手続きに従って、いずれかの発行日に、関連する受益証券の当該発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」という。)で発行され購入される。発行価格は、停止手続きに服しつつ、管理事務代行会社により、当該発行日に計算され公表される。

受益証券は、英文目論見書に記載される買戻請求通知の手続きに従って、いずれかの買戻日に、関連する受益証券の当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という。)で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続きに服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され公表される。

注14 . 2024年10月31日現在の投資対象の調整後評価額

各サブ・ファンドの2024年10月31日現在の純資産額は、基本信託証書に記載される評価原則に従って算出されている。特に、トレーディング・カンパニーズが保有する集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日において入手可能な純資産額で評価されている。(かかる評価日現在の純資産額が入手できない場合、直前日現在の純資産額が使用される。)

トレーディング・カンパニーズの投資対象が、2024年10月31日現在の純資産額で評価されたとした場合、トレーディング・カンパニーズの純資産額は以下の金額(日本円)となる。

通貨/トレーディング・カンパニー	NGF-JLCE トレーディング・リミテッド	NGF-JSCE トレーディング・リミテッド	NGF-GE トレーディング・リミテッド	NGF-EE トレーディング・リミテッド	NGF-GB トレーディング・リミテッド
日本円	548,820,511,704	72,867,984,004	591,141,093,262	101,114,678,165	357,991,882,507
通貨/トレーディング・カンパニー	NGF-HYB トレーディング・リミテッド	NGF-ALTERNATIVE トレーディング・リミテッド	NGF-REAL ESTATE (REIT) トレーディング・リミテッド	NGF-COMMODITY トレーディング・リミテッド	
日本円	149,569,801,101	277,519,831,748	68,724,696,163	83,076,957,469	

上記の場合、2024年10月31日現在の各サブ・ファンドの純資産額および受益証券1口当たり純資産価格(日本円)は以下の通りとなる。

	日興グローバル・ファンズ - 日本大型株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - 日本小型株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - グローバル株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - エマージング株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - グローバル債券ファンド
再計算純資産額	548,605,336,463	72,836,273,091	590,906,492,514	101,071,263,499	357,850,994,462
再計算1口当たり純資産価格	2.1200	2.2544	3.2356	1.8216	1.2536
	日興グローバル・ファンズ - ハイイールド債券ファンド	日興グローバル・ファンズ - オルタナティブ・ファンド	日興グローバル・ファンズ - 不動産(REIT)ファンド	日興グローバル・ファンズ - コモディティ・ファンド	
再計算純資産額	149,508,073,261	277,411,705,180	68,694,690,782	83,041,960,127	
再計算1口当たり純資産価格	1.9140	0.6270	1.4534	1.1734	

2024年10月31日現在の各サブ・ファンドの公式および再計算1口当たり純資産価格の間の差異は以下の通りである。

	日興グローバル・ファンズ - 日本大型株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - 日本小型株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - グローバル株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - エマージング株式ファンド	日興グローバル・ファンズ - グローバル債券ファンド
公式1口当たり純資産価格	2.1273	2.2582	3.2861	1.8363	1.2551
再計算1口当たり純資産価格	2.1200	2.2544	3.2356	1.8216	1.2536
百分率差	(0.34)	(0.17)	(1.54)	(0.80)	(0.12)
	日興グローバル・ファンズ - ハイイールド債券ファンド	日興グローバル・ファンズ - オルタナティブ・ファンド	日興グローバル・ファンズ - 不動産(REIT)ファンド	日興グローバル・ファンズ - コモディティ・ファンド	
公式1口当たり純資産価格	1.9181	0.6302	1.4730	1.1801	
再計算1口当たり純資産価格	1.9140	0.6270	1.4534	1.1734	
百分率差	(0.21)	(0.51)	(1.33)	(0.57)	

日興グローバル・ファンズ - グローバル株式ファンドおよび日興グローバル・ファンズ - 不動産(REIT)ファンドについては当初算定された純資産総額に代えて再計算された純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格が使用されている。これは、その差異が管理会社によって設定された重要性の閾値(1%)を上回っているためである。

注15．事象

S M B C日興証券株式会社は、2024年7月31日付でファンドの投資助言会社を退任した。同社は引き続き、ファンドの販売会社および代行協会員としての業務を行う。

新しい報酬料率は、関連する注記に記載のとおり、2024年8月1日以降、販売会社、投資運用会社、管理事務代行会社および投資助言会社に対して適用されている。

注16．決算日後の状況

日興グローバル・ファンズ - 不動産（REIT）ファンドにおいて、2025年3月17日現在の純資産総額で、以下の制限に関する超過が発生した。

先物への投資（想定元本）および投資先ファンドの時価による市場エクスポージャーの合計額（現金を除く。）は、2025年3月17日および18日現在、NGF - REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッドの純資産総額の100%の制限を超えていた。これは、投資運用会社が、投資先ファンドの売り注文が2025年3月17日に取引されるものと誤認したために発生したものであるが、投資先ファンドが営業日ではなかったため、実際には2025年3月18日にしか当該取引ができなかったためである。この超過は、当該投資先ファンドに保有されていた受益証券の一部を2025年3月18日付で売却したことにより、2025年3月18日付の純資産総額で解消された。

この超過の影響はプラスであり、投資運用会社からNGF - REAL ESTATE（REIT）トレーディング・リミテッドへの報酬は支払われなかった。

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後監査報告書日までに生じたその他重要な事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に関連があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2024

Combined statement

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 1,662,373,624,610)	2.3	2,256,292,713,518
Receivable on investments sold		2,826,215,655
Receivable on subscriptions		1,564,882,512
Other assets		1,146,584
Total assets		2,260,684,958,269
Liabilities		
Payable on repurchases		2,826,215,655
Payable on investments purchased		1,564,882,512
Investment Manager fees payable	6	280,545,980
Investment Advisory fees payable	8	209,918,424
Administrator fees payable	7	171,735,922
Manager fees payable	4	57,247,562
Agent Company fees payable	10	57,246,794
Distributor fees payable	5	57,246,022
Professional expenses payable		30,355,015
Custodian fees payable	9	19,084,750
Printing and publishing expenses payable		14,830,126
Trustee fees payable	3	1,721,250
Legal expenses payable		950,049
Other expenses payable		63,405
Total liabilities		5,292,043,466
Net assets		2,255,392,914,803

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2024

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 361,697,235,991)	2.3	550,703,513,138
Receivable on investments sold		684,414,465
Receivable on subscriptions		360,353,840
Total assets		551,748,281,443
Liabilities		
Payable on repurchases		684,414,465
Payable on investments purchased		360,353,840
Investment Manager fees payable	6	68,630,294
Investment Advisory fees payable	8	51,352,559
Administrator fees payable	7	42,011,903
Manager fees payable	4	14,004,535
Agent Company fees payable	10	14,004,344
Distributor fees payable	5	14,004,153
Custodian fees payable	9	4,668,737
Professional expenses payable		3,449,569
Printing and publishing expenses payable		3,148,243
Legal expenses payable		296,893
Trustee fees payable	3	191,250
Other expenses payable		7,045
Total liabilities		1,260,537,830
Net assets		550,487,743,613
Number of units outstanding		258,778,655,299
Net asset value per unit		2.1273

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2024

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 55,446,251,168)	2.3	72,991,074,250
Receivable on investments sold		92,807,094
Receivable on subscriptions		46,454,804
Other assets		205,683
Total assets		73,130,541,831
Liabilities		
Payable on repurchases		92,807,094
Payable on investments purchased		46,454,804
Investment Manager fees payable	6	9,140,249
Investment Advisory fees payable	8	6,839,185
Administrator fees payable	7	5,595,182
Professional expenses payable		2,896,686
Manager fees payable	4	1,865,131
Agent Company fees payable	10	1,865,106
Distributor fees payable	5	1,865,080
Printing and publishing expenses payable		1,092,314
Custodian fees payable	9	621,780
Trustee fees payable	3	191,250
Other expenses payable		7,045
Total liabilities		171,240,906
Net assets		72,959,300,925
Number of units outstanding		32,308,055,469
Net asset value per unit		2.2582

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2024

Global Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 349,989,649,918)	2.3	591,140,832,898
Receivable on investments sold		790,762,081
Receivable on subscriptions		381,208,205
Total assets		592,312,803,184
Liabilities		
Payable on repurchases		790,762,081
Payable on investments purchased		381,208,205
Investment Manager fees payable	6	74,411,750
Investment Advisory fees payable	8	55,678,564
Administrator fees payable	7	45,551,072
Manager fees payable	4	15,184,302
Agent Company fees payable	10	15,184,095
Distributor fees payable	5	15,183,890
Custodian fees payable	9	5,062,035
Printing and publishing expenses payable		3,802,662
Professional expenses payable		3,518,679
Legal expenses payable		565,040
Trustee fees payable	3	191,250
Other expenses payable		7,045
Total liabilities		1,406,310,670
Net assets	14	590,906,492,514
Number of units outstanding		182,627,959,365
Net asset value per unit	14	3.2356

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2024

Emerging Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 75,328,300,934)	2.3	101,934,353,531
Receivable on investments sold		110,455,559
Receivable on subscriptions		99,131,083
Other assets		176,525
Total assets		102,144,116,698
Liabilities		
Payable on repurchases		110,455,559
Payable on investments purchased		99,131,083
Investment Manager fees payable	6	12,814,133
Investment Advisory fees payable	8	9,588,164
Administrator fees payable	7	7,844,152
Professional expenses payable		3,518,679
Manager fees payable	4	2,614,816
Agent Company fees payable	10	2,614,782
Distributor fees payable	5	2,614,744
Printing and publishing expenses payable		1,134,881
Custodian fees payable	9	871,703
Trustee fees payable	3	191,250
Other expenses payable		7,045
Total liabilities		253,400,991
Net assets		101,890,715,707
Number of units outstanding		55,485,652,174
Net asset value per unit		1.8363

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2024

Global Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 301,674,554,065)	2.3	358,415,135,567
Receivable on investments sold		462,355,866
Receivable on subscriptions		235,480,830
Total assets		359,112,972,263
Liabilities		
Payable on repurchases		462,355,866
Payable on investments purchased		235,480,830
Investment Manager fees payable	6	44,125,428
Investment Advisory fees payable	8	33,016,851
Administrator fees payable	7	27,011,363
Manager fees payable	4	9,004,142
Agent Company fees payable	10	9,004,021
Distributor fees payable	5	9,003,903
Professional expenses payable		3,518,679
Custodian fees payable	9	3,001,732
Printing and publishing expenses payable		1,760,182
Trustee fees payable	3	191,250
Legal expenses payable		88,116
Other expenses payable		7,045
Total liabilities		837,569,408
Net assets		358,275,402,855
Number of units outstanding		285,459,587,980
Net asset value per unit		1.2551

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2024

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 111,734,279,555)	2.3	149,889,990,561
Receivable on investments sold		188,517,522
Receivable on subscriptions		92,537,204
Other assets		129,891
Total assets		150,171,175,178
Liabilities		
Payable on repurchases		188,517,522
Payable on investments purchased		92,537,204
Investment Manager fees payable	6	18,603,988
Investment Advisory fees payable	8	13,920,424
Administrator fees payable	7	11,388,405
Manager fees payable	4	3,796,282
Agent Company fees payable	10	3,796,231
Distributor fees payable	5	3,796,180
Professional expenses payable		3,518,679
Printing and publishing expenses payable		1,380,813
Custodian fees payable	9	1,265,572
Trustee fees payable	3	191,250
Other expenses payable		7,045
Total liabilities		342,719,595
Net assets		149,828,455,583
Number of units outstanding		78,111,395,090
Net asset value per unit		1.9181

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2024

Alternative Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 286,920,008,019)	2.3	278,939,627,332
Receivable on investments sold		316,916,878
Receivable on subscriptions		227,503,827
Other assets		225,494
Total assets		279,484,273,531
Liabilities		
Payable on repurchases		316,916,878
Payable on investments purchased		227,503,827
Investment Manager fees payable	6	34,104,924
Investment Advisory fees payable	8	25,519,018
Administrator fees payable	7	20,877,333
Manager fees payable	4	6,959,382
Agent Company fees payable	10	6,959,291
Distributor fees payable	5	6,959,201
Professional expenses payable		3,518,679
Custodian fees payable	9	2,320,063
Printing and publishing expenses payable		602,185
Trustee fees payable	3	191,250
Other expenses payable		7,045
Total liabilities		652,439,076
Net assets		278,831,834,455
Number of units outstanding		442,447,360,763
Net asset value per unit		0.6302

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2024

Real Estate (REIT) Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 50,063,816,140)	2.3	68,724,890,141
Receivable on investments sold		88,407,101
Receivable on subscriptions		45,440,540
Other assets		212,170
Total assets		68,858,949,952
Liabilities		
Payable on repurchases		88,407,101
Payable on investments purchased		45,440,540
Investment Manager fees payable	6	8,677,780
Investment Advisory fees payable	8	6,493,144
Administrator fees payable	7	5,312,089
Professional expenses payable		2,896,686
Manager fees payable	4	1,770,759
Agent Company fees payable	10	1,770,735
Distributor fees payable	5	1,770,712
Printing and publishing expenses payable		931,011
Custodian fees payable	9	590,318
Trustee fees payable	3	191,250
Other expenses payable		7,045
Total liabilities		164,259,170
Net assets	14	68,694,690,782
Number of units outstanding		47,265,582,040
Net asset value per unit	14	1.4534

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of net assets as at October 31, 2024

Commodity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at net asset value (cost JPY 69,519,528,820)	2.3	83,553,296,100
Receivable on investments sold		91,579,089
Receivable on subscriptions		76,772,179
Other assets		196,821
Total assets		83,721,844,189
Liabilities		
Payable on repurchases		91,579,089
Payable on investments purchased		76,772,179
Investment Manager fees payable	6	10,037,434
Investment Advisory fees payable	8	7,510,515
Administrator fees payable	7	6,144,423
Professional expenses payable		3,518,679
Manager fees payable	4	2,048,213
Agent Company fees payable	10	2,048,189
Distributor fees payable	5	2,048,159
Printing and publishing expenses payable		977,835
Custodian fees payable	9	682,810
Trustee fees payable	3	191,250
Other expenses payable		7,045
Total liabilities		203,565,820
Net assets		83,518,278,369
Number of units outstanding		70,769,833,318
Net asset value per unit		1.1801

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2024

Combined statement

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Advisory fees	8	3,317,080,572
Investment Manager fees	6	3,296,941,560
Distributor fees	5	2,537,970,067
Administrator fees	7	1,962,838,527
Manager fees	4	631,156,614
Agent Company fees	10	631,132,818
Custodian fees	9	210,406,473
Professional expenses		31,407,811
Legal expenses		26,205,871
Printing and publishing expenses		25,901,892
Trustee fees	3	20,497,014
Registration fees		4,221,990
Other fees		744,431
Total expenses		12,696,505,640
Net investment loss		(12,696,505,640)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	92,147,567,388
Foreign exchange	2.6	(56,376)
Net investment loss and realised gain for the year		79,451,005,372
Net change in unrealised appreciation on		
Investments	2.3	274,929,141,587
Net increase in net assets as a result of operations		354,380,146,959
Movement in capital		
Subscriptions of units		439,208,702,181
Repurchases of units		(305,068,305,813)
Net movement in capital		134,140,396,368
Net assets at the beginning of the year		1,766,872,371,476
Net assets at the end of the year		2,255,392,914,803

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2024

Japan Large Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Advisory fees	8	823,596,378
Investment Manager fees	6	818,145,870
Distributor fees	5	630,660,395
Administrator fees	7	487,273,901
Manager fees	4	156,697,803
Agent Company fees	10	156,691,889
Custodian fees	9	52,237,933
Printing and publishing expenses		4,647,391
Legal expenses		3,740,757
Professional expenses		3,568,452
Trustee fees	3	2,277,446
Registration fees		469,110
Other fees		83,543
Total expenses		3,140,090,868
Net investment loss		(3,140,090,868)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	25,310,680,415
Foreign exchange	2.6	(6,950)
Net investment loss and realised gain for the year		22,170,582,597
Net change in unrealised appreciation on		
Investments	2.3	81,606,437,668
Net increase in net assets as a result of operations		103,777,020,265
Movement in capital		
Subscriptions of units		96,141,236,902
Repurchases of units		(71,361,144,964)
Net movement in capital		24,780,091,938
Net assets at the beginning of the year		421,930,631,410
Net assets at the end of the year		550,487,743,613

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2024

Japan Small Cap Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Advisory fees	8	106,841,786
Investment Manager fees	6	106,178,736
Distributor fees	5	81,780,388
Administrator fees	7	63,193,331
Manager fees	4	20,317,063
Agent Company fees	10	20,316,283
Custodian fees	9	6,772,956
Professional expenses		3,001,832
Legal expenses		2,383,115
Trustee fees	3	2,277,446
Printing and publishing expenses		1,794,153
Registration fees		469,110
Other fees		82,611
Total expenses		415,408,810
Net investment loss		(415,408,810)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	1,584,387,025
Foreign exchange	2.6	(5,390)
Net investment loss and realised gain for the year		1,168,972,825
Net change in unrealised appreciation on		
Investments	2.3	6,652,195,995
Net increase in net assets as a result of operations		7,821,168,820
Movement in capital		
Subscriptions of units		12,961,817,113
Repurchases of units		(6,001,123,466)
Net movement in capital		6,960,693,647
Net assets at the beginning of the year		58,177,438,458
Net assets at the end of the year		72,959,300,925

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2024

Global Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Advisory fees	8	915,127,559
Investment Manager fees	6	908,264,122
Distributor fees	5	701,683,758
Administrator fees	7	541,249,190
Manager fees	4	174,075,136
Agent Company fees	10	174,068,591
Custodian fees	9	58,031,015
Printing and publishing expenses		4,913,944
Legal expenses		3,890,188
Professional expenses		3,639,280
Trustee fees	3	2,277,446
Registration fees		469,110
Other fees		82,611
Total expenses		3,487,771,950
Net investment loss		(3,487,771,950)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	48,527,833,599
Foreign exchange	2.6	(8,065)
Net investment loss and realised gain for the year		45,040,053,584
Net change in unrealised appreciation on		
Investments	2.3	106,371,182,242
Net increase in net assets as a result of operations		151,411,235,826
Movement in capital		
Subscriptions of units		106,452,514,873
Repurchases of units		(121,962,207,098)
Net movement in capital		(15,509,692,225)
Net assets at the beginning of the year		455,004,948,913
Net assets at the end of the year	14	590,906,492,514

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2024

Emerging Equity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Advisory fees	8	141,537,464
Investment Manager fees	6	140,968,074
Distributor fees	5	107,827,013
Administrator fees	7	84,022,608
Manager fees	4	27,035,210
Agent Company fees	10	27,034,205
Custodian fees	9	9,012,618
Professional expenses		3,639,280
Legal expenses		2,457,408
Trustee fees	3	2,277,446
Printing and publishing expenses		1,967,124
Registration fees		469,110
Other fees		82,611
Total expenses		548,330,171
Net investment loss		(548,330,171)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	3,003,019,552
Foreign exchange	2.6	(5,570)
Net investment loss and realised gain for the year		2,454,683,811
Net change in unrealised appreciation on		
Investments	2.3	17,199,614,681
Net increase in net assets as a result of operations		19,654,298,492
Movement in capital		
Subscriptions of units		23,202,644,015
Repurchases of units		(12,319,187,802)
Net movement in capital		10,883,456,213
Net assets at the beginning of the year		71,352,961,002
Net assets at the end of the year		101,890,715,707

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2024

Global Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Advisory fees	8	507,826,621
Investment Manager fees	6	505,130,958
Distributor fees	5	388,185,121
Administrator fees	7	300,449,458
Manager fees	4	96,585,138
Agent Company fees	10	96,581,500
Custodian fees	9	32,198,232
Professional expenses		3,639,280
Printing and publishing expenses		3,508,553
Legal expenses		3,211,040
Trustee fees	3	2,277,446
Registration fees		469,110
Other fees		82,611
Total expenses		1,940,145,068
Net investment loss		(1,940,145,068)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	4,362,002,372
Foreign exchange	2.6	(6,894)
Net investment loss and realised gain for the year		2,421,850,410
Net change in unrealised appreciation on		
Investments	2.3	30,755,121,337
Net increase in net assets as a result of operations		33,176,971,747
Movement in capital		
Subscriptions of units		65,963,751,930
Repurchases of units		(28,152,662,312)
Net movement in capital		37,811,089,618
Net assets at the beginning of the year		287,287,341,490
Net assets at the end of the year		358,275,402,855

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2024

High Yield Bond Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Advisory fees	8	232,472,699
Investment Manager fees	6	230,791,347
Distributor fees	5	178,295,624
Administrator fees	7	137,324,259
Manager fees	4	44,142,343
Agent Company fees	10	44,140,674
Custodian fees	9	14,715,538
Professional expenses		3,639,283
Legal expenses		2,618,341
Printing and publishing expenses		2,294,415
Trustee fees	3	2,277,446
Registration fees		469,110
Other fees		82,611
Total expenses		893,263,690
Net investment loss		(893,263,690)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	6,140,921,217
Foreign exchange	2.6	(5,899)
Net investment loss and realised gain for the year		5,247,651,628
Net change in unrealised appreciation on		
Investments	2.3	16,746,959,475
Net increase in net assets as a result of operations		21,994,611,103
Movement in capital		
Subscriptions of units		25,715,594,410
Repurchases of units		(26,181,686,075)
Net movement in capital		(466,091,665)
Net assets at the beginning of the year		128,299,936,145
Net assets at the end of the year		149,828,455,583

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2024

Alternative Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Advisory fees	8	381,705,250
Investment Manager fees	6	380,357,803
Distributor fees	5	290,950,604
Administrator fees	7	226,047,127
Manager fees	4	72,657,933
Agent Company fees	10	72,655,174
Custodian fees	9	24,221,647
Professional expenses		3,639,284
Printing and publishing expenses		3,180,361
Legal expenses		3,125,659
Trustee fees	3	2,277,446
Registration fees		469,110
Other fees		82,611
Total expenses		1,461,370,009
Net investment loss		(1,461,370,009)
Net realised (loss) on		
Investments	2.3	(772,720,601)
Foreign exchange	2.6	(6,800)
Net investment loss and realised loss for the year		(2,234,097,410)
Net change in unrealised appreciation on		
Investments	2.3	731,041,650
Net decrease in net assets as a result of operations		(1,503,055,760)
Movement in capital		
Subscriptions of units		72,438,975,123
Repurchases of units		(22,145,431,587)
Net movement in capital		50,293,543,536
Net assets at the beginning of the year		230,041,346,679
Net assets at the end of the year		278,831,834,455

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2024

Real Estate (REIT) Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Advisory fees	8	102,516,320
Investment Manager fees	6	102,124,858
Distributor fees	5	78,108,116
Administrator fees	7	60,811,063
Manager fees	4	19,559,922
Agent Company fees	10	19,559,186
Custodian fees	9	6,520,578
Professional expenses		3,001,836
Legal expenses		2,377,382
Trustee fees	3	2,277,446
Printing and publishing expenses		1,757,521
Registration fees		469,110
Other fees		82,611
Total expenses		399,165,949
Net investment loss		(399,165,949)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	2,877,073,397
Foreign exchange	2.6	(5,376)
Net investment loss and realised gain for the year		2,477,902,072
Net change in unrealised appreciation on		
Investments	2.3	13,329,921,691
Net increase in net assets as a result of operations		15,807,823,763
Movement in capital		
Subscriptions of units		11,168,727,338
Repurchases of units		(11,383,924,379)
Net movement in capital		(215,197,041)
Net assets at the beginning of the year		53,102,064,060
Net assets at the end of the year	14	68,694,690,782

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2024

Commodity Fund

(Expressed in Japanese yen)

	Notes	JPY
Expenses		
Investment Advisory fees	8	105,456,495
Investment Manager fees	6	104,979,792
Distributor fees	5	80,479,048
Administrator fees	7	62,467,590
Manager fees	4	20,086,066
Agent Company fees	10	20,085,316
Custodian fees	9	6,695,956
Professional expenses		3,639,284
Legal expenses		2,401,981
Trustee fees	3	2,277,446
Printing and publishing expenses		1,838,430
Registration fees		469,110
Other fees		82,611
Total expenses		410,959,125
Net investment loss		(410,959,125)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	2.3	1,114,370,412
Foreign exchange	2.6	(5,432)
Net investment loss and realised gain for the year		703,405,855
Net change in unrealised appreciation on		
Investments	2.3	1,536,666,848
Net increase in net assets as a result of operations		2,240,072,703
Movement in capital		
Subscriptions of units		25,163,440,477
Repurchases of units		(5,560,938,130)
Net movement in capital		19,602,502,347
Net assets at the beginning of the year		61,675,703,319
Net assets at the end of the year		83,518,278,369

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements**

(As at October 31, 2024)

Note 1 - Activity

NIKKO GLOBAL FUNDS (the “Trust”), which has been established as an umbrella unit trust, is a group of Cayman Islands series unit trusts.

As at October 31, 2024, the following nine Series Trusts and their respective trading companies (each, a “Trading Company” and, together, the “Trading Companies”) were in operation:

Series Trust	Related Trading Company
Japan Large Cap Equity Fund	NGF-JLCE Trading Ltd.
Japan Small Cap Equity Fund	NGF-JSCE Trading Ltd.
Global Equity Fund	NGF-GE Trading Ltd.
Emerging Equity Fund	NGF-EE Trading Ltd.
Global Bond Fund	NGF-GB Trading Ltd.
High Yield Bond Fund	NGF-HYB Trading Ltd.
Alternative Fund	NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd.
Real Estate (REIT) Fund	NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd.
Commodity Fund	NGF-COMMODITY Trading Ltd.

The Series Trusts in operation as at October 31, 2024 were constituted pursuant to the Master Trust Deed and separate Series Trust Deeds.

The investment objective of each of the Series Trusts is to obtain an optimal growth of capital invested over the long term by management of a diversified portfolio.

Japan Large Cap Equity Fund

Japan Large Cap Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JLCE Trading Ltd. (“NGF-JLCE Trading”), a single trading company. NGF-JLCE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JLCE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japan Large Cap Equity Fund.

The financial statements of Japan Large Cap Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JLCE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Japan Small Cap Equity Fund

Japan Small Cap Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-JSCE Trading Ltd. (“NGF-JSCE Trading”), a single trading company. NGF-JSCE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-JSCE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Japan Small Cap Equity Fund.

The financial statements of Japan Small Cap Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-JSCE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2024)

Note 1 - Activity (continued)**Global Equity Fund**

Global Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-GE Trading Ltd. (“NGF-GE Trading”), a single trading company. NGF-GE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-GE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Global Equity Fund.

The financial statements of Global Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-GE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Emerging Equity Fund

Emerging Equity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-EE Trading Ltd. (“NGF-EE Trading”), a single trading company. NGF-EE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-EE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Emerging Equity Fund.

The financial statements of Emerging Equity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-EE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Global Bond Fund

Global Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-GB Trading Ltd. (“NGF-GB Trading”), a single trading company. NGF-GB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series trust and the shares of NGF-GB Trading form the main assets (and may be the only assets) of Global Bond Fund.

The financial statements of Global Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-GB Trading, which are disclosed in separate financial statements.

High Yield Bond Fund

High Yield Bond Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-HYB Trading Ltd. (“NGF-HYB Trading”), a single trading company. NGF-HYB Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-HYB Trading form the main assets (and may be the only assets) of High Yield Bond Fund.

The financial statements of High Yield Bond Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-HYB Trading, which are disclosed in separate financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2024)

Note 1 - Activity (continued)**Alternative Fund**

Alternative Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-ALTERNATIVE Trading Ltd. (“NGF-ALTERNATIVE Trading”), a single trading company. NGF-ALTERNATIVE Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-ALTERNATIVE Trading form the main assets (and may be the only assets) of Alternative Fund.

The financial statements of Alternative Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-ALTERNATIVE Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Real Estate (REIT) Fund

Real Estate (REIT) Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd. (“NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading”), a single trading company. NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading form the main assets (and may be the only assets) of Real Estate (REIT) Fund.

The financial statements of Real Estate (REIT) Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading, which are disclosed in separate financial statements.

Commodity Fund

Commodity Fund invests all its assets, for legal, liability or other reasons, through NGF-COMMODITY Trading Ltd. (“NGF-COMMODITY Trading”), a single trading company. NGF-COMMODITY Trading is wholly-owned by or on behalf of the Trustee in its capacity as trustee of the Series Trust and the shares of NGF-COMMODITY Trading form the main assets (and may be the only assets) of Commodity Fund.

The financial statements of Commodity Fund should be read in conjunction with the financial statements of NGF-COMMODITY Trading, which are disclosed in separate financial statements.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2024)

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Combined statements of net assets and of operations and changes in net assets

The combined financial statements of the Trust are expressed in JPY. The combined statement of net assets and the combined statement of operations and changes in net assets represent the sum of the Series Trusts' statements of net assets and statements of operations and changes in net assets.

2.3 - Valuation of the investments

The Series Trusts' investment in their respective Trading Company is valued based on the net asset value of the relevant Trading Company as calculated by the Administrator.

Net change in unrealised appreciation/depreciation comprises changes in the net asset value of the investments for the year and the reversal of the prior year's unrealised appreciation/depreciation for investments which were realised in the reporting year.

Net realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

2.6 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at exchange rates prevailing as at October 31, 2024. Transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Net realised gain and loss on foreign exchange are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

Unrealised foreign exchange appreciation/depreciation arising in connection with the valuation of the securities in the portfolio at net asset value is included in net change in unrealised appreciation/depreciation on investments. Other foreign exchange gains/losses are directly recorded in the statement of operations and changes in net assets.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2024)

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a trustee fee at the rate of 0.015% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears with a minimum of USD 12,500 per annum and a maximum of USD 15,000 per annum.

Note 4 - Manager fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee at the rate of 0.03% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 5 - Distributor fees

Until July 31 2024, the Distributor was entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee per annum payable quarterly in arrears, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day, at the following rates which applied depending on the aggregate of the total net assets of all the Series Trusts (the "Aggregate Net Asset Value"):

- For portion of the Aggregate Net Asset Value equal to or less than JPY 300 billion: 0.02%
- For portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 300 billion to equal to or less than JPY 500 billion: 0.07%
- For portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 500 billion to equal to or less than JPY 1,000 billion: 0.12%
- For portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 1,000 billion: 0.22%

From August 1, 2024, the Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.03% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

Note 6 - Investment Manager fees

Until July 31 2024, the Investment Manager was entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee per annum payable quarterly in arrears, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day, at the following rates which applied depending on the Aggregate Net Asset Value:

- For portion of the Aggregate Net Asset Value equal to or less than JPY 300 billion: 0.30%
- For portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 300 billion to equal to or less than JPY 500 billion: 0.25%
- For portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 500 billion to equal to or less than JPY 1,000 billion: 0.20%
- For portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 1,000 billion to equal to or less than JPY 1,300 billion: 0.10%
- For portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 1,300 billion: 0.08%

From August 1, 2024, the Investment Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.147% per annum of the Net Asset Value, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2024)

Note 7 - Administrator fees

Until July 31 2024, the Administrator was entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee per annum payable quarterly in arrears, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day, at the following rates which applied depending on the Aggregate Net Asset Value:

- For portion of the Aggregate Net Asset Value equal to or less than JPY 1,300 billion: 0.10%
- For portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 1,300 billion: 0.085%

From August 1, 2024, the Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.09% per annum of the Net Asset Value, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

Note 8 - Investment Advisory fees

Until July 31 2024, each Investment Adviser was entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee, accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears, as below:

- For SMBC Nikko Securities Inc.: at the rate of 0.05% per annum of the net assets of the Series Trust
- For SMBC Global Investment & Consulting Ltd. (formerly known as Nikko Global Wrap Ltd.): at the rate of 0.13% per annum of the net assets of the Series Trust for the portion of the Aggregate Net Asset Value equal to or less than JPY 1,300 billion and 0.115% per annum of the net assets of the Series Trust for the portion of the Aggregate Net Asset Value over JPY 1,300 billion

From August 1, 2024, SMBC Global Investment & Consulting Ltd. is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.11% per annum of the Net Asset Value, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

Note 9 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 10 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of each Series Trust a fee at the rate of 0.03% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2024)

Note 11 - Taxation**11.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

11.2 - Other countries

The Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Note 12 - Related party transactions

The Manager, the Trustee, the Administrator and Custodian, the Investment Adviser, and the Agent Company and Distributor are considered as related parties to the Trust. Related party fees are recorded in the statements of operations and changes in net assets of each Series Trust.

Note 13 - Terms of subscriptions and repurchases of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant issue day.

Units may be repurchased as of any repurchase day at the net asset value per unit as of the relevant repurchase day for the relevant unit ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant repurchase day.

NIKKO GLOBAL FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2024)

Note 14 - Adjusted valuation of investments as at October 31, 2024

The net assets of each Series Trust as at October 31, 2024 have been calculated in accordance with the valuation principles laid out in the Master Trust Deed. In particular, collective investment schemes, investment funds and mutual funds held by the Trading Companies are valued at the net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, a net asset value as of the immediately preceding day is used).

If the underlying investments of the Trading Companies had been valued at the net asset value dated October 31, 2024, the net assets of the Trading Companies would have amounted in JPY to the following:

Currency / Trading Company	NGF-JLCE Trading	NGF-JSCE Trading	NGF-GE Trading	NGF-EE Trading	NGF-GB Trading
JPY	548,820,511,704	72,867,984,004	591,141,093,262	101,114,678,165	357,991,882,507

Currency / Trading Company	NGF-HYB Trading	NGF-ALTERNATIVE Trading	NGF-REAL ESTATE (REIT) Trading	NGF-COMMODITY Trading
JPY	149,569,801,101	277,519,831,748	68,724,696,163	83,076,957,469

This would have resulted in the following net assets and net asset value per unit in JPY for each Series Trust as at October 31, 2024:

	Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Global Equity Fund	Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund	Nikko Global Funds - Global Bond Fund
Recalculated net assets	548,605,336,463	72,836,273,091	590,906,492,514	101,071,263,499	357,850,994,462
Recalculated net asset value per unit	2.1200	2.2544	3.2356	1.8216	1.2536

	Nikko Global Funds - High Yield Bond Fund	Nikko Global Funds - Alternative Fund	Nikko Global Funds - Real Estate (REIT) Fund	Nikko Global Funds - Commodity Fund
Recalculated net assets	149,508,073,261	277,411,705,180	68,694,690,782	83,041,960,127
Recalculated net asset value per unit	1.9140	0.6270	1.4534	1.1734

NIKKO GLOBAL FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at October 31, 2024)

Note 14 - Adjusted valuation of investments as at October 31, 2024 (continued)

The differences between the official and the recalculated net asset value per unit of each Series Trust as at October 31, 2024 are as follows:

	Nikko Global Funds - Japan Large Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Japan Small Cap Equity Fund	Nikko Global Funds - Global Equity Fund	Nikko Global Funds - Emerging Equity Fund	Nikko Global Funds - Global Bond Fund
Official net asset value per unit	2.1273	2.2582	3.2861	1.8363	1.2551
Recalculated net asset value per unit	2.1200	2.2544	3.2356	1.8216	1.2536
Difference in %	(0.34)	(0.17)	(1.54)	(0.80)	(0.12)

	Nikko Global Funds - High Yield Bond Fund	Nikko Global Funds - Alternative Fund	Nikko Global Funds - Real Estate (REIT) Fund	Nikko Global Funds - Commodity Fund
Official net asset value per unit	1.9181	0.6302	1.4730	1.1801
Recalculated net asset value per unit	1.9140	0.6270	1.4534	1.1734
Difference in %	(0.21)	(0.51)	(1.33)	(0.57)

As the difference is higher than the materiality threshold (1%) applied by the Manager, the recalculated net asset value and net asset value per unit of Nikko Global Funds - Global Equity Fund and Nikko Global Funds - Real Estate (REIT) Fund are used in this report, instead of the initially computed net asset value.

NIKKO GLOBAL FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at October 31, 2024)

Note 15 - Event

SMBC Nikko Securities Inc. resigned from investment adviser of the Trust as of July 31, 2024. It remains acting as Distributor and Agent Company of the Trust.

The new fee rates have been applied to the Distributor, Investment Manager, Administrator and Investment Adviser since August 1, 2024 as described in the related notes.

Note 16 - Subsequent events

An active breach occurred in Nikko Global Funds - Real Estate Fund regarding the following restriction as of NAV date March 17, 2025.

The total of the market exposure (excluding cash) resulting from investment (notional amount) in futures and market value of underlying funds exceeded the limit of 100% of the total net assets of NGF - REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd. in NAV as of March 17 and 18, 2025. This occurred because the Investment Manager mistakenly expected the sale order of an underlying fund to be traded on March 17, 2025, but the trade was actually only possible on March 18, 2025 due to a non-business day of this underlying fund. The breach was closed on NAV as of March 18, 2025 thanks to the sale of part of the units held in this underlying fund on March 18, 2025.

The impact of this breach was positive and no compensation was paid to NGF - REAL ESTATE (REIT) Trading Ltd. by the Investment Manager.

There have been no other significant events after year-end up to the date of the auditor's opinion which, in the opinion of the Trustee and of the Manager, require disclosure in the present financial statements.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<日本大型株式ファンド> (2026年1月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	757,251,974,036
負債総額	289,651,332
純資産総額(-)	756,962,322,704
発行済口数	265,712,433,957口
1口当たり純資産価格(/)	2.8488

<日本小型株式ファンド> (2026年1月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	100,404,268,145
負債総額	39,024,700
純資産総額(-)	100,365,243,445
発行済口数	32,437,228,934口
1口当たり純資産価格(/)	3.0941

<グローバル株式ファンド> (2026年1月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	790,772,891,653
負債総額	304,295,085
純資産総額(-)	790,468,596,568
発行済口数	198,343,907,232口
1口当たり純資産価格(/)	3.9853

<エマージング株式ファンド> (2026年1月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	187,219,238,007
負債総額	69,192,180
純資産総額(-)	187,150,045,827
発行済口数	69,805,967,778口
1口当たり純資産価格(/)	2.6810

<グローバル債券ファンド>

(2026年1月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	396,747,534,229
負債総額	153,074,303
純資産総額(-)	396,594,459,926
発行済口数	287,878,696,531口
1口当たり純資産価格(/)	1.3776

<ハイイールド債券ファンド>

(2026年1月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	156,320,166,762
負債総額	60,978,219
純資産総額(-)	156,259,188,543
発行済口数	70,670,793,706口
1口当たり純資産価格(/)	2.2111

<オルタナティブ・ファンド>

(2026年1月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	342,726,986,725
負債総額	129,404,074
純資産総額(-)	342,597,582,651
発行済口数	521,430,184,511口
1口当たり純資産価格(/)	0.6570

<不動産(REIT)ファンド>

(2026年1月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	87,335,636,031
負債総額	34,173,057
純資産総額(-)	87,301,462,974
発行済口数	56,767,565,747口
1口当たり純資産価格(/)	1.5379

<コモディティ・ファンド>

(2026年1月末日現在)

	円(を除く)
資産総額	104,517,850,826
負債総額	38,995,778
純資産総額(-)	104,478,855,048
発行済口数	69,939,331,433口
1口当たり純資産価格(/)	1.4938

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）ファンド証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282

ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（2）受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社または管理会社は、すべてのサブ・ファンドに関する発行済受益証券の純資産総額の51%以上を保有する受益者からの書面による要求がある場合、すべてのサブ・ファンドの受益者集会を招集しなければならない。受託会社または管理会社はまた、いずれか一つのサブ・ファンドの全受益者からの書面による要求がある場合、当該サブ・ファンドの受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

受益証券は、米国内で登録されておらず、かつ、米国内で募集されておらず、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

ファンドは、FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

受益証券の譲渡制限については、前記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売 譲渡制限」を参照のこと。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2026年2月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約10億112万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,676円）の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

（2）会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は、その定員および任期を決定する年次株主総会において株主によって選任される。いかなる取締役も、株主により理由の有無を問わず解任される。

取締役会は、互選により、会長1名および副会長1名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により招集され、招集通知に記載された場所で開催される。会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務めるものとするが、欠席の場合、株主または取締役会は、当該会議の出席者の多数決により、臨時議長として他の取締役を任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催予定日の24時間以上前に取締役にあててなされなければならない。緊急の場合には、当該緊急事由および動機について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、Eメールまたはファクシミリまたは他の類似の通信手段により各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の事前の決議により決定された時間および場所で開催されるものについては、特段の通知をする必要はない。

取締役は、書面または電信、電報、またはファクシミリにより、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役は、2名以上の別の取締役を代理することができる。いずれの取締役も、テレビ会議または他の類似の通信手段により、本人確認を可能にすることにより、取締役会に参加することができる。これらの通信手段は、会議への効果的な参加を保障する技術的特性を満たすものでなければならない。審議は、継続的に中継されなければならない。これらの手段による会議への参加は、当該会議への本人の参加と同等である。当該通信手段により開催される会議は、管理会社の登録事務所において開催されたものと見なされる。取締役会は、取締役の半数以上が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会は、書面、電信、ファクシミリまたは他の類似の通信手段により承認を表明する場合には、持回りによって書面による決議を全員一致で可決することができる。その全体をもって決議の証拠となる議事録を構成する。

取締役会は、管理会社の利益の管理および処分のすべての行為を行う最も広範な権限を付与されている。

とりわけ、取締役会は、管理会社の目的のために行われるすべての業務ならびに当該業務に関するあらゆる資金拠出、譲渡、購入、協力、提携、参画または金融面での介入について決定することのできる完全な権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託を管理運営するための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、1915年法に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず2010年法第125-2条に規定されたUCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、AIFMDおよび2013年法に基づき、ファンドに関しAIFMとして業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。管理会社は、UCIの管理、運営および販売に関するあらゆる活動を行うことができる。

管理会社はS M B C日興証券株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、関連する信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社は上記の受任者が適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを保証する。管理会社は、受任者または再受任者の業務遂行を監督する義務を負うものとし、受任者または再受任者の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドに対する損失について、当該損失が管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き責任を負うものではない。

信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

管理会社、その関係会社、これらの取締役、役員、従業員または代理人は、各サブ・ファンドの管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人としてそれぞれ強いられまたは被ることがある、関連する信託証書に基づきまたは各サブ・ファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、各サブ・ファンドの信託財産から補償される。かかる補償は、管理会社、その関係会社、その取締役、役員、従業員または代理人の故意の不履行、重過失または詐欺により発生した作為または不作為から生じ管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議による事前の承認を得て、受託会社により解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

2026年2月末日現在、管理会社は、以下のとおり分類される6本の投資信託を運営および管理しており、その純資産額の合計は、以下に記載された通貨建別運用金額の合計額である。

(2026年2月末日現在)

純資産総額（通貨建別）

米ドル	4,920,328,382
ユーロ	2,033,273
円	3,193,940,355,187
豪ドル	11,459,651

投資信託の基本的性格	
ルクセンブルグ籍契約型オープン・エンド型投資信託の数	1
ケイマン諸島籍契約型オープン・エンド型投資信託の数	5

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2026年2月27日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 183.82円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表
2025年3月31日現在
（単位：ユーロ）

注	2025年3月31日		2024年3月31日		
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	
資産					
固定資産					
- 有形資産					
a) その他の備品および付属品、工具および設備	3	10,888	2,001	8,231	1,513
流動資産					
- 債権					
売掛金					
- 1年以内に支払期限の到来するもの	4	1,349,190	248,008	1,190,974	218,925
その他の債権					
- 1年以内に支払期限の到来するもの		-	-	6,618	1,217
- 預金および手許現金	5	14,661,176	2,695,017	12,334,182	2,267,269
前払金		88,080	16,191	70,915	13,036
資産合計		<u>16,109,335</u>	<u>2,961,218</u>	<u>13,610,920</u>	<u>2,501,959</u>
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	6	5,446,220	1,001,124	5,446,220	1,001,124
- 準備金					
・ 法定準備金	7	544,622	100,112	673,906	123,877
・ 公正価値準備金を含むその他の準備金					
a) その他の利用可能な準備金		5,098,473	937,201	2,920,510	536,848
b) その他の利用可能でない準備金	8	1,513,088	278,136	1,443,562	265,356
		<u>7,156,183</u>	<u>1,315,450</u>	<u>5,037,978</u>	<u>926,081</u>
- 当期損益		<u>2,288,224</u>	<u>420,621</u>	<u>2,118,205</u>	<u>389,368</u>
		<u>14,890,627</u>	<u>2,737,195</u>	<u>12,602,403</u>	<u>2,316,574</u>
引当金					
- 納税引当金	9	843,318	155,019	661,448	121,587
- その他の引当金	10	326,477	60,013	301,420	55,407
		<u>1,169,795</u>	<u>215,032</u>	<u>962,868</u>	<u>176,994</u>
債務					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの	11	-	-	-	-
- その他の債務					
- 社会保障	11	48,912	8,991	45,649	8,391
		<u>48,912</u>	<u>8,991</u>	<u>45,649</u>	<u>8,391</u>
資本金、準備金および負債合計		<u>16,109,335</u>	<u>2,961,218</u>	<u>13,610,920</u>	<u>2,501,959</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書
2025年3月31日に終了した年度
(単位：ユーロ)

	注	2025年3月31日		2024年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
純売上高	12.1	5,285,886	971,652	4,688,515	861,843
その他の営業収益	13.2	16,812	3,090	5,531	1,017
原材料・消耗品およびその他外部費用					
b) その他の外部費用	12.2	(462,858)	(85,083)	(418,435)	(76,917)
人件費		(1,833,204)	(336,980)	(1,521,982)	(279,771)
- 賃金および給与		(1,512,206)	(277,974)	(1,241,024)	(228,125)
- 社会保障費		(131,814)	(24,230)	(128,951)	(23,704)
- 年金関連		(40,866)	(7,512)	(45,177)	(8,304)
- その他の社会保障費		(90,948)	(16,718)	(83,774)	(15,399)
- 補足的社会費用		(27,150)	(4,991)	-	-
- その他の人件費		(162,034)	(29,785)	(152,007)	(27,942)
その他の営業費用	13.1	(445,693)	(81,927)	(294,751)	(54,181)
その他の未収利息および類似収益		469,420	86,289	366,465	67,364
未払利息および類似費用		-	-	-	-
損益に係る税金		(742,138)	(136,420)	(707,138)	(129,986)
税引後損益		2,288,224	420,621	2,118,205	389,368
その他の税金		-	-	-	-
当期利益		2,288,224	420,621	2,118,205	389,368

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

財務書類に対する注記

2025年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（随時改正済）（以下「2010年法」という。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（随時改正済）（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U（以下「A I F M D」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2025年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、日興グローバル・ファンズ、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム（適格機関投資家向け）（「Q M S」）、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラストおよびクオンティック・トラストの6の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業の前提で作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

合計額の差異が、四捨五入により生じることがある。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価		評価額調整			
	期首現在 価値総額	期末現在 価値総額	期首現在 累積額調整	期末現在 累積額調整	期首現在 価値純額	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産						
- コンピューター機器	5,096	5,096	(4,234)	(4,679)	862	417
- 家具、備品 および付属品	15,697	21,561	(8,328)	(11,090)	7,369	10,471

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- コンピューター機器 25%
- 家具および備品 20%
- オフィスレイアウト 50%

注4．売掛金

2025年3月31日および2024年3月31日現在の売掛金は、未収管理報酬である。

注5．預金および手許現金

預金には、S M B Cグループ内に預託された14,607,124.48ユーロの資金と、B I L銀行(バンク・インターナショナル・ア・ルクセンブルク)内に預託された54,051.81ユーロが含まれており、制限付き現金はない。

注6．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

当社は、2025年3月31日または2024年3月31日に終了した年度中に自社株を取得しなかった。

当社の現在の単独株主はS M B C日興証券株式会社である。

注7．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

2023年3月31日に終了した年度の利益に関しては、99,486ユーロが積立てられた（2022年3月31日に終了した年度の利益に関しては83,706ユーロ）。

注8．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	準備金 (1)	特別納税 準備金 (2)	その他の 準備金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2024年3月31日現在残高	5,446,220	673,906	2,920,510	1,443,563	4,364,072	2,118,205
損益の繰入額	-	(129,284)	2,177,964	69,525	2,247,489	(2,118,205)
分配済み配当金	-	-	-	-	-	-
当期損益	-	-	-	-	-	2,288,224
2025年3月31日現在残高	5,446,220	544,622	5,098,473	1,513,088	6,611,561	2,288,224
	資本金	法定 準備金	準備金 (1)	特別納税 準備金 (2)	その他の 準備金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2023年3月31日現在残高	5,446,220	574,420	999,124	1,474,712	2,473,836	1,989,722
損益の繰入額	-	99,486	1,921,386	(31,150)	1,890,236	(1,989,722)
分配済み配当金	-	-	-	-	-	-
当期損益	-	-	-	-	-	2,118,205
2024年3月31日現在残高	5,446,220	673,906	2,920,510	1,443,562	4,364,072	2,118,205

当社は、施行された税法に準拠して、純富裕税（NWT）負債を軽減した。当該法律に従い、当社は、純富裕税の控除額の5倍に相当する金額を利用可能でない準備金（「特別納税準備金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該準備金は、5年間は配当に利用することはできない。

注9．納税引当金

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純富裕税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。

注10．その他の引当金

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	326,477	301,420
	<u>326,477</u>	<u>301,420</u>

注11．その他の債務

2025年3月31日および2024年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
優先債権者に対する引当金（社会保障）	48,912	45,649
	<u>48,912</u>	<u>45,649</u>

注12．純売上高およびその他の外部費用

12.1 純売上高

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	5,280,886	4,688,515
法務報酬	5,000	-
	<u>5,285,886</u>	<u>4,688,515</u>

2025年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・C B・ファンド（2024年8月30日付で償還）、日興ワールド・トラスト - デンマーク、カバード債券ファンド 米ドル建て（米ドルヘッジあり）、日興ワールド・トラスト - グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド、日興ワールド・トラスト - C L イシューアンス戦略ファンド、日興ワールド・トラスト - ブルックフィールド不動産インカム・トラスト・ファンドおよびプレミアム・ファンズ バークレイズ社債 USキャピタル・プラス2411（2024年10月10日付で設定）から、当該月中のこれらのサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - B Xライフ・サイエンス（2024年10月22日付で設定）から、当該四半期中の純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）から、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。当該ファンドは、2024年9月17日付で償還した。

当社は、日興ワールド・トラスト - K K Rグローバル・インパクト・ストラテジーから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、Q M S から、当該月中のかかるファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラスト - 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03から、毎月後払いされる、()サブ・ファンドの当初発行価格に()関連評価日時点の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.03%の報酬を受領する。

当社は、日興グローバル・ファンズの各サブ・ファンドから、当該四半期中の当該サブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。

「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。

12.2 その他の外部費用

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の費用	462,858	418,435
	<u>462,858</u>	<u>418,435</u>

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注13．その他の営業費用およびその他の営業収益

13.1 その他の営業費用

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	445,693	294,751
	<u>445,693</u>	<u>294,751</u>

当該残高は、旅費、研修費、IT費、賃貸費等から構成されており、そのうち財務情報サービスは159,098.88ユーロ（2024年：27,510.99ユーロ）に相当する。

13.2 その他の営業収益

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からのその他の引当金に対する調整	-	3,591
償却済み投資信託からの現金	3,662	18
その他	13,150	1,922
	<u>16,812</u>	<u>5,531</u>

注14．従業員および取締役

14.1 取締役

服部博則氏は2024年5月31日付で辞任した。

牧山恭祐氏は2024年6月24日付で辞任し、橋本一成氏が2024年6月24日付で任命された。

取締役報酬は、その他の営業費用の一部である。

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2025年3月31日	2024年3月31日
取締役	<u>4</u>	<u>5</u>

14.2 従業員

2025年3月31日および2024年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2025年3月31日	2024年3月31日
上級管理職	3	3
中間管理職	2	2
従業員	4	4
	<u>9</u>	<u>9</u>

注15．後発事象

2025年4月24日付で新たに1つのサブ・ファンド（日興ワールド・トラスト - ジャパンNベア・ファンド）が、ケイマン諸島で届出された。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2025

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2025 EUR	March 31, 2024 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Tangible assets			
a) Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	10 888	8 231
Current assets			
- Debtors			
Trade debtors			
- becoming due and payable within one year	4	1 349 190	1 190 974
Other debtors			
- becoming due and payable within one year		-	6 618
- Cash at bank and in hand	5	14 661 176	12 334 182
Prepayments		<u>88 080</u>	<u>70 915</u>
Total assets		<u>16 109 335</u>	<u>13 610 920</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	6	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
• legal reserve	7	544 622	673 906
• other reserves, including the fair value reserve			
a) other available reserves		5 098 473	2 920 510
b) other non available reserves	8	<u>1 513 088</u>	<u>1 443 562</u>
		7 156 183	5 037 978
- Profit or loss for the financial year		<u>2 288 224</u>	<u>2 118 205</u>
		14 890 627	12 602 403
Provisions			
- Provisions for taxation	9	843 318	661 448
- Other provisions	10	<u>326 477</u>	<u>301 420</u>
		1 169 795	962 868
Creditors			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year	11	-	-
- Other creditors			
- Social security authorities	11	<u>48 912</u>	<u>45 649</u>
		<u>48 912</u>	<u>45 649</u>
Total Capital, Reserves and Liabilities		<u>16 109 335</u>	<u>13 610 920</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
Profit and loss account for the year ended March 31, 2025
 (expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2025 EUR	March 31, 2024 EUR
Net turnover	12.1	5 285 886	4 688 515
Other operating income	13.2	16 812	5 531
Raw materials and consumables and other external expenses			
b) Other external expenses	12.2	(462 858)	(418 435)
Staff costs		(1 833 204)	(1 521 982)
- Wages and salaries		(1 512 206)	(1 241 024)
- Social security costs		(131 814)	(128 951)
- <i>Relating to pension</i>		<i>(40 866)</i>	<i>(45 177)</i>
- <i>Other social security costs</i>		<i>(90 948)</i>	<i>(83 774)</i>
- Supplementary Social costs		(27 150)	-
- Other staff costs		(162 034)	(152 007)
Other operating expenses	13.1	(445 693)	(294 751)
Other interest receivable and similar income		469 420	366 465
Interest payable and similar expenses		-	-
Tax on profit or loss		(742 138)	(707 138)
Profit or loss after taxation		<u>2 288 224</u>	<u>2 118 205</u>
Other taxes		-	-
Profit for the financial year		<u>2 288 224</u>	<u>2 118 205</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the “2010 Law”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “Funds”). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the “2013 Law”) and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “Annex”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “AIFMD”). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2025, the Company manages 6 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Global Funds, Quantitative Multi-Strategy Program II (For Qualified Institutional Investors) (“QMS II”), Premium Funds, Nikko World Trust and Quantic Trust.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

Differences in total amounts may arise as a result of rounding.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost		Value adjustments		Net value at the beginning of the financial year	Net value at the end of the financial year
	Gross value at the beginning of the financial year	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year	Cumulative value adjustments at the end of the financial year		
Fixed assets	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
-computer equipment	5 056	5 096	(4 234)	(4 679)	862	417
Furniture, fixtures and fittings	15 407	21 561	(8 328)	(11 090)	7 369	10 471

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Computer and equipment	25%
Furniture & fixtures	20%
Office arrangements	50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)****Note 4 – Trade Debtors**

Trade Debtors as at March 31, 2025 and March 31, 2024 represent management fees receivable.

Note 5 – Cash at bank and in hand

Cash at bank included EUR 14,607,124.48 of funds deposited within SMBC Group and EUR 54,051.81 deposited within BIL, with no restricted cash.

Note 6 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

The Company did not acquire any of its own shares during the year ending 31 March 2025 nor during the year ending 31 March 2024.

The current sole shareholder of the Company, is SMBC Nikko Securities Inc.

Note 7 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

A transfer of EUR 99 486 was made in respect of the profit from the year ending 31 March 2023 (EUR 83 706 in respect of the profit from the year ending 31 March 2022).

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)

Note 8 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2024	5 446 220	673 906	2 920 510	1 443 563	4 364 072	2 118 205
Allocation of the result	-	(129 284)	2 177 964	69 525	2 247 489	(2 118 205)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>2 288 224</u>
Balance at March 31, 2025	<u>5 446 220</u>	<u>544 622</u>	<u>5 098 473</u>	<u>1 513 088</u>	<u>6 611 561</u>	<u>2 288 224</u>
	Capital	Legal reserve	Reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2023	5 446 220	574 420	999 124	1 474 712	2 473 836	1 989 722
Allocation of the result	-	99 486	1 921 386	(31 150)	1 890 236	(1 989 722)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	2 118 205
Balance at March 31, 2024	5 446 220	673 906	2 920 510	1 443 562	4 364 072	2 118 205

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)****Note 8 - Capital and reserves (continued)**

The Company reduced the Net Wealth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non available reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

Note 9 – Provision for taxation

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and net wealth tax.

Tax liabilities are recorded under “Provisions for taxation” in the balance sheet.

Note 10 – Other provisions

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Provision for general expenses	326 477	301 420
	<u>326 477</u>	<u>301 420</u>

Note 11 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2025 and March 31, 2024 are analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Provision for preferential creditors (social security)	48 912	45 649
	<u>48 912</u>	<u>45 649</u>

Note 12 - Net turnover and other external expenses**12.1 - Net turnover**

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Management fees	5 280 886	4 688 515
Legal fees received	5 000	-
	<u>5 285 886</u>	<u>4 688 515</u>

The Management fee rates applicable as at March 31, 2025 are as follows:

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)**

The Company receives from Premium Funds – Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds – Global Core Equity Fund, Premium Funds – Global Core Bond Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Advanced Type, Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund (terminated on 30 August 2024), Nikko World Trust – Denmark Covered Bond Fund (USD Hedged), Nikko World Trust – Global Trading Opportunity Fund, Nikko World Trust – Bridgewater Macro Strategy Fund, Nikko World Trust – CLO Issuance Strategy Fund, Nikko World Trust – Brookfield Real Estate Income Trust Fund and Premium Funds – US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note) (launched on 10 October 2024), an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – BX Life Sciences (launched on 22 October 2024), an annual management fee of 0.03% of the net asset value during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly. The series trust terminated on 17 September 2024.

The Company receives from Nikko World Trust – KKR Global Impact Strategy an annual management fee at the rate of 0.05% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from QMS II an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantic Trust – Target Early Termination Smart Brain Fund 2020-03 a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the sub-fund and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each sub-fund of Nikko Global Funds an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows:

- “GYLOE” (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds’ related parties and -

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)**

- “GILOE” (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund’s related parties.

In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily.

12.2 - Other external expenses

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Other expenses	<u>462 858</u>	<u>418 435</u>
	<u>462 858</u>	<u>418 435</u>

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 13 - Other operating expenses and other operating income**13.1 - Other operating expenses**

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Other administrative expenses	<u>445 693</u>	<u>294 751</u>
	<u>445 693</u>	<u>294 751</u>

This balance is comprised of travel expenses, training expenses, IT, rental expenses, etc. in which financial information services amounted to EUR 159,098.88 (2024: EUR 27,510.99).

13.2 - Other operating income

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Adjustment other provisions from previous years	-	3 591
Cash from liquidated Investment funds	3 662	18
Other	<u>13 150</u>	<u>1 922</u>
	<u>16 812</u>	<u>5 531</u>

Note 14 - Staff and directors**14.1 - Directors**

Mr Hironori Hattori resigned on 31st May 2024.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)**

Mr. Kyosuke Makiyama resigned on 24th June 2024 and Mr Kazunari Hashimoto was appointed on 24th June 2024

Director's fees are part of the other operating expenses.

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
Directors	4	5

14.2 - Personnel

The number of personnel employed as at March 31, 2025 and March 31, 2024 was as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
Senior Management	3	3
Middle Management	2	2
Employees	<u>4</u>	<u>4</u>
	<u>9</u>	<u>9</u>

Note 15 – Subsequent events

One new sub-fund (Nikko World Trust – Japan N Bear Fund) has been filed in Cayman Islands on 24 April 2025.

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2026年2月27日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 183.82円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2025年9月30日現在

(単位：ユーロ)

	2025年9月30日		2025年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の備品および付属品、工具および設備	9,302	1,710	10,888	2,001
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	1,373,908	252,552	1,349,190	248,008
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
預金	15,623,293	2,871,874	14,661,176	2,695,017
手許現金	0	0	0	0
前払金	70,147	12,894	88,080	16,191
	<u>17,067,349</u>	<u>3,137,320</u>	<u>16,098,446</u>	<u>2,959,216</u>
資産合計	<u>17,076,651</u>	<u>3,139,030</u>	<u>16,109,335</u>	<u>2,961,218</u>
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	1,001,124	5,446,220	1,001,124
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	544,622	100,112	544,622	100,112
その他の積立金	8,899,785	1,635,958	6,611,561	1,215,337
	<u>9,444,407</u>	<u>1,736,071</u>	<u>7,156,183</u>	<u>1,315,450</u>
- 当期損益	991,112	182,186	2,288,224	420,621
	<u>15,881,739</u>	<u>2,919,381</u>	<u>14,890,627</u>	<u>2,737,195</u>
引当金				
- 納税引当金	682,988	125,547	843,318	155,019
- その他の引当金	322,325	59,250	326,477	60,013
	<u>1,005,314</u>	<u>184,797</u>	<u>1,169,795</u>	<u>215,032</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	189,599	34,852	0	0
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	48,912	8,991
	<u>189,599</u>	<u>34,852</u>	<u>48,912</u>	<u>8,991</u>
負債合計	<u>17,076,651</u>	<u>3,139,030</u>	<u>16,109,335</u>	<u>2,961,218</u>

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2025年4月1日から2025年9月30日までの期間

(単位：ユーロ)

	2025年9月30日		2025年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	250,007	45,956	462,858	85,083
人件費	1,113,398	204,665	1,833,204	336,980
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	236,421	43,459	445,693	81,927
その他の利息および類似財務費用	7,359	1,353	0	0
	<u>1,607,185</u>	<u>295,433</u>	<u>2,741,755</u>	<u>503,989</u>
法人所得税	314,683	57,845	742,138	136,420
	<u>1,921,868</u>	<u>353,278</u>	<u>3,483,893</u>	<u>640,409</u>
当期利益	<u>991,112</u>	<u>182,186</u>	<u>2,288,224</u>	<u>420,621</u>
費用合計	<u>2,912,980</u>	<u>535,464</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,061,031</u>
収益				
純売上高	2,746,511	504,864	5,285,886	971,652
その他の営業収益	11,466	2,108	16,812	3,090
その他の利息および類似財務収益	155,003	28,493	469,419	86,289
	<u>2,912,980</u>	<u>535,464</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,061,031</u>
当期損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
収益合計	<u>2,912,980</u>	<u>535,464</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,061,031</u>

4【利害関係人との取引制限】

投資者は、以下の潜在的な利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）は、時にサブ・ファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事する場合がある。かかる活動には、他のファンドの運用、有価証券の売買、投資顧問・経営顧問サービス、仲介サービスの提供およびその他のファンドまたは会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行う可能性がある。また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに提供するサービスと同様のサービスを第三者に提供することができるが、かかるサービスから得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力するものとする。サブ・ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面する場合があるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払うものとする。

受託会社、管理会社および/または、それらの関連会社は、関係する法律で認められる範囲内で、受託会社または管理会社を代理人または当事者本人として、受託会社または管理会社のためにまたはこれらとの間でポートフォリオ取引を行うことができる。受託会社または管理会社は、代理人として取引する場合、通常の仲介手数料および/または現金リベートを受け取り、保持することができ、当事者本人として取引する場合、その手数料が通常の総合サービス仲介料の料率を超過しないことを条件として通常の市場慣行に従うものとする。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、サービスまたはその他の便益（調査サービス、顧問サービス、特殊なソフトウェアもしくは調査サービスに関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。）を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、サブ・ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、また、かかる取引のために直接的な支払いは行われず、その代わりに受託会社、管理会社および/またはそれらの関連会社が仕事を発注することを請け負うことを条件とする。疑義を避けるため、上記の物品およびサービスには、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または直接的な金銭の支払いは含まれない。

受託会社または受託会社の関連会社は、ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則の要件に従い、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、またはかかる者に対して売却することができる。また受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができるほか、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

利害関係者は、ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則の要件に従い、受益者または受託会社が有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、サブ・ファンドの計算で受託会社に代わって利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がサブ・ファンドの利益になる場合もあれば、利益にならない場合もある。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグ法上の定足数要件および決議要件に従った株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその事業を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、3月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)メイプルズ・エフエス・リミテッド(「受託会社」)

(イ)資本金の額

2026年2月末日現在、500,000米ドル(約7,791万円)(50,000米ドルの株式資本および450,000米ドルの資本剰余金)

(ロ)事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)の規定に基づき、適式に設立され有効に存続し信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

(2)S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管会社」および「管理事務代行会社」)

(イ)資本金の額

2026年2月末日現在、90,154,448ユーロ(約165億7,219万円)

(ロ)事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に株式会社として設立された銀行であり、また、S M B CバンクE Uの100%子会社である。同社の目的は自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

(3)S M B C日興証券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

(イ)資本金の額

2026年4月1日現在、1,350億円

(ロ)事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は、証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

(4)エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイ(「投資運用会社」)

(イ)資本金の額

2026年2月末日現在、58,693,500スイスフラン(約118億2,439万円)

(注)スイスフランの円貨換算額は便宜上、2026年2月27日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイスフラン=201.46円)による。以下同じ。

(ロ)事業の内容

ジュネーブ1204ヘッセ通り18番に登記上の事務所を有するエドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイは、1924年5月26日にスイスで設立されたスイスの株式会社である。エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイは、スイスの金融監督当局であるFINMAによる認可、監督を受けている銀行であり、一任ポートフォリオ運用業務、投資助言業務および金融商品に関する注文の取次を含むがこれらに限定されない金融サービスの提供を主要事業とする。また、銀行として、集合投資スキームを管理者として運営する権限も有している。

(5)S M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社(「投資助言会社」)

(イ)資本金の額

2026年2月末日現在、14億9,900万円

(ロ)事業の内容

投資助言会社は、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)やラップ口座に関するサービスを提供するために2002年12月に設立された投資顧問会社であり、金融商品取引法に基づく投資運用業および投資助言業等の登録を受けている。

2【関係業務の概要】

(1) メイプルズ・エフエス・リミテッド

基本信託証書の規定に従って、受託会社はサブ・ファンドに関連して（基本信託証書に基づく権限および職務の履行に際して）受託会社として負担し、または当事者となったすべてのまたはいかなる訴訟、法的手続、債務、コスト、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または催告について、受託会社の故意の不履行、重過失または詐欺を原因とする作為または不作為に起因する訴訟、法的手続、債務、コスト、請求、損害、費用または催告を除き、関係する信託財産から補償を受けるものとする。また受託会社に過去または現在の受益者から補償金を受け取る権利はない。

基本信託証書の規定に従って、受託会社および受託会社の関連会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係するサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が受託会社、受託会社の関連会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また受託会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社は、受任者または副受任者の行為を監督する義務を負わないものとし、また受任者または副受任者の失当行為、過失または不履行を理由にサブ・ファンドに発生した損失に関して、かかる損失がサブ・ファンドに関する受託会社の職務に故意の不履行、重過失または詐欺に起因しない限り、責任を負わないものとする。受託会社はトレーディング・カンパニー、管理会社またはかかるトレーディング・カンパニーもしくは管理会社が権限、職務もしくは裁量権を委任した者またはかかる者の受任者を監督し、または委任された職務を履行する上記の者の資格を調査する義務を負わないものとする。また受託会社は投資対象の妥当性、適格性等に関する表明または保証を行わず、上記に関して一切責任を負わない。

受託会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、サブ・ファンドの期間とする。受託会社は45日前までに管理会社および受益者全員に書面の通知をして、後任の受託者が任命され次第、退任することができる。

受託会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された総管理事務代行契約に基づいて、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社はファンドの管理事務代行、登録代行兼名義書換代理人を務める各サブ・ファンドの管理事務代行会社として任命されている。総管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、ファンドの事務を管理し、ファンドの会計記録を付け、サブ・ファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務めるものとする。

総管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90暦日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90暦日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また総管理事務代行契約は総管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

総管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社（本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに管理事務代行会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。）は、その合理的な支配の及ばない理由、原因または偶発事故（自然災害、国有化、通貨制限、郵便その他のストライキ、争議行為または関連する証券取引所、決済システムもしくは市場の障害、停止もしくは混乱を含むが、これに限られない。）の直接または間接的な結果として生じた損失または同契約に基づく職務もしくは義務の不履行もしくは遅延につき責任を負わない。

総管理事務代行契約の関連する規定に従い、管理会社は、あるあらゆる経費、負債、債務、請求、措置、催告、損害、違約金、訴え、法的手続、判決、決定、訴訟、費用または支出(種類または性質を問わない。)のうち、(i)同契約に基づく機能または職務の履行に関連して管理事務代行会社に課され、これが負担し、またはこれに対して申立てがなされる可能性のあるものであって、()管理事務代行会社が適切な指示を受けて同契約に基づいて行為した事実に関連して直接または間接的に起因するものにつき、管理事務代行会社ならびにその役員および取締役を補償し、これらに損害を被らせないことを約束する。

管理事務代行会社に支払う報酬については各サブ・ファンドの付属書に記載するとおりである。

受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された保管契約に基づいて、受託会社および管理会社は各サブ・ファンドの信託財産に関する保管会社としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。

保管契約に定める規定に従って、保管会社(本項においては保管会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに保管会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。)は本書に基づいて職務を履行する過程で保管会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また保管会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく保管会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社は、サブ・ファンドに関して、第三者が被った損失または損害について保管会社に対してなされたすべての請求および要求(これに起因し、または付随して発生した費用および経費を含む。)について、保管会社の過失または故意の不履行に起因する場合を除き、もっぱら関係するサブ・ファンドの資産から保管会社を補償するものとする。

保管契約は、受託会社、管理会社または保管会社が90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また保管契約は保管契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの代理人が信用取引のために取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等に差し入れた契約、証拠金等の金銭またはその他の投資対象に関して保管会社は責任を負わないこと、さらに証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象に関する取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等の不履行または信用取引のために担保として差し入れた証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象から控除される金額に関して保管会社は責任を負わないことに投資家は注意すべきである。

保管会社に支払う報酬については「管理報酬等」の項に記載するとおりである。

(3) S M B C日興証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本におけるファンド証券の募集に関し、サブ・ファンドの日本における販売・買戻業務を行う。

(4) エドモン・ドゥ・ロスチャイルド(スイス)エス・エイ

管理会社の全般的な指揮、監督および責任に服しながら各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資運用会社として行為する。

管理会社は、関係するサブ・ファンドに関する投資運用契約に基づき遂行される業務または許可される行為に関連して、あるいはその結果、投資運用会社が直接または間接的に被り、負担し、または投資運用会社に対して申立てがなされる可能性のあるあらゆる経費、損失、損害、違約金、措置、判決、訴訟、支出、負債および費用(法的費用および専門家費用を含む。)について、関係するサブ・ファンドのために、もっぱら関係するサブ・ファンドの資産から、投資運用会社を補償する。ただし、投資運用会社の悪意、故意の不履行、現実の詐欺、関係するサブ・ファンドに関する投資運用契約に基づく投資運用会社の義務および責務について適用ある法律に対する重過失、認識ある過失または違反を原因とす

る場合を除く。投資運用契約は、投資運用会社が管理会社に対して90日前の書面による通知を行った場合、または投資運用契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了する。

投資運用会社は、「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(5) S M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社

管理会社は、S M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社を、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する投資助言会社として任命している。S M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社は、SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)やラップ口座に関するサービスを提供するために2002年12月に設立された投資顧問会社である。

関係するサブ・ファンドに関する投資助言契約に基づく職務の遂行を行う際の投資助言会社の重過失、故意の不履行、悪意、現実の詐欺または職務懈怠を理由とする場合を除き、管理会社は、投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人が関係するサブ・ファンドに関する投資助言契約に基づく投資助言会社の職務の遂行から、またはそれに関連して請求を受け、または負担したあらゆる法的措置、法的手続、請求、要求、負債、損失、賠償責任、費用および経費(合理的に関連または付随する法律その他の専門家に対する報酬および費用を含む。)について、関係するサブ・ファンドの資産から、投資助言会社、その株主、取締役、役員、使用人、従業員および代理人に補償を行い、これらの者に損失を与えないものとする。投資助言契約は、投資運用会社と共に管理会社より、または投資助言会社のいずれかより90日前の書面による通知により終了されるまで有効に存続する。投資助言契約は、同契約に規定されたその他の状況においても終了することがある。

3【資本関係】

管理会社は、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
- (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。

2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

(a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法(改正済)に基づく免許を受けた者

(b) ケイマン諸島の住宅金融組合法(改正済)またはケイマン諸島の共済会法(改正済)に基づき登録された者、または

(c) 非ファンド・アレンジメント(アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。)

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して(直接的または仲介会社を通じて間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役(または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員)に適切かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が

設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4(3)条ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務(CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。)に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。)を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類(当該書類はCIMAに提出しなければならない。)に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類(限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務が

ある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最

低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。)に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いましくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いましくはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いましくはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法または以下の(i)および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合

(i) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

() 免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(改正済)(以下「BOTA」という。)において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- (i) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、

株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ピークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
 - (d) 特に、オンショア-オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約(第三者の権利)法(改正済)により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
 - (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。
- 6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOTAに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合

- (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グラントコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関し必ずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1) (b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4) (a) (限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (c) BOTAに定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、BOTAに違反した場合
 - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと

- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

- (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法(改正済)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改正済)(以下「犯罪収益に関する法律」という。)またはケイマン諸島の薬物濫用法(改正済)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
- (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。)に関係する場合
- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
- (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
- (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法（改正済）

- （a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- （b）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- （a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - （i）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - （ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- （c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- （d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- （e）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- （b）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法(改正済)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法(改正済)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

(i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、

1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(改正済)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に依りて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに依りて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務

諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- (v) 監査人の氏名および住所
- () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
- 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付

にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- () 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

当計算期間において、ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2025年4月24日 有価証券報告書（第18期）/募集事項等記載書面

2025年7月31日 半期報告書（第19期中）

第5【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、日本における販売会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして以下の事項を記載する。
 - ・サブ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）は適用されない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の表紙および投資リスクの冒頭ならびに請求目論見書の表紙に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「各サブ・ファンドは、サブ・ファンド毎に、主として他の投資信託等を投資対象としている。各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は、各サブ・ファンドに組入れられた投資信託等の値動き、金利または為替相場の変動等の影響により上下するので、これにより投資元本を割り込むことがある。また、組入れられている有価証券の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがある。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落によって、損失を被り、投資元本を割り込むことがある。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属する。投資信託は預貯金と異なる。

また、サブ・ファンドの買付または換金の際は、事前申込みが必要である。

サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の主な変動要因としては、「市場リスク」、「流動性リスク」、「為替変動のリスク」、「他のファンドに投資を行うことに伴う運用リスク」、「運用リスク」および「時間外取引およびマーケットタイミング」などがある。」

- (6) 交付目論見書の最終頁の次に、「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがある。
- (7) ファンドの基本信託証書および追補信託証書の日本語による翻訳文を請求目論見書に掲載することがある。
- (8) 受益証券の券面は発行されない。

別紙 定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

決算日	毎年10月31日または各サブ・ファンドに関して管理会社が随時決定した毎年のその他の日をいう。
計算期間	各サブ・ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日（場合に応じて）から始まり、決算日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または各信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がファンドの管理事務代行に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
代行協会員	S M B C日興証券株式会社、または随時ファンドに関する代行協会員として管理会社により任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
A E O I	<p>（ ）1986年米国内国歳入法第1471条から第1474条および関連する法令、規則または指針、または同様の金融口座情報報告および/または源泉徴収税制度の実施を目指す他の法域で制定された類似の法律、規則または指針。</p> <p>（ ）経済協力開発機構（OECD）が発行する金融口座情報の自動的交換制度 - 共通報告基準（CRS）および関連指針。</p> <p>（ ）（ ）および（ ）に記載される法令、規則、指針または基準を遵守し、円滑化し、補足し、または施行するために締結される、ケイマン諸島（またはケイマン諸島の政府組織）およびその他の法域（当該各法域の政府組織を含む。）との間の政府間協定、条約、規則、指針、基準またはその他の取決め。</p> <p>（ ）上記に掲げる事項を発効させるためにケイマン諸島において実施される法令、規則または指針。</p>
A I F M	A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社をいう。
A I F M D	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（随時改正される。）をいう。
営業日	土曜日、日曜日および12月24日を除くルクセンブルグおよびスイス（ジュネーブ）における銀行が営業している日で、かつ日本において金融商品取引業者が営業している日、または各サブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。
ケイマン諸島	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。

総管理事務代行契約	ファンドに関する管理事務代行業務を提供するために管理事務代行会社を任命する契約をいう。
券面	関係するサブ・ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する証書をいう。
転換日	各サブ・ファンドの受益証券（場合によっては、各サブ・ファンドのクラス証券または受益証券のシリーズ）に関して、受益証券の転換ができるものとして関係するサブ・ファンドの信託証書もしくは本書に記載された日、および/または管理会社が定めたその他の日をいう。
転換通知	各サブ・ファンドの受益証券（場合によっては、各サブ・ファンドのクラス証券または受益証券のシリーズ）に関して、受益証券の転換を請求する通知をいう。
保管会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または各信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って随時管理会社および受託会社からファンドの保管人に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
保管契約	受託会社および管理会社がファンドに関連して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。
分配日	各分配基準日の後4営業日目の日、または管理会社がサブ・ファンドに関して決定する毎年のその他の日をいう。
分配期間	前分配基準日の翌暦日から開始し、分配基準日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
分配基準日	毎年の決算日および/または管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定する毎年の日をいう。
販売会社	日本の法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興証券株式会社、または各信託証書に定める条件に従って管理会社がファンドの販売者に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
適格投資家	（a）（ ）米国人、（ ）ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人（ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。）、または（ ）（ ）もしくは（ ）記載の個人もしくは法人の保管者、ノミニーもしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または（b）受益証券を保有する資格を有している者として、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。

ユーロ	欧州経済通貨統合の参加諸国の法定通貨をいう。
投資対象	個人、団体（法人格の有無を問わない。）、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行したあらゆる種類の株式、債券、ディベチャー、ディベチャーストック、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、オプション契約もしくは先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、先物為替予約、レポ取引、逆レポ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパーもしくは有価証券またはその他の商品（派生商品を含む。）、またはローン（もしくはローン・パーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加および短期金融市場で利益を稼得するすべての短期投資または短期の預金（定期預金、銀行引受手形およびその他銀行の債務を含む。）をいう。
投資助言会社	日本の法律に基づいて設立された会社であるS M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社および/または各信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って各サブ・ファンドの投資助言会社として任命されるその他の個人もしくは法人をいう。
投資助言契約	管理会社および投資運用会社が各サブ・ファンドに関して投資運用会社に投資助言業務を提供する投資助言会社を任命した契約をいう。
投資運用契約	管理会社が各サブ・ファンドに関して管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社を任命した契約をいう。
投資運用会社	すべてのサブ・ファンドについて、スイスの法律に基づいて設立された会社であるエドモン・ドゥ・ロスチャイルド（スイス）エス・エイまたは各サブ・ファンド信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドの投資運用者として任命されることがあるその他の個人もしくは法人をいう。
発行日	各営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。
発行価格	本書「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売 受益証券の発行」に記載される価格をいう。
日本	日本、日本の領土および領地をいう。
管理会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または各サブ・ファンドの信託証書およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドに関する管理者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。

ミューチュアル・ ファンド法	随時変更されるケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）をいう。
純資産総額	各サブ・ファンドの受益証券（場合によってはサブ・ファンドの各クラスまたはシリーズの受益証券）に関して、当該サブ・ファンドの信託財産（場合によっては当該クラスまたはシリーズに帰属する信託財産の一部）に含まれるすべての資産の額から当該サブ・ファンドの信託財産から適正に支払われるべきすべての負債（場合によっては当該クラスまたはシリーズに帰属する負債）の額を差し引いた各評価日現在の価値をいい、各サブ・ファンドの信託証書および本書に従って、管理事務代行会社または管理事務代行会社の代理人が関係する基準通貨で計算する。
受益証券1口当たり 純資産価格	各サブ・ファンド（場合によっては各サブ・ファンドの各クラスまたはシリーズ）の関係する基準通貨による受益証券1口当たりの価格をいい、関係するサブ・ファンドの信託財産（場合によっては各サブ・ファンドの関係するクラスまたはシリーズに帰属する信託財産の一部）の純資産総額を発行されている当該サブ・ファンド（場合によっては当該クラスまたはシリーズ）の受益証券の口数で除して計算され、各サブ・ファンドでは円貨にて四捨五入して小数第4位まで算出される。
基準通貨	各サブ・ファンド（場合によっては各サブ・ファンドの各クラスまたはシリーズ）に関する受益証券の表示通貨をいう。
受益者名簿	各信託証書に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。
ミューチュアル・ ファンド規則	一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）をいう。
買戻日	各営業日または管理会社が随時決定したその他の日をいう。
買戻請求通知	各サブ・ファンドの受益証券に関する買戻請求の通知をいう。
買戻価格	本書「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（2）日本における買戻し」の項に記載される価格をいう。
サブ・ファンド	受託会社と管理会社の間2017年4月20日付で修正および再録された2006年9月20日付基本信託証書（随時、修正および追補される。）および2006年9月20日付補遺信託証書（随時、修正および追補される。）に基づいて設定されたファンドのサブ・ファンドである日本大型株式ファンド、日本小型株式ファンド、グローバル株式ファンド、エマージング株式ファンド、グローバル債券ファンド、ハイイールド債券ファンド、オルタナティブ・ファンド、不動産（REIT）ファンドおよびコモディティ・ファンドをいう。

サブ・ファンド決議

(a) 関係するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b) 当該サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産総額の単純過半数(当該集会の基準日(ただし、当該基準日が評価日ではない場合、基準日の直前評価日)の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。)を保有する者により可決された決議をいう。

買付申込通知

各サブ・ファンドの受益証券(場合によっては各サブ・ファンドの各クラスまたはシリーズの受益証券)に関して、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が随時決定した書式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。

**トレーディング・
カンパニー**

各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの資産のすべてを保有し、当該サブ・ファンドの受託者として行為する受託会社にその持分のすべてを保有される会社(もしあれば)をいう。

ファンド	受託会社と管理会社の間で締結された信託証書により設立されたファンドをいい、「日興グローバル・ファンズ」と総称する。
停止	管理会社または受託会社の決定に従って、一または複数のサブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ）の受益証券の純資産価額の計算、受益証券の発行および/または買戻しを停止することをいう。
信託財産	各サブ・ファンドについて、各サブ・ファンドの受益証券の発行による手取金およびすべての投資資産、ならびに各サブ・ファンドの信託証書に規定された各サブ・ファンドの信託により受託会社によって当該時点において保有されるかまたは保有されるとみなされるすべての現金、その他の財産および資産をいう。
受託会社	メイブルズ・エフエス・リミテッド、または各サブ・ファンドの信託証書に定める規定に従って各サブ・ファンドの受託者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
受益証券	各サブ・ファンドの信託財産の受益的持分を互いに等しい不可分の割合に分割したもので、1口に満たない受益証券を含み（適用ある場合）、サブ・ファンドの受益証券をいう。
米国	アメリカ合衆国、領土または属領（各州およびコロンビア地区を含む。）をいう。
受益者	その時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。
受益者決議	（ a ）すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産総額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（ b ）すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産総額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
米ドル	米国の法定通貨をいう。

米国人

受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。()米国に居住する自然人、()米国の法律に基づいて組織され、設立されたパートナーシップまたは法人、()執行者または財産管理人が米国人である財団、()受託者が米国人である信託、()米国に所在する外国の法主体の代理店または支店、()米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任禁止勘定または類似の勘定(遺産または信託を除く。)、()米国で組織され、設立され、また(個人の場合は)米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、および()パートナーシップまたは法人で(A)外国の法域の法律に基づいて組織され、設立され、また(B)米国証券法に基づく登録がされていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの(ただし、自然人、財団または信託以外の適格投資家(米国証券法に基づくルール501(a)の定義に従う。)が組織し、設立し、または所有している場合を除く。)。

評価日

各営業日または管理会社が随時決定することができるその他の日をいう。

日本円

日本の法定通貨をいう。

独立監査人の監査報告書

日興グローバル・ファンズの受託会社御中

監査意見

我々は、日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2025年10月31日現在の結合純資産計算書、純資産計算書、統計情報および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の結合運用計算書および純資産変動計算書、各サブ・ファンドの運用計算書および純資産変動計算書（すべて日本円で表示）（以下、総称して「財務書類」という。）、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記で構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、ファンドおよび各サブ・ファンドの2025年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会の定める職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にあり、当該規定およびIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

受託会社および管理会社は、年次報告書に記載されている情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると受託会社および管理会社が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、受託会社および管理会社は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、受託会社および管理会社がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、C S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

C S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに受託会社および管理会社が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・受託会社および管理会社が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

デロイト・アンド・トゥッシュ・エルエルピー

2026年4月2日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間には相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

Independent Auditor's Report

To the Trustee of Nikko Global Funds

Opinion

We have audited the financial statements of Nikko Global Funds (the “Trust”) and each of its Series Trusts, which comprise combined the statement of net assets, the statements of net assets, the statistical information and the schedules of investments of each of its Series Trusts as at October 31, 2025, and the combined statement of operations and changes in net assets, the statement of operations and changes in net assets of each of its Series Trusts for the year then ended (all expressed in Japanese Yen) (together “the financial statements”), and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Trust and of each of its Series Trusts as at October 31, 2025, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Our responsibilities are further described in the “Auditor’s Responsibilities for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (IESBA Code), together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

The Trustee and the Manager are responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our auditor’s report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Trustee and the Manager for the Financial Statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibilities of the Trustee and the Manager for the Financial Statements (continued)

In preparing the financial statements, the Trustee and the Manager are responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Trustee and the Manager either intend to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Trust's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs as adopted by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs as adopted by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Trustee and the Manager.
- Conclude on the appropriateness of the Trustee and the Manager's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche LLP

April 2, 2026

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）の2025年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当社の2025年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従って当社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の記載内容

取締役会は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、経営報告書を含む年次報告書のうち、財務書類および公認の監査人報告書以外の情報である。

我々の監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、我々は当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2025年6月25日

ケーピーエムジー オーディット エス・
アー・エール・エル
公認の監査法人

ミルコ・レーマン

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, rue Hildegard von Bingen
L-1282 Luxembourg
Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 March 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the «Responsibilities of “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report including the management report but does not include the annual accounts and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d’entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company’s internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors’ use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company’s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d’entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d’entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Luxembourg, 25 June 2025

KPMG Audit S.à r.l.
Cabinet de révision agréé

Mirco Lehmann

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

独立監査人の監査報告書

日興グローバル・ファンズの受託会社御中

監査意見

我々は、日興グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2024年10月31日現在の結合純資産計算書、純資産計算書、統計情報および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の結合運用計算書および純資産変動計算書、各サブ・ファンドの運用計算書および純資産変動計算書（すべて日本円で表示）（以下、総称して「財務書類」という。）、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記で構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、ファンドおよび各サブ・ファンドの2024年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会の定める職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にあり、当該規定およびIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

受託会社および管理会社は、年次報告書に記載されている情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると受託会社および管理会社が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、受託会社および管理会社は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、受託会社および管理会社がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、C S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

C S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに受託会社および管理会社が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・受託会社および管理会社が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

デロイト・アンド・トゥッシュ・エルエルピー

2025年3月28日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間には相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

Independent Auditors' Report

To the Trustee of Nikko Global Funds

Opinion

We have audited the financial statements of Nikko Global Funds (the “Trust”) and each of its Series Trusts, which comprise combined the statement of net assets, the statements of net assets, the statistical information and the schedules of investments of each of its Series Trusts as at October 31, 2024, and the combined statement of operations and changes in net assets, the statement of operations and changes in net assets of each of its Series Trusts for the year then ended (all expressed in Japanese Yen) (together “the financial statements”), and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Trust and of each of its Series Trusts as at October 31, 2024, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Our responsibilities are further described in the “Auditor’s Responsibilities for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (IESBA Code), together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

The Trustee and the Manager are responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our auditor’s report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Trustee and the Manager for the Financial Statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibilities of the Trustee and the Manager for the Financial Statements (continued)

In preparing the financial statements, the Trustee and the Manager are responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Trustee and the Manager either intend to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Trust's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs as adopted by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs as adopted by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Trustee and the Manager.
- Conclude on the appropriateness of the Trustee and the Manager's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche LLP

March 28, 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。